



西 東 京 市

第 2 次 環 境 基 本 計 画

後 期 計 画



平成31年3月
西 東 京 市



は じ め に

高度経済成長による工業化、都市化による「公害問題」への対応が求められた昭和から、地球温暖化など世界規模の共通課題である「環境問題」に直面した平成を経て、今、新たな時代へ移り変わろうとしています。

2015 年には、地球規模の環境の危機を反映し、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や気候変動に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されるなど、国際社会全体が人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んでいこうという、国際社会の基本理念としての「持続可能な開発」という考え方が浸透しつつあります。

一方、西東京市では、第 2 次基本構想で掲げた「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」との基本理念の実現にむけて「みんなの輝きを次世代につなぐまちづくり」を進めています。その中で、将来にわたって「住み続けたいまち」「住みたいまち」として選択され続けるためには、市民一人ひとりのこころやからだの健康はもとより、社会や経済、居住や教育といった生活環境も健康水準を向上させるための要素と捉え、まち全体の「健康」を達成するための「健康」応援都市としての取り組みを進めています。

この「健康」応援都市の実現において、良好な環境を保全していくことだけでなく、みどり、景観、文化財、農地といった地域資源を「環境水準」として捉え、その水準を高めていくことは、重要な要因です。

こうした社会的動向を踏まえて、この度、今後 5 年間の「西東京市第 2 次環境基本計画後期計画」を策定しました。策定にあたっては、現行の計画をベースとして必要な箇所を見直し「西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編」を包含したほか、SDGs の目標実現への貢献という視点を加えています。

今後、本計画をもとに、市民、事業者の皆様と共に環境の保全に努めてまいりますので、一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心な討議をいただいた西東京市環境審議会の委員の皆様をはじめ、アンケートに御協力いただいた市民・市内事業者の皆様、貴重なご意見、ご提言をいただいた多くの皆様に、厚く御礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月

西東京市長

丸山 浩一



目 次

第1章 計画策定の背景	1
1.1. 計画策定の経緯	1
1.2. 西東京市の環境を取り巻く背景	1
1.3. 計画策定の基本的な考え方	4
第2章 計画の基本的事項	5
2.1. 計画の役割と位置づけ	5
2.2. 計画の期間	5
2.3. 計画の対象範囲	6
2.4. 計画の主体と各主体の役割	6
第3章 西東京市の環境の現状と課題	7
3.1. 西東京市の概況	7
3.2. 西東京市の環境の現状	11
3.3. 2次計画の施策の進捗状況	17
3.4. アンケート調査及びヒアリング結果	23
3.5. 現状と課題を踏まえた本計画の方向性	29
第4章 計画のめざすところ	33
4.1. 基本理念	33
4.2. 環境の将来像と実現に向けた5つの基本方針	34
4.3. 環境の将来像実現に向けた施策の体系	36
4.4. SDGsと本計画との関わり	38
第5章 将来像を実現するための取組	42
基本方針1	43
基本方針2	55
基本方針3	61
基本方針4	65
基本方針5	71
第6章 重点プロジェクト	77
6.1. 重点プロジェクトの位置づけ	77
6.2. 重点プロジェクト設定の視点	77
6.3. 重点プロジェクト	78
第7章 計画の推進体制・進行管理	80
7.1. 推進体制	80
7.2. 進行管理の手法	81
資料編	83

第1章 計画策定の背景

1.1. 計画策定の経緯

西東京市（以下、「本市」という。）では、「西東京市環境基本条例」に基づき、2004(平成 16)年3月に「西東京市環境基本計画」を策定し、2009(平成 21)年3月に「西東京市環境基本計画（後期計画）」として再編成しました。その後、2014(平成 26)年3月にこれまでの成果を振り返るとともに社会情勢等の変化に対応するため、西東京市第2次環境基本計画（以下、「2次計画」という。）を策定しました。

また、本市においては、市民・事業者・市の三者の協働によって地域における温室効果ガスの排出を抑制するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、西東京市地球温暖化対策地域推進計画（以下、「温暖化対策地域計画」という。）を2010(平成 22)年3月に策定しました。

今回、2次計画策定から5年が経過し、計画の中間見直しの時期を迎えたことを受け、近年の複雑化する様々な環境問題や深刻化する地球温暖化に対し、より効果的な対策を行うため、2次計画を見直し温暖化対策地域計画※を包含した形で、「西東京市第2次環境基本計画（後期計画）」（以下、「本計画」という。）の策定を行います。

※地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により、「西東京市地球温暖化対策地域推進計画」については、その名称を「西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編」と変更する必要があります。

1.2. 西東京市の環境を取り巻く背景

（1）地球温暖化問題への対応

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によると、気候変動に関連すると考えられる干ばつ、洪水、嵐等の災害は、1980年代に比べ2000年代に入ってから増加しており、極端な異常気象、深刻な干ばつによる食料不足、都市部においては暑さによる身体へのストレス、暴風雨、極端な降水が発生するなど、21世紀に入って毎年のように世界各地で気候変動に関連すると思われる事象が発生しています。

このような状況の中、2015(平成 27)年12月、フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、法的拘束力のある国際約束であるパリ協定が採択され、「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を掲げ、2017(平成 29)年3月末現在、気候変動枠組条約締結国である197の国・地域のうち、日本を含めた141の国・地域がパリ協定を締結しています。

我が国は2016(平成 28)年、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策計画を閣議決定し、パリ協定や2015(平成 27)年に国連に提出した「日本の約束草案」

を踏まえ、2030 年度の中期目標として、「温室効果ガスの排出を 2013(平成 25)年度比 26%削減する」とともに、長期目標として「2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」としており、目標達成に向けた取組の推進が必要です。

また、気候変動に対応するためには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」を進めることが重要です。このため国は、2018(平成 30)年 12 月に施行された気候変動適応法に基づいて、現在生じている被害や将来予測される被害の回避・軽減等を図るため、多様な関係者の連携・協働のもと、一丸となって総合的に進めています。



図 地球温暖化の進行による脅威の例

出典：環境省「地球温暖化パネル」

(2) 生物多様性の危機への対応

国は「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、日本における生物多様性について以下の「4つの危機」に直面しているとしています。

- ・開発等人間活動による危機
- ・自然に対する働きかけの縮小による危機
- ・人間により持ち込まれたものによる危機
- ・地球環境の変化による危機

具体的には、開発や乱獲による種の減少、里地里山等の手入れ不足による自然の質の低下、外来種等の持ち込みによる生態系のかく乱等が大きく影響しており、日本の野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕していると指摘しています。



図 日本の野生生物の絶滅の恐れのある種の割合

出典：環境省ホームページ

（３）資源や食料需給のひっ迫への対応

大量生産・大量消費社会が世界に広がることで、地球規模の人口増加、経済発展、都市化が進行しています。循環型社会という観点からは、今後、資源価格の高騰、鉱物資源の品位低下だけでなく、不適正な天然資源の採掘や廃棄物からの有用金属の抽出等に伴う環境破壊や健康被害の拡大、資源確保を巡る紛争の発生等の課題が生じることが懸念されています。

さらに、近年では海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響も懸念されており、国際的にも関心が高まっています。

また人類の生存に欠かせない食料資源についても、中長期的には需給がひっ迫することが懸念されている一方、国内においてはその食料の多くを海外に頼りながら、依然として本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品ロス）が大量に発生している状況です。

このため、国は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を進める中で、資源循環だけでなく同時に生物多様性や自然環境保全に配慮した統合的取組や経済的側面、社会的側面にも視野を広げた取組を進めています。

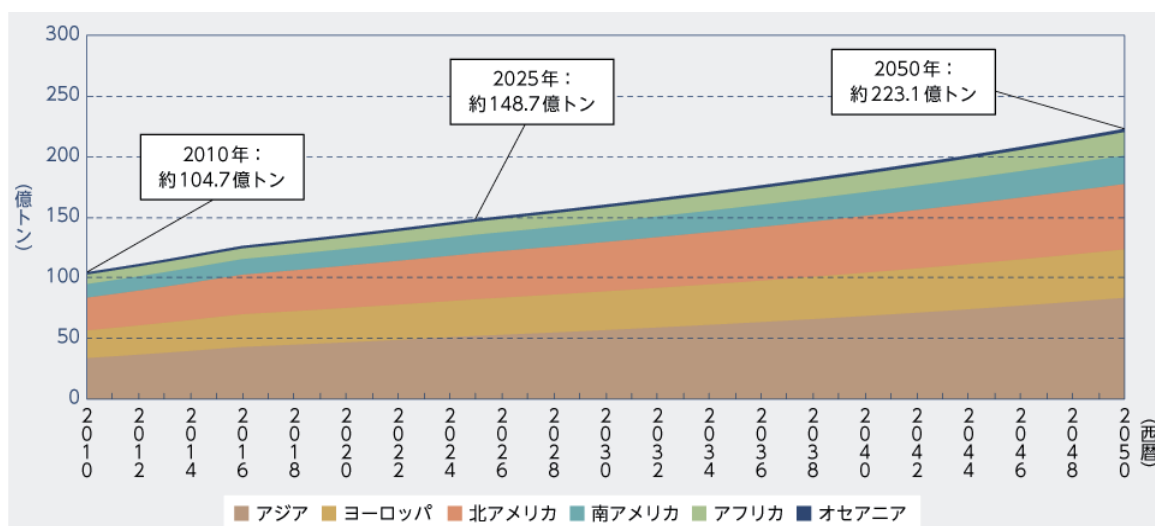


図 世界の廃棄物発生量の将来予測

出典：平成 23 年版環境白書

（４）持続可能な開発に向けた取組の推進

2015(平成 27)年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（以下、「2030 アジェンダ」という。）は、国際社会全体が、前述した人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意です。この合意が採択されたことにより、国際社会の基本理念として「持続可能な開発」という考え方が深く浸透しつつあるということが考えられます。

この 2030 アジェンダの中核を成す「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals、以下、「SDGs」（エス・ディー・ジーズ）という。）は、17 のゴールと、ゴールごとに設定された合計 169 のターゲットから構成されています。SDGs は、途上国に限らず先進国を含む全ての国に目標が適用されるという普遍性を持つだけでなく、

包括的な目標を示すとともに各々の目標が相互に関連しており、分野横断的なアプローチが必要とされていることが大きな特徴です。



図 SDGs の 17 のゴール

出典：国連広報センター

1.3. 計画策定の基本的な考え方

■ 西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編を包含します

本計画の中に西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編を包含してとりまとめることで、市域における地球温暖化対策を本計画の柱の一つとして捉えて整理し、従来別々であった2つの計画の目標設定や推進体制を一体とし、地球温暖化対策を効率的かつ効果的に推進することができる計画とします。

■ 現行計画をベースとして必要な個所を見直します

今回の改訂は、2次計画の中間年での見直しであることから、本計画における基本的な方向性は2次計画を踏襲します。しかしながら、この5年間で生じている環境の変化、今後の5年間を見据えた方向性を鑑み、現況と課題を踏まえて計画内容に必要な見直しを行います。

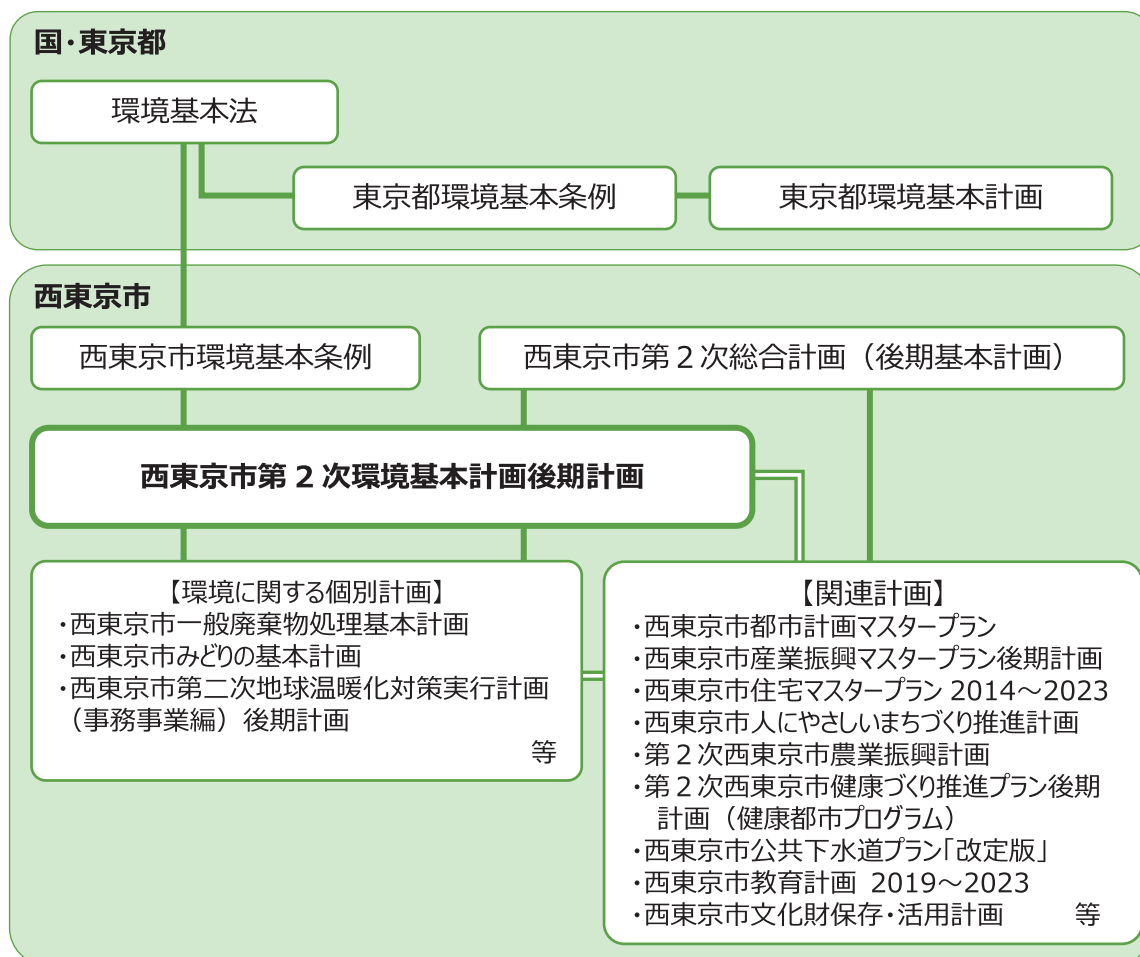
■ SDGs の目標実現への貢献を目指します

SDGs は、全世界で普遍的な目標であり、関連性の大小は地域によって異なりますが、人々が生活し、コミュニティが存在する地域では、どこでも SDGs の 17 のゴールと何らかの関わりを持っています。このため、本計画においては、本市が取り組む環境施策と SDGs との関連性を示し、目標達成への貢献を目指す計画とします。

第2章 計画の基本的事項

2.1. 計画の役割と位置づけ

本計画は、西東京市環境基本条例第7条に基づき策定します。また、環境に関する個別計画との整合を図ります。



2.2. 計画の期間

本計画は、西東京市第2次環境基本計画の計画期間である2014(平成26)年度から2023年度までの10年間のうち、2019(平成31)年度から2023年度までの5年間とします。



図 計画の期間

2.3. 計画の対象範囲

本計画は西東京市環境基本条例第3条に基づき、環境の目標としての将来像を定め、将来像を実現するために必要な取組を計画の対象範囲とします。

2.4. 計画の主体と各主体の役割

本計画の主体は、市民、事業者、西東京市です。各主体の役割は、西東京市環境基本条例第4条から第6条に定めるとおりとします。

西東京市環境基本条例【抜粋】

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。

5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。

6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。

2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。

3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良い生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。

4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第3章 西東京市の環境の現状と課題

3.1. 西東京市の概況

■西東京市の位置と地勢

西東京市は、東京都心の西北部、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接しています。

市域は、最高標高 67.0m（芝久保町三丁目付近）、最低標高 46.7m（下保谷三丁目付近）であり、ほぼ平坦です。市内南部に石神井川が西部から東部に向かって流れ、南部に玉川上水、千川上水といった水路があります。地質は、植物の生育に適している関東ローム層で厚さ 10m 以上の場所が多くなっています。

■気候

気象庁が設置している練馬観測所のデータによると、2017(平成 29)年の平均気温は 15.6℃であり、年間降水量は 1,453mm となっています。2017(平成 29)の月別平均気温は最高が7月の 27.7℃、最低が1月の 5.0℃となっており、月間降水量は10月が最も多く 521.0mm となっています。

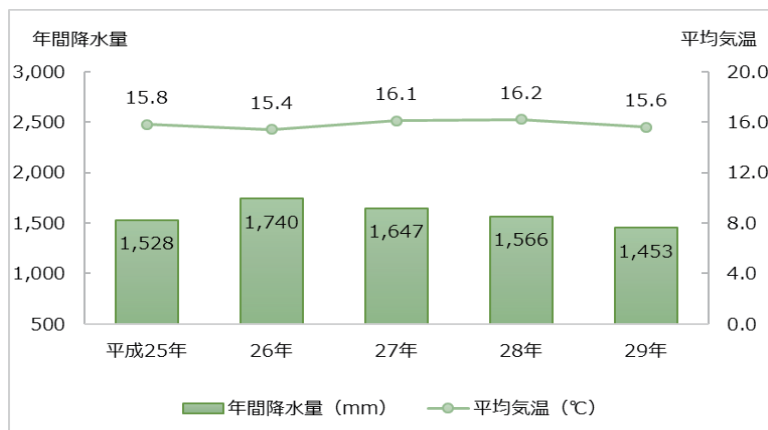


図 年間降水量と平均気温の推移 資料：気象庁（練馬観測所）

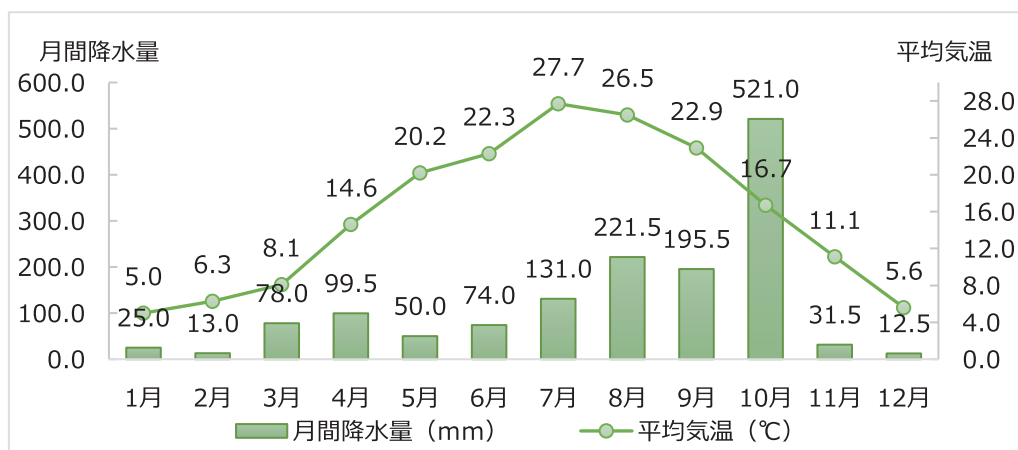


図 平成 29 年の月間降水量と平均気温の推移 資料：気象庁（練馬観測所）

■人口と世帯

本市が合併した年である2001(平成13)年の1月1日の人口は179,710人でしたが、2018(平成30)年1月1日現在の人口は20万人を突破し、201,058人となっています。また、世帯数も増加傾向を示しており、2018(平成30)年1月1日の世帯数は95,878世帯です。一方、世帯当たり人口は減少傾向にあり、2018(平成30)年1月1日で2.10人となっています。

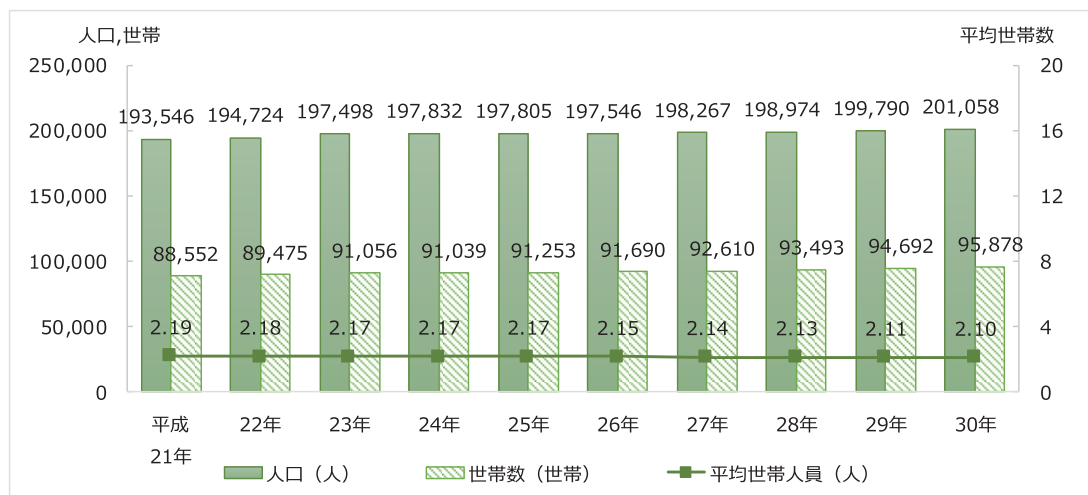


図 人口・世帯数・平均世帯人員の推移

資料：統計にしよう

2017(平成29)年11月に作成した西東京市人口推計調査報告書によると、本市の人口推計は2022年をピークに減少すると推測しており、2037年には、およそ196,500人となり、2017(平成29)年と比較して2.1%減少すると推計しています。

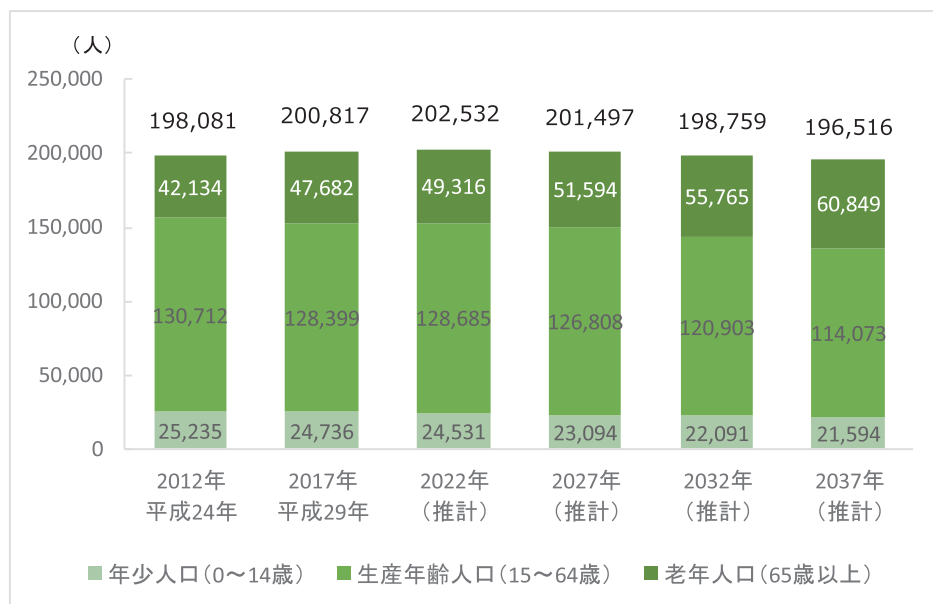


図 本市の将来推計人口

資料：西東京市人口推計調査報告書

本市の昼夜間人口比率（夜間人口 100 人当たりの昼間人口の割合）は、2015（平成 27）年で 81.0%と、2010（平成 22）年より 1 ポイント上昇しており、市外に通勤、通学する人の割合が高いベッドタウンとなっています。また、東京都内の自治体でみると、昼夜間人口比率は4番目に低い状況となっています。

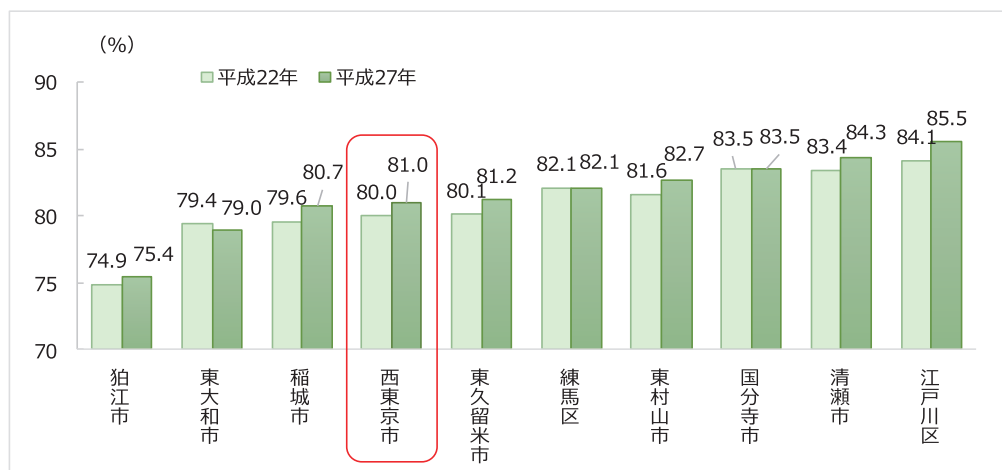


図 東京都の人口の昼夜間人口比率が低い 10 自治体

資料：東京都総務局統計部「東京都統計年鑑」より作成

■土地利用

本市は、東西 4.8km、南北 5.6km にわたり、面積は 15.75km²です。総面積のうち、宅地が 84.2%を占めており、2011（平成 23）年より 2.1 ポイント上昇しました。なお、東京都の宅地面積比率は 1 ポイント、多摩六都（西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市、小平市）の宅地面積比率は 2.5 ポイント上昇となっております。

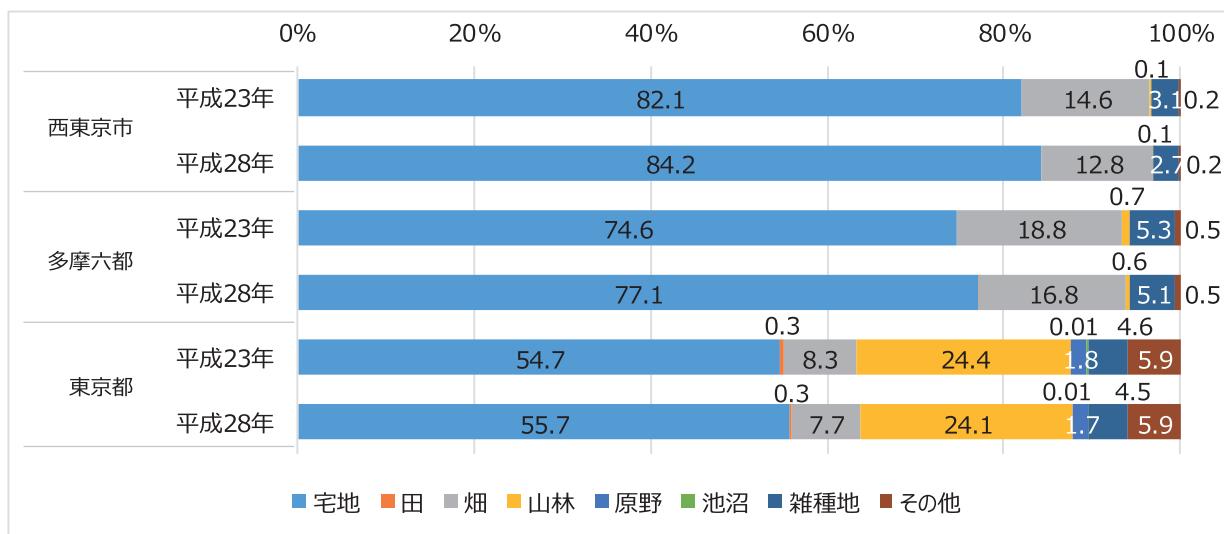


図 土地利用の割合の比較

資料：東京都総務局統計部「東京都統計年鑑」より作成

■産業

本市の産業別の従業員数は、2015(平成 27)年度において、第三次産業(サービス業等)が 83.6%を占め、その割合は増加傾向にあります。一方、第二次産業(製造業等)は 15.6%を占め、その割合は減少傾向にあります。第一次産業(農業等)は 1%に満たない状況が続いています。

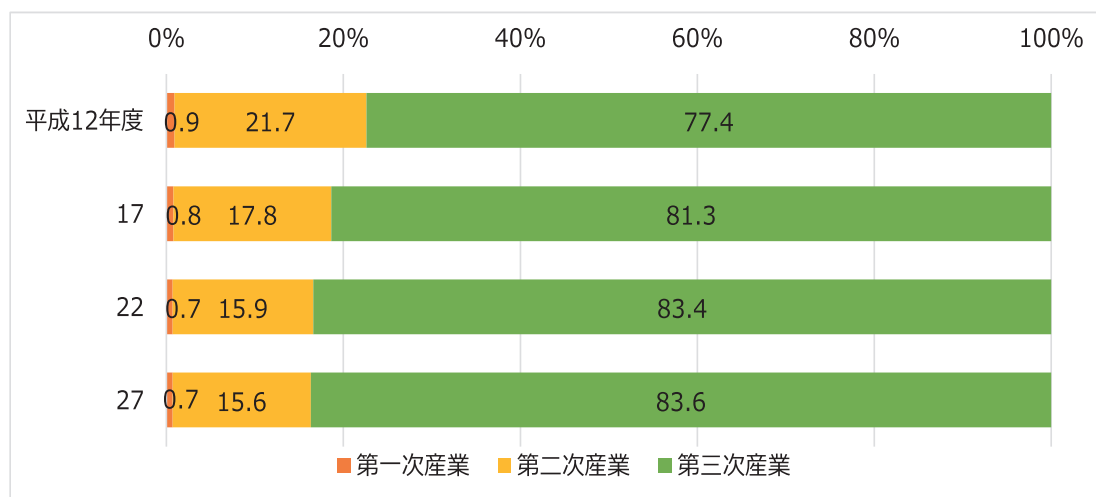


図 産業別従業員数の割合

資料：統計にしよう

3.2. 西東京市の環境の現状

(1) 自然環境、歴史的及び文化的環境資源

■自然環境

本市には、雑木林、屋敷林、農地等の武蔵野の景観が残されていますが、みどりは、都市化とともに減少傾向にあります。また、農地は、農業従事者の高齢化の進行による農家数の減少や、宅地、駐車場等への転用により減少しています。みどりの保全のため、緑地の保全、保存樹木の指定、生垣造成等の補助制度等、様々な支援を行っています。

市内を流れる石神井川は、市民団体により清掃活動が継続的に行われており、市民の憩いの場としてのきれいな水辺環境が存在する場所がありますが、水が流れていない場所や魚類等の生息が確認できない場所もみられます。現在行われている東伏見公園の整備では、東京都と連携を図り、自然環境を保全しつつ石神井川と公園を一体として整備することにより、水とみどりのネットワークづくりが進められています。

これらの市内の緑地・農地・公園等のみどりや水辺等のグリーンインフラは、多様な機能（生物多様性保全、防災・減災、微気候の緩和、健康増進、コミュニティの強化等）を有しており、適切に保全・活用することで持続可能な地域づくりにつながり、地域の活性化が期待できます。

このほか、近年市内においても、特定外来生物に指定されているアライグマをはじめ、生態系に与える影響が大きい外来種・移入種による被害や目撃情報が増加しています。



下保谷特別緑地保全地区※
(旧高橋家屋敷林)

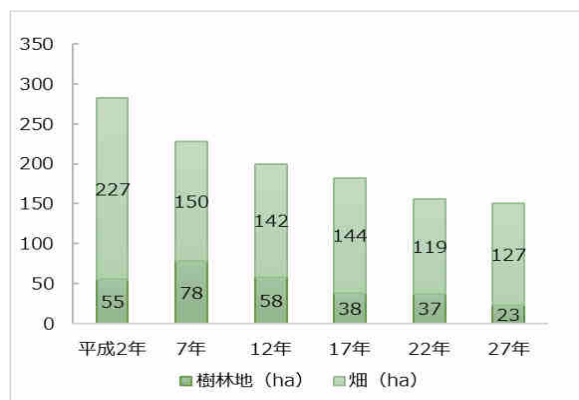


図 経営耕地面積の推移

資料：統計にしよう

※下保谷特別緑地保全地区：52 ページのコラム参照

■歴史的及び文化的環境資源

本市の自然に育まれ、残されてきた歴史的及び文化的環境資源には、下野谷遺跡等の遺跡、屋敷や社寺を取り囲む屋敷林、社寺林や農業とともに育まれた文化や武蔵野の景観等があります。これらを将来に伝えるため、市内樹木、樹林（竹林）、生垣の保存樹の保護や緑地の保全を行っています。

また、文化財とその周辺の自然環境等とを歴史・文化を伝える要素として一体的に捉えて保存・活用を図るとともに、郷土資料室における資料収集・保存、展示等を通して、本市の自然、歴史、文化等の理解を深め、文化財保護意識の醸成を図っています。



郷土資料室

(2) 資源の有効活用、ごみの削減

本市では、分別に対する市民・事業者の理解と協力のもと4R※に取り組んでおり、ごみ排出量が減少傾向にあります。

1人1日当たりのごみ排出量は、2008(平成 20)年度より開始した家庭ごみの有料化の効果で、2007(平成 19)年度から 2008(平成 20)年度までにかけて大きく減少し、2009(平成 21)年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。

2007(平成 19)年度からプラスチック容器包装類の分別収集並びに金属類と廃食用油の集積所回収を開始し、資源化も進んでいます。2013(平成 25)年4月に「小型家電リサイクル法」が施行され、西東京市においても小型家電の回収を実施しています。

また、生ごみ及び剪定枝の回収、資源化を実施しており、民間事業者による堆肥化や燃料化を通じたバイオマスの利活用を行っています。

さらに、多摩地域において、広域的な焼却残さの処理方法として、2006(平成 18)年度より埋め立てていた焼却灰のエコセメント化を実施しています。

※4R(ヨンアール):「Reduce(リデュース:減量する)」「Reuse(リユース:再使用する)」「Recycle(リサイクル:再資源化する)」の3R(スリーアール・サンアール)に「Refuse(リフューズ:断る・受け取らない)」を加えた4つの「R」の総称。本市が進めている廃棄物の削減、資源の有効利用を進めるための取組を指します。

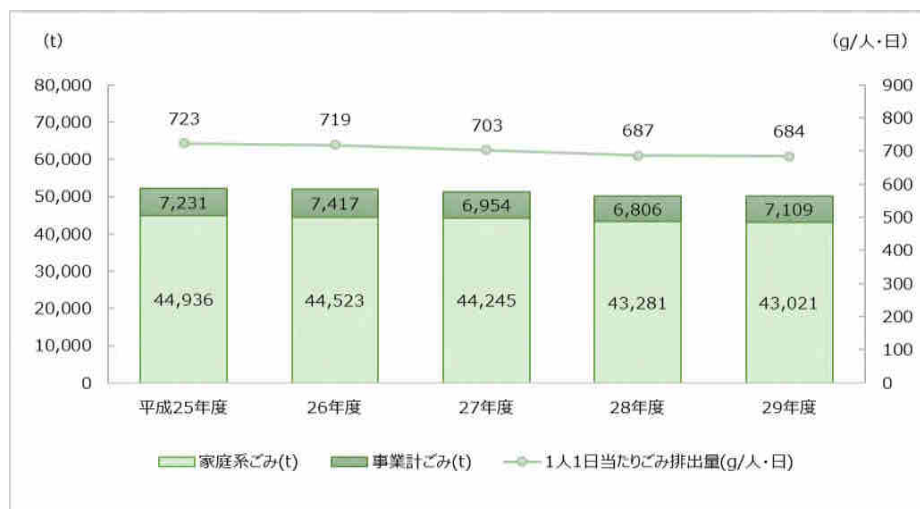


図 家庭系ごみ・事業系ごみ・1人1日当たりごみ排出量の推移

資料:ごみ減量推進課

(3) 安全・安心で快適な生活環境

■ 大気環境等

本市では、大気環境調査、道路交通騒音・振動調査を継続的に実施しているほか、安全・安心な生活環境の確保のため、東日本大震災後は空間放射線量の測定結果をホームページ等で公表しています。

また、東京都は、都内全域に測定局を設置し、大気中の二酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等を測定しています。西東京市内には、一般環境大気測定局（田無町及び下保谷）と自動車排出ガス測定局（青梅街道柳沢）の3箇所が設置されています。

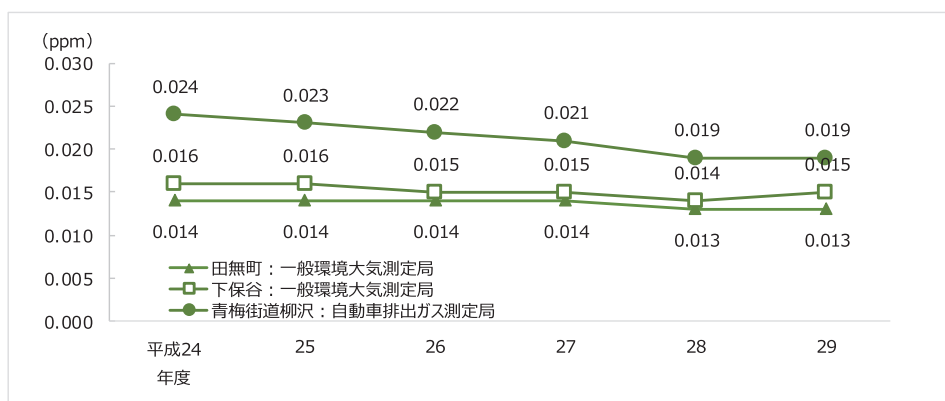


図 大気中の二酸化窒素（NO₂）の測定結果（年平均値）

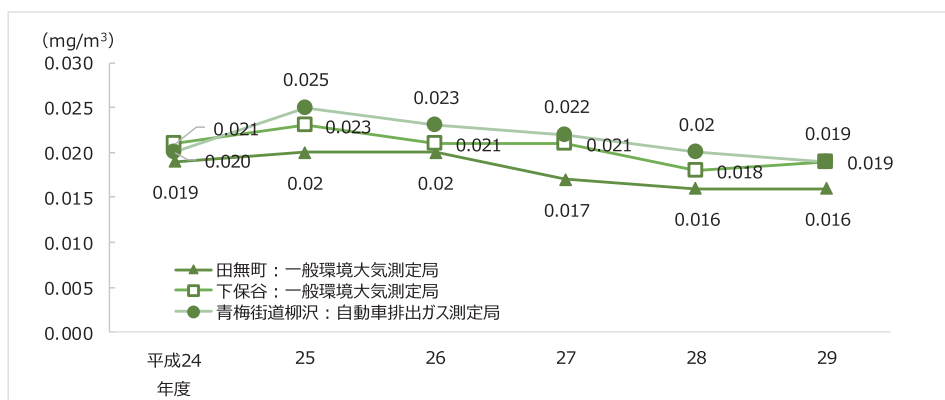


図 大気中の浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果（年平均値）

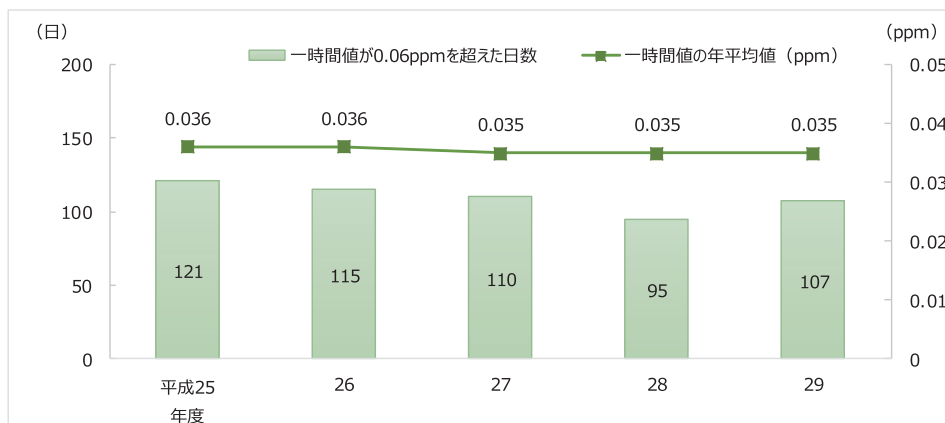


図 大気中の光化学オキシダントの測定結果（日数、年平均値）

※光化学オキシダントの測定は田無町のみ
資料：東京都環境局

■河川の水質

市内には、北部に白子川、中央部に新川（白子川支流）等、南部に石神井川が流れているとともに、武蔵野市との境界に玉川上水、千川上水が流れています。

石神井川は、以前は全体的に汚濁していましたが、生活排水の公共下水道施設の接続が進んだため水質は徐々に改善され、市民ボランティアによる清掃等も行われています。

水質については、溜漕橋（東伏見三丁目5番）のBOD（生物化学的酸素要求量）が環境基準を達成しており、2017(平成 29)年度に実施した水生生物調査によるとアブラハヤ、ドジョウ、ミナミメダカの生息が確認されました。



市民参加による石神井川の清掃の様子



図 溜漕橋の位置

■交通環境とまちの美化

2013(平成 25)年4月に一部供用開始した西東京都市計画道路 3・2・6 号線（調布保谷線）では、片道 10mの環境施設帯を設け、その中に歩行者と自転車の通行空間が確保されています。

その他の歩道が設置された道路については、概ね歩道幅員が片道 1.5～3.5mであり、整備済の都市計画道路の多くは、歩行者・自転車空間を十分に確保できていません。

また、本市では、市内一斉清掃やごみ置き場のパトロール等により、まちの美化に取り組んでいます。また、市内5駅（田無駅、保谷駅、西武柳沢駅、東伏見駅、ひばりヶ丘駅）周辺を路上喫煙・ポイ捨て防止地区に指定し、清掃活動やマナー向上を呼びかける活動を行っています。



市内の自転車通行空間

(4) 地球温暖化対策の推進

■ 市域における地球温暖化対策

東日本大震災以降、東京電力管内の原子力発電の停止に伴い、液化天然ガスや液化石油ガス、石炭、石油等の化石燃料の消費が増大したことが影響し、市域における温室効果ガス※排出量は、550 千 t-CO₂ 前後で推移しています。

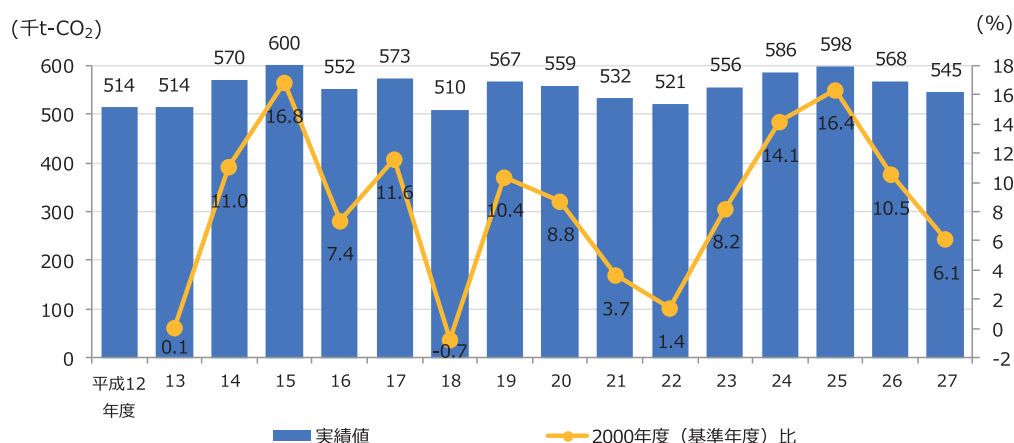


図 本市の温室効果ガス排出量の推移

資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト

※温室効果ガス：大気圏内にあり、赤外線を吸収することにより温室効果をもたらす気体。
二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7種類を指す。

2015(平成 27)年度の部門別二酸化炭素排出量の割合をみると、民生家庭部門が最も多く 50.0%を占め、次いで、民生業務部門が 26.6%、運輸部門が 13.5%、産業部門が 6.5%の順となっています。

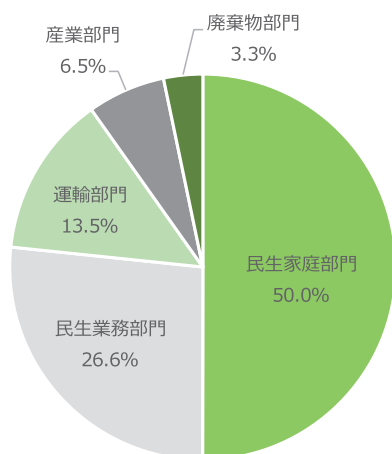


図 部門別二酸化炭素排出量
(平成 27 年度)

資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト

○**民生家庭部門**：運輸部門に含まれるものを除く、家庭で直接消費されたエネルギー消費に伴う排出量

○**民生業務部門**：産業部門、運輸部門に含まれない、事務所・ビル、商業・サービス業施設のエネルギー消費に伴う排出量

○**運輸部門**：乗用車・バス等の旅客部門と、陸運や海運、航空貨物等の貨物部門のエネルギー消費に伴う排出量

○**産業部門**：製造業・農林水産業・鉱業・建設業のエネルギー消費に伴う排出量

○**廃棄物部門**：市内から排出された廃棄物の焼却に伴う排出量

一方、エネルギー消費量は、着実に減少してきており、2015(平成 27)年度は温暖化対策地域計画の基準年度である 2000(平成 12)年度比で 22.3%削減されています。

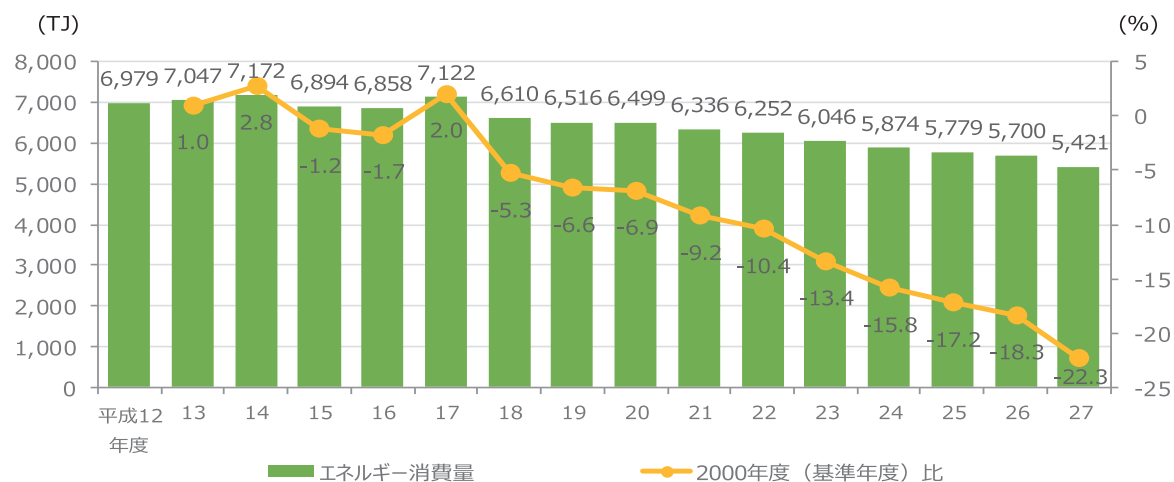


図 エネルギー消費量の推移

資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト

■ 事務事業における地球温暖化対策

地域の一事業所としての本市は、独自の環境マネジメントシステムを運用しており、職員の省エネルギーと省資源に対する意識の向上や公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めています。

また、2015(平成 27)年度には「西東京市第二次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）後期計画」を策定し、温室効果ガスの削減を目指しています。

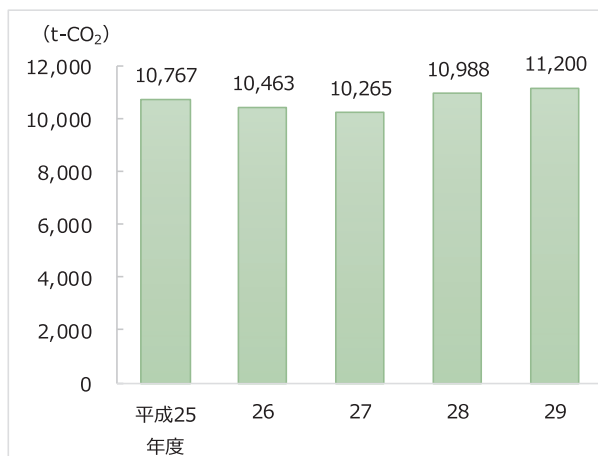


図 西東京市の事務事業における CO₂ 排出量

資料：環境保全課

(5) 環境意識の醸成・協働の仕組み

本市では、市民団体と協働で開催する観察会や環境講座を実施しており、参加型・体験型の講座も多く開催されています。なかでもエコプラザ西東京は、環境教育・環境学習の拠点、環境団体や市民活動の場としての役割を果たしています。また、エコプラザ西東京では、市の取組に加えて国や東京都、市民団体の取組等の環境に関する情報を市民や事業者提供しています。



エコプラザ西東京

3.3. 2次計画の施策の進捗状況

(1) 指標及び目標の推移

【基本方針1.自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・再生を進めます】

■環境指標及び目標の進捗状況

- 公園・緑地の面積は、2015(平成27)年度及び2017(平成29)年度に借地公園の一部を返還したため公園面積が若干減少していますが、毎年度公園や緑地の整備が進められています。
- 公園ボランティア数は、増加傾向にありましたが、2017(平成29)年度に実態調査を行った結果、740人となっています。
- 郷土資料室の来館者数は、2014(平成26)年度から順調に増加しておりましたが、2017(平成29)年度は減少に転じています。

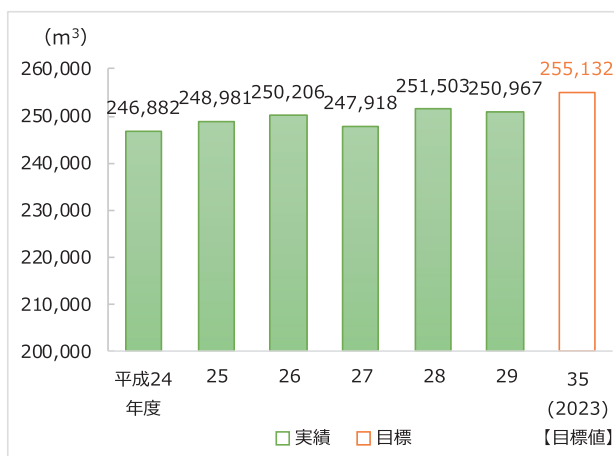


図 公園・緑地の面積

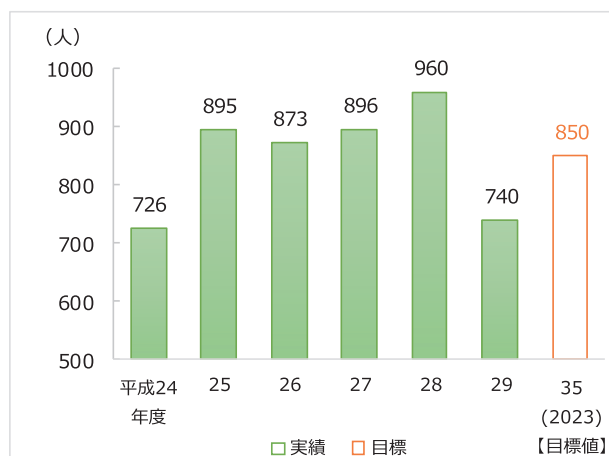


図 公園ボランティア数

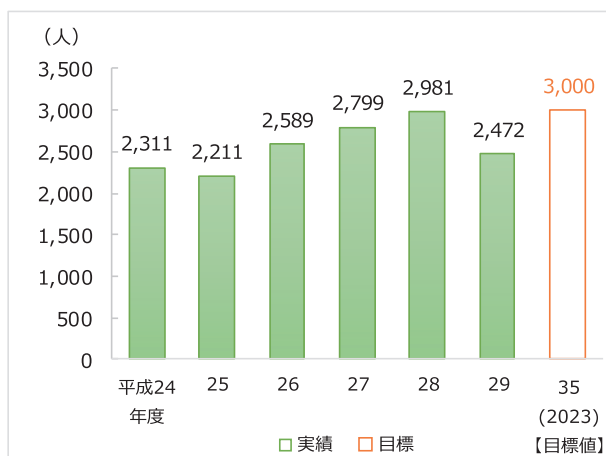


図 郷土資料室の来館者数



ひばりが丘さくらの道公園

【基本方針 2.資源の有効活用、ごみの削減を進めます】

■環境指標及び目標の進捗状況

- 家庭ごみ原単位は、2013(平成 25)年度以降毎年減少しており、目標達成に向けて順調に推移しています。
- ごみ排出量は、2013(平成 25)年度をピークに緩やかに減少しておりましたが、2017(平成 29)年度にわずかながら上昇に転じています。
- 資源化率は、概ね横ばいで推移しており、目標達成に向けたさらなる取組の推進が必要です。

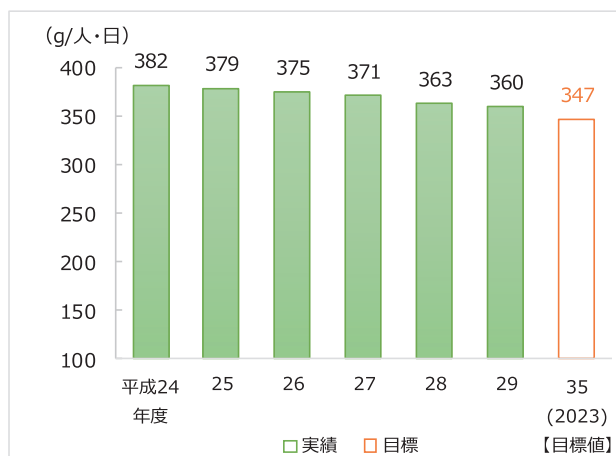


図 家庭ごみ原単位※1

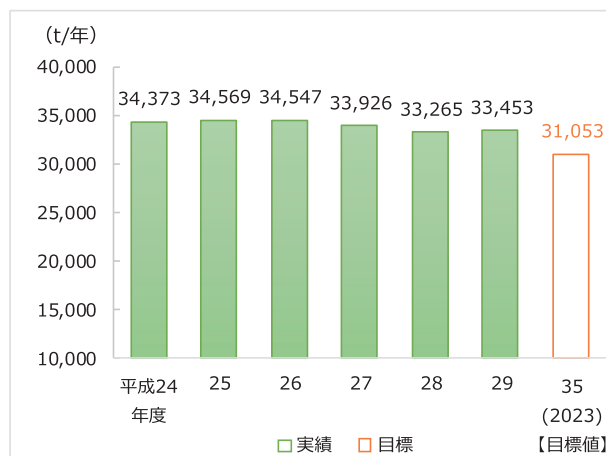


図 ごみ排出量※2

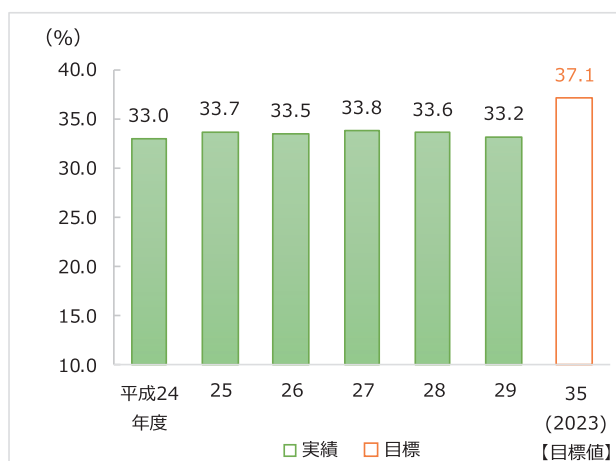


図 資源化率※3



ごみ・資源物収集車

- ※1 家庭ごみ原単位：家庭から排出される 1 人 1 日あたりのごみの量（可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+有害ごみ）
- ※2 ごみ排出量：家庭から排出されるごみと、中間処理場である柳泉園組合に搬入されるごみの量の合計（家庭ごみ+持込可燃ごみ）
- ※3 資源化率：分別回収と集団回収した資源物の量が、ごみと資源物の合計に占める比率（資源物排出量/（資源物排出量+ごみ排出量））

【基本方針 3.安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます】

■環境指標及び目標の進捗状況

- 大気環境基準について、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は市内3地点で環境基準を満たしており、毎年度目標を達成しています。光化学オキシダントについては、市内の測定地点のみでなく、東京都内全地点で目標を達成できていません。
- 河川の水質（BOD）は、いずれの年度においても環境基準値を満たしています。環境基準値は2017(平成29)年に見直しが行われ、5mg/Lから3mg/Lに変更されました。
- 自動車騒音は、いずれの年度も昼間・夜間ともに高い数値で推移しており、目標の100%まであとわずかとなっています。

表 大気環境基準の達成状況

(達成地点/測定地点)

項 目	実績値						目標値
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H35年度
二酸化窒素	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
浮遊粒子状物質	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
光化学オキシダント	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	1/1

※オレンジの網掛けは目標達成を示す

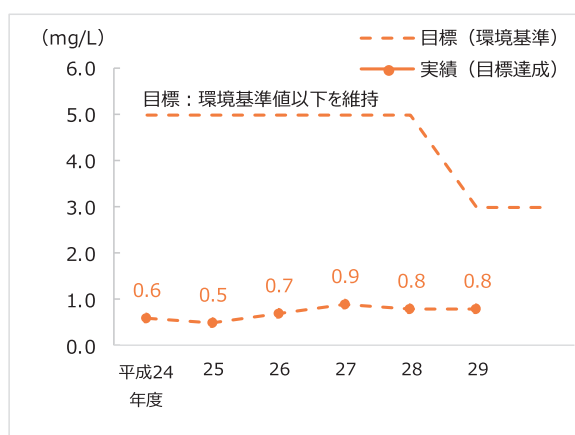
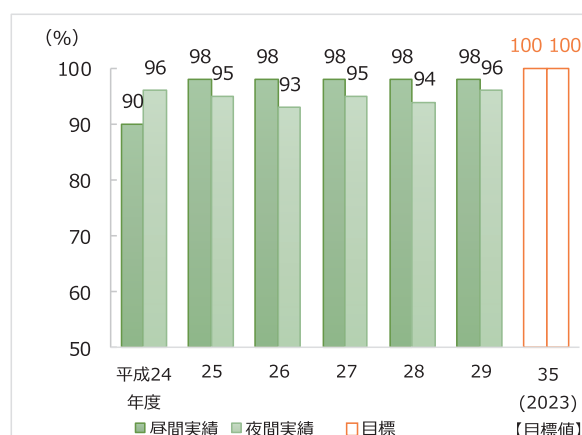
図 河川の水質の環境基準の達成状況
(BOD 石神井川溜漕橋)

図 自動車騒音の環境基準の達成状況

【基本方針 4.地球温暖化対策を進めます】

■環境指標及び目標の進捗状況

- 市内における電気の使用量は、2013(平成 25)年度から 2015(平成 27)年度にかけて減少傾向にありましたが、2016(平成 28)年度は増加しています。
- 市内におけるガスの使用量は減少傾向にありましたが、2016(平成 28)年度に上昇しています。
- 住宅用太陽光発電設備の設置数は増加傾向にあり、2015(平成 27)年度に目標を達成しています。
- 市内の環境マネジメントシステム認証取得事業者数は、2014(平成 26)年度に減少に転じています。

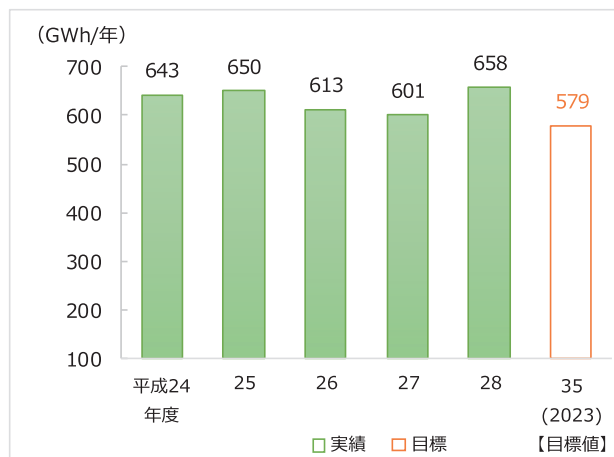


図 市内におけるエネルギー使用量（電気）



図 市内におけるエネルギー使用量（ガス）

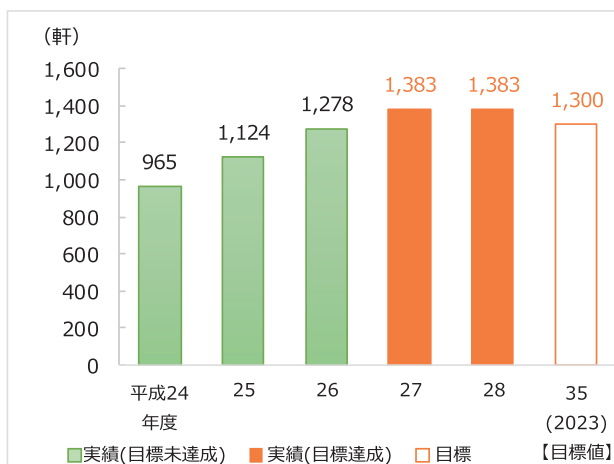


図 住宅用太陽光発電設備の設置数（軒）

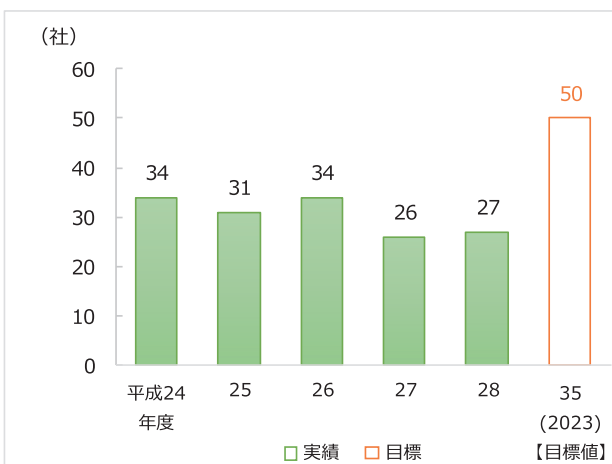


図 市内の環境マネジメントシステム認証取得の事業者数（社）

【基本方針 5.環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます】

■ 環境指標及び目標の進捗状況

- 環境学習事業数は、目標値である 140 事業前後を推移しており、概ね目標を達成しています。
- 環境学習講座への参加者数は 2017(平成 29)年度に減少に転じたものの、2013(平成 25)年度以降、目標を達成しています。
- 地域での環境保全活動に参加したことがある市民の割合は、2018(平成 30)年 9 月に実施したアンケート結果によると、2012(平成 24)年度から 3 ポイント増加しています。

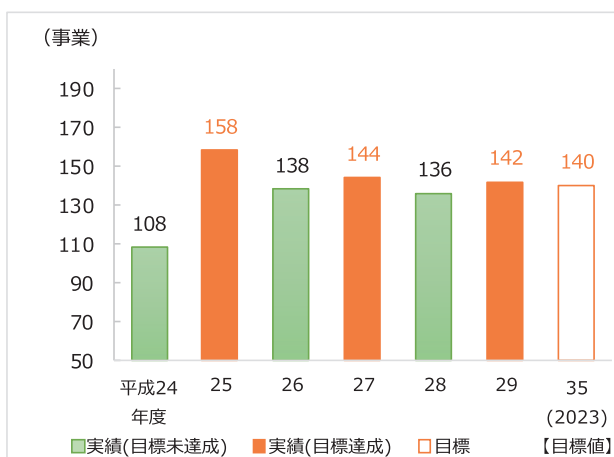


図 環境学習事業数(事業)

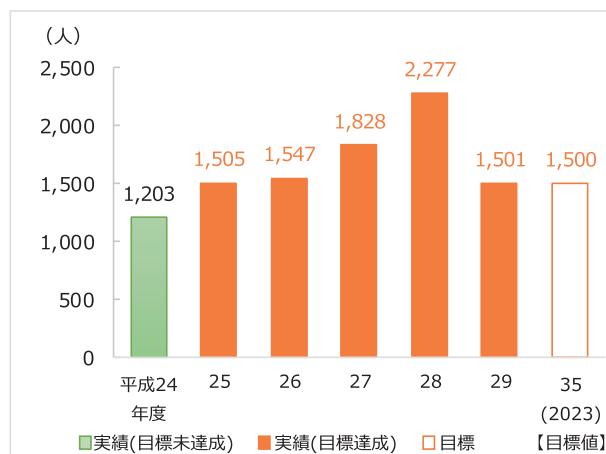


図 学習講座への参加者数(人)

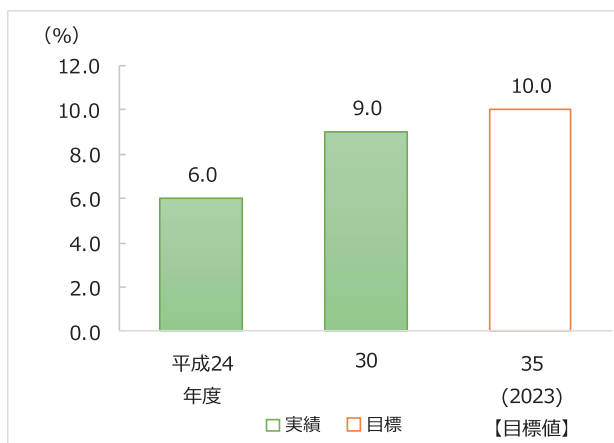


図 地域での環境保全活動に参加したことがある市民の割合(%) (アンケート結果より)



環境講座 (雑草教室)

(2) 事業の実施状況

2次計画では5つの基本方針、20の施策の方針、52の施策に基づいて各種取組を進めてきました。ここでは、2014(平成26)年から2018(平成29)年の間に取り組まれた施策について、実施状況を整理しています。

基本方針別に事業の実施状況を見ると、全ての方針で事業が取り組まれており、計画的に進められていることがわかります。基本方針によって施策の数が異なるため、単純に比較することができませんが、事業実施状況(実施事業数÷施策数)で基本方針を比較すると、基本方針3、基本方針4、基本方針5に関連する取組が比較的多くなっており、今後は基本方針1、基本方針2に関連する取組についてもさらに推進する必要があります。

表 基本方針別の事業実施状況

基本方針	施策数 (A)	実施事業 数(B)	事業実施 状況(B/A)
基本方針1 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・再生を進めます	12	16	1.3
基本方針2 資源の有効活用、ごみの削減を進めます	7	11	1.6
基本方針3 安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます	12	24	2.0
基本方針4 地球温暖化対策を進めます	10	21	2.1
基本方針5 環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます	11	23	2.1
計	52	95	—

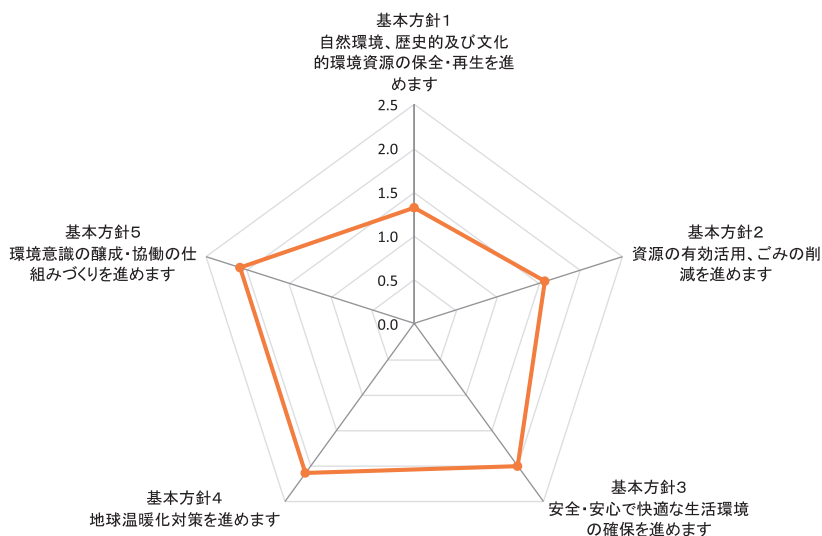


図 基本方針別の事業の実施状況(実施事業数÷施策数)

3.4. アンケート調査及びヒアリング結果

(1) 市民アンケート調査結果

【調査目的】

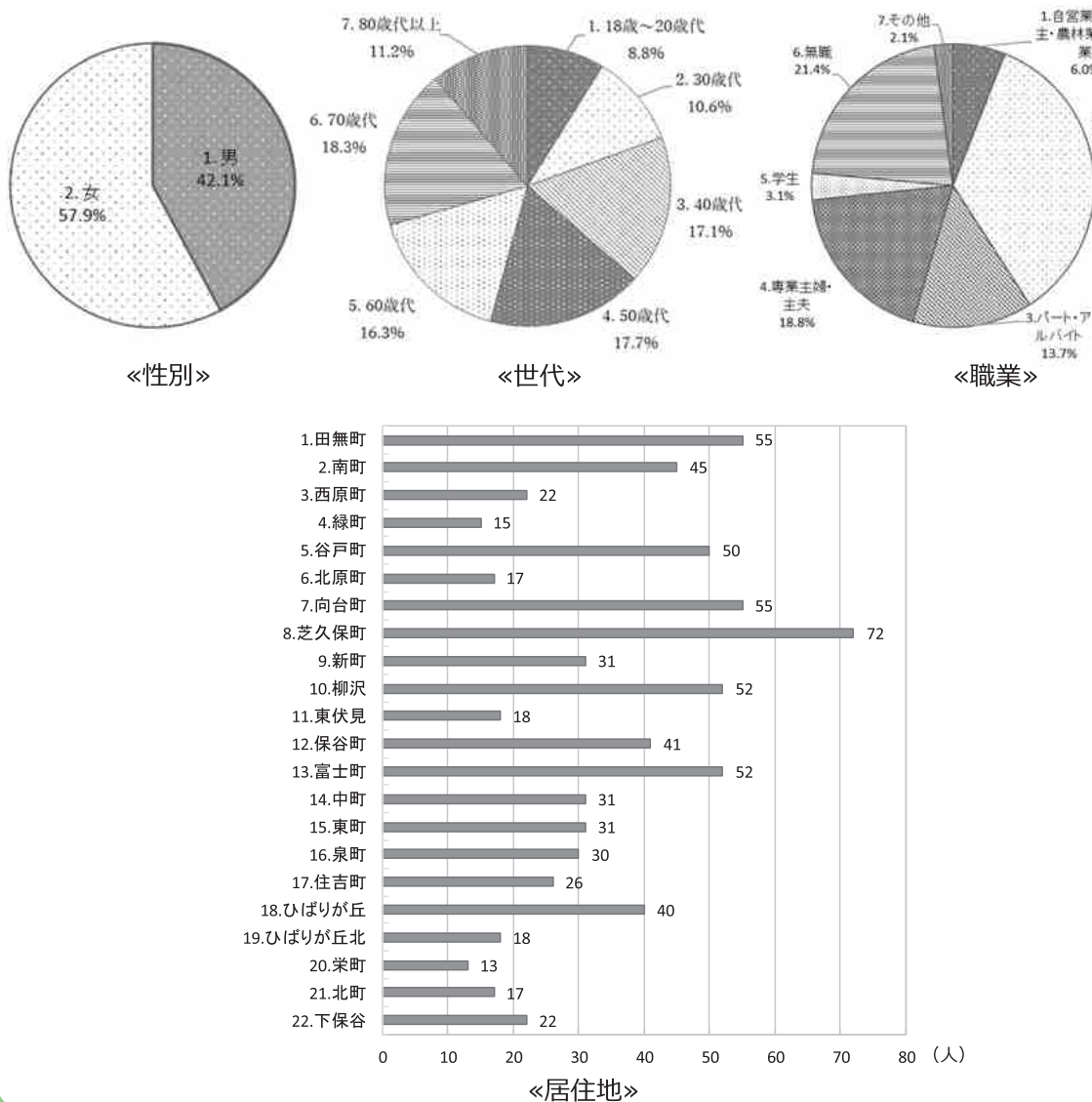
環境に関する施策の進捗状況や、市民の環境への考え・意見を把握するために実施しました。

【調査概要】

表 調査の概要

対象者	西東京市在住の 18 歳以上の 2,000 人の市民を無作為抽出
調査期間	平成 30 年 9 月 5 日（水）～平成 30 年 9 月 30 日（日）
調査方法	調査票の郵送配布・郵送回収
回答数（回答率）	754（37.7%）

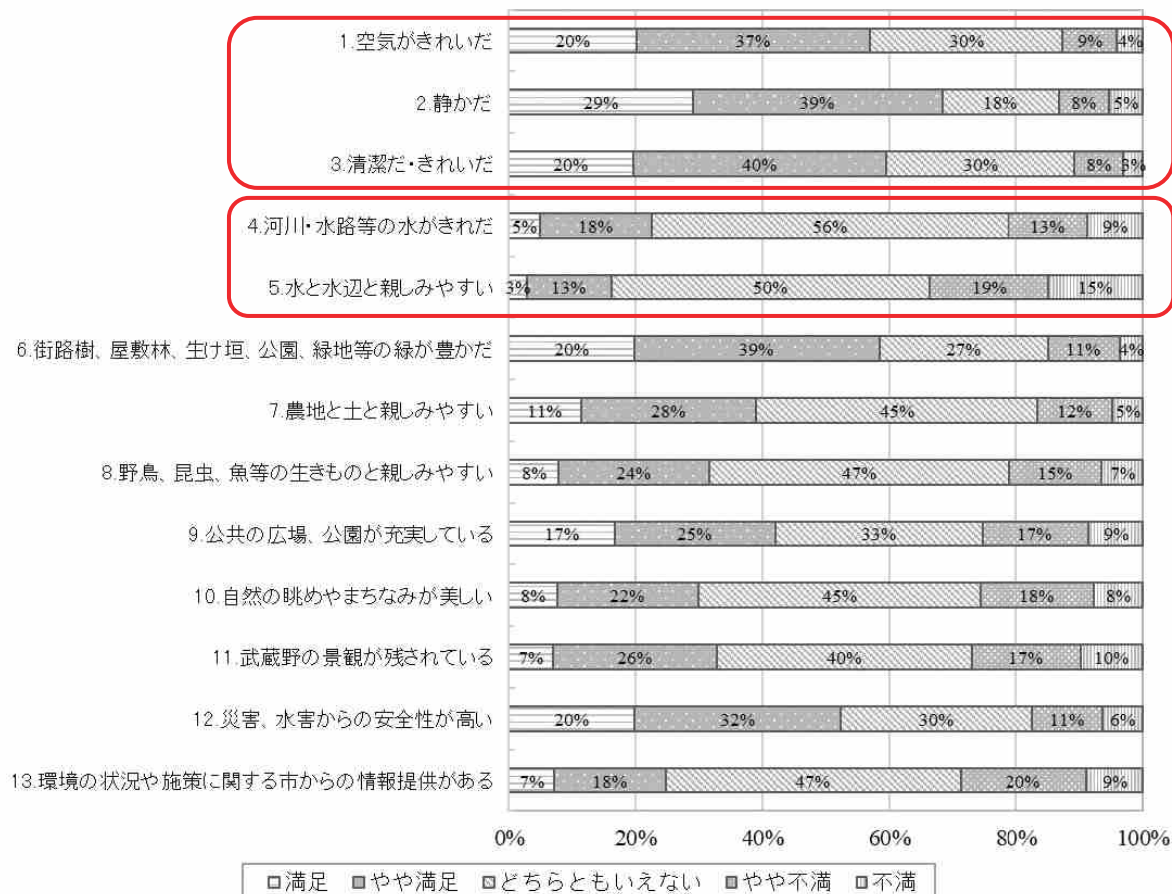
【回答者の属性】



【調査の結果（一部抜粋）】

○地域の環境の満足度

地域の環境については、「2.静かだ」「3.清潔だ・きれいだ」「1.空気がきれいだ」の満足度が高くなっており、反対に「5.水と水辺と親しみやすい」「4.河川・水路等の水がきれいだ」の満足度が低くなっています。



○日常における環境保全活動実施状況【2012(平成 24)年と 2018(平成 30)年の比較】

23 項目の環境保全活動について聞いたところ、2018(平成 30)年は、日常生活の中で「常に取り組んでいる」と「時々取り組んでいる」を合計した割合が5割以上になったものは 19 項目となっており、特に「13.市のルールに従って「ごみの分別」を行う」が 99%と高くなっていました。一方で「15.生ごみ処理機や堆肥化容器等を使って、生ごみを減量化する」は、「常に取り組んでいる」と「時々取り組んでいる」を合計した割合が 15%と低くなっていました。

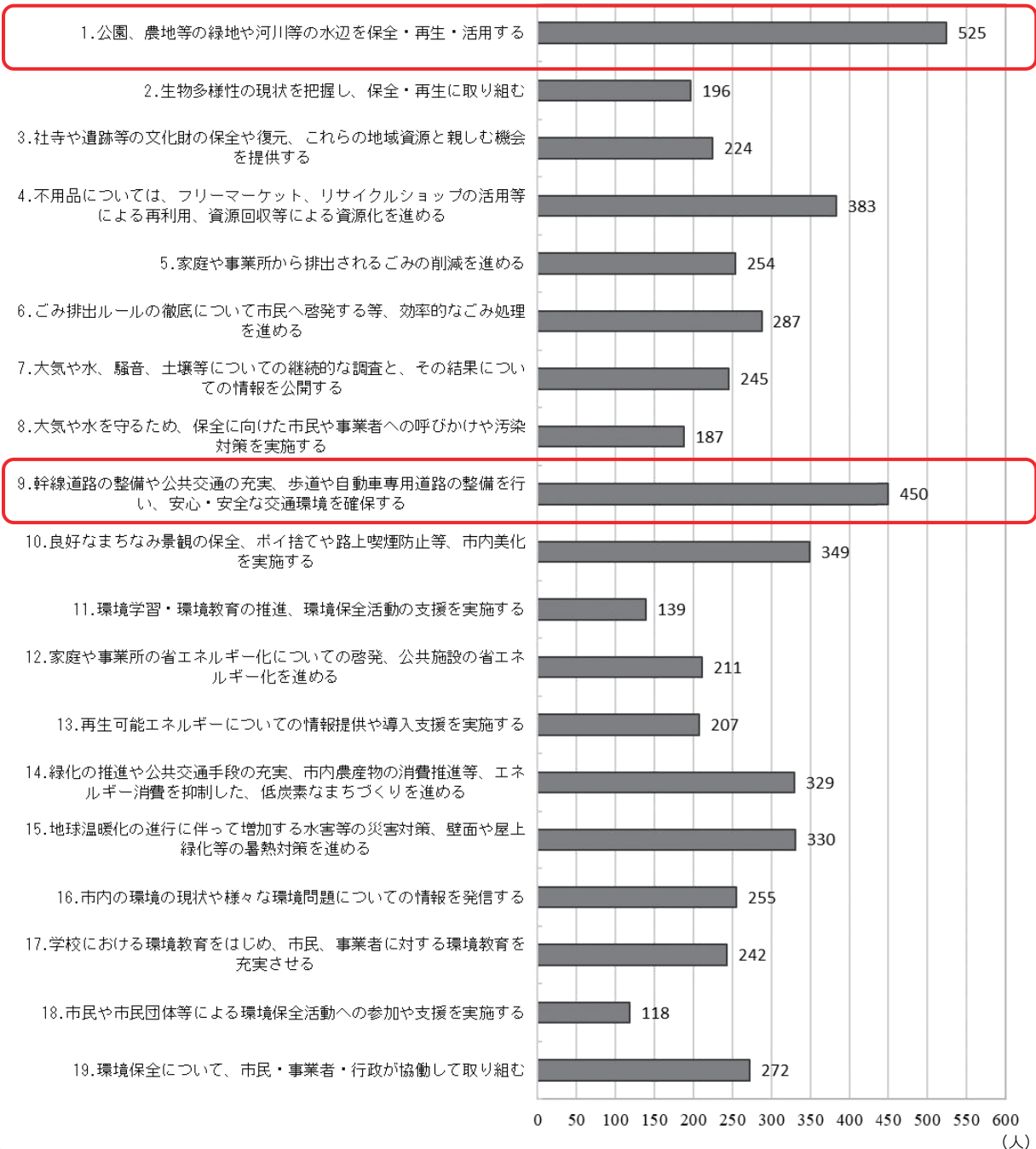
2012(平成 24)年と 2018(平成 30)年を比較すると、「常に取り組んでいる」と「時々取り組んでいる」の合計した割合が上がったのは枠囲みの4項目であり、逆に 17 項目において下がっています。特に、「2.夏の日差しをさえぎるための緑のカーテンやすだれを設置している」「22.家で食物を栽培する」は大きく下がっています。



※3,9は2018年度調査で新たに追加した項目

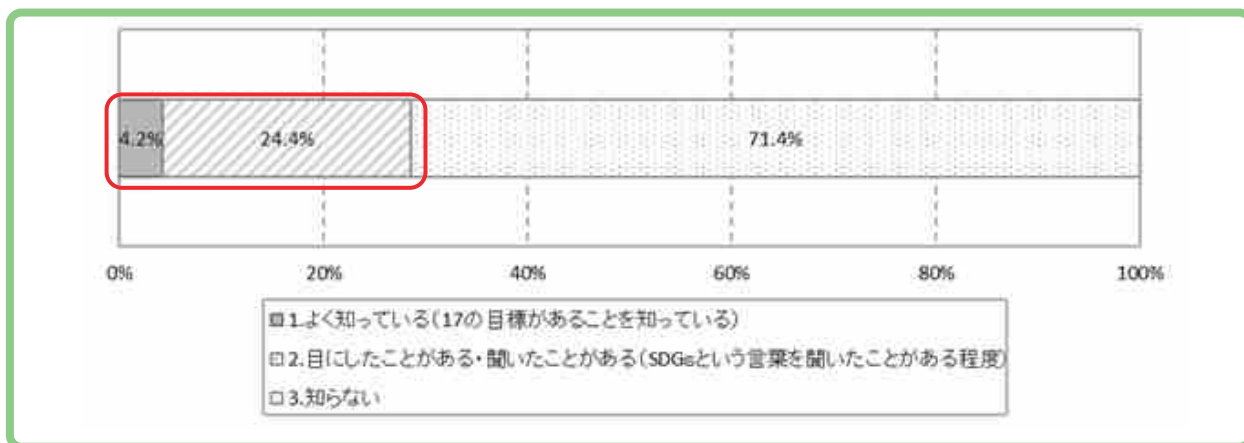
○西東京市の環境を保全するために市が力を入れるべき取組

西東京市の環境保全のために、市が力を入れるべき取組については、「1.公園、農地等の緑地や河川等の水辺を保全・再生・活用する」（525人）が最も多く、次いで「9.幹線道路の整備や公共交通の充実、歩道や自動車専用道路の整備を行い、安心・安全な交通環境を確保する」（450人）となっています。



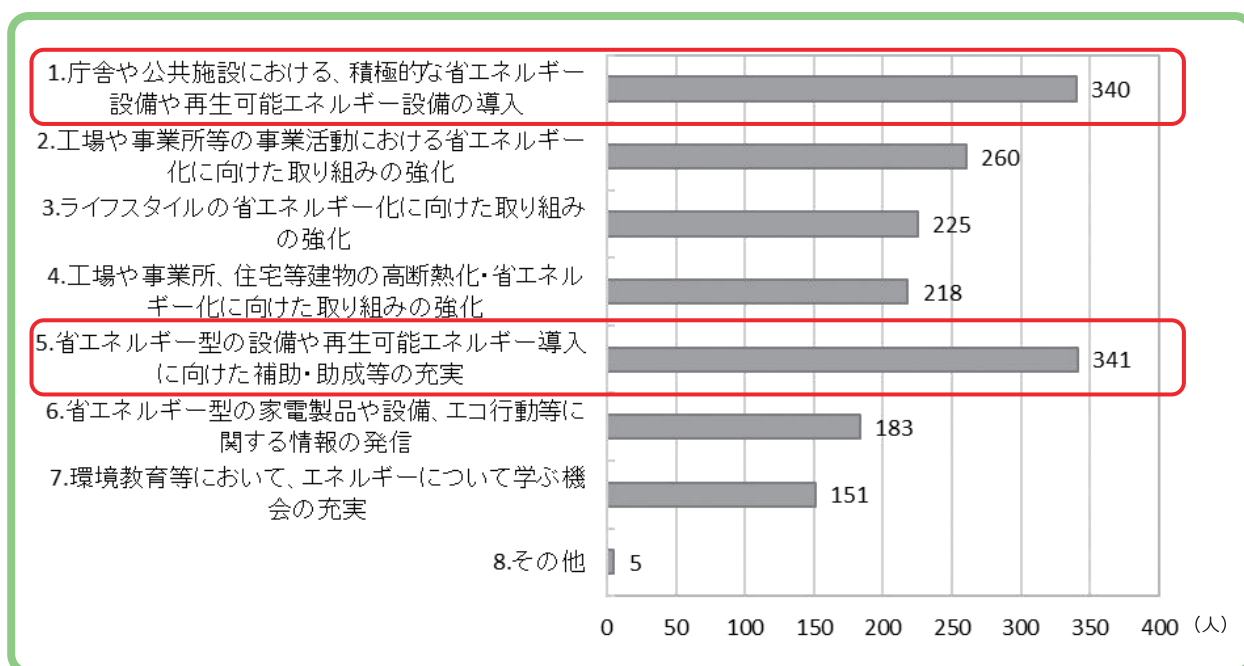
○持続可能な開発目標（SDGs）の普及状況

SDGs については、「1.よく知っている（17の目標があることを知っている）」と回答した人の割合が 4.2%と低く、「2.目にしたことがある・聞いたことがある（SDGsという言葉聞いたことがある程度）」と回答した人と合わせても 28.6%でした。



○今後、市がエネルギーの効率的利用・省エネルギー化を進める上で、特に重要だと思う取組

低炭素社会・循環型社会の構築に向けて、特に重要な市の取組は、「5.省エネルギー型の設備や再生可能エネルギー導入に向けた補助・助成等の充実」（341人）が最も多く、次いで「1.庁舎や公共施設における、積極的な省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入」（340人）となっています。



(2) 団体ヒアリング結果

【ヒアリング目的】

市内の環境関連市民団体及び民間事業者における活動内容及び活動する上での課題等を把握し、本計画の施策等の検討に際して参考とすることを目的としました。

【ヒアリング対象】

○環境関連市民団体（8 団体）

エコプラザ西東京の登録団体に対して行った事前アンケートにてヒアリング調査への対応の可否を確認し、対応可能と回答した団体について、面談による聞き取り調査を実施しました。

○民間事業者（6 事業者）

西東京市内に本社もしくは事務所を持つ事業者に対して、西東京商工会を通じて対応可能と回答した事業者を対象として、面談による聞き取り調査を実施しました。

【ヒアリング結果】

ヒアリング調査の結果から、市内の環境保全を円滑に進めるための主な課題や提案として、以下に示す事項が挙げられました。

主な課題や提案事項

- ・ 団体のメンバーの高齢化・人員不足（マンパワーが足りないため活動内容を抑制せざるを得ない状況にある）、若い世代等、新規団体加入者の不足（若い世代が活動に参加する環境づくりが必要）への対応
- ・ 団体の活動内容の情報発信等についての市による支援（広報紙、SNS等）
- ・ 団体が市とタイアップして取り組んでいることをアピールできる仕組み・体制（団体だけの活動では市民の協力を得ることが難しいため）
- ・ 団体と一般市民、学校等との連携の支援（コネクションづくりの支援、イベント情報の発信等、市民がイベントに参加しやすい環境づくり等）
- ・ 市の各種事務手続きの簡素化（補助や施設利用手続き等）
- ・ エコアクションの社会的認知度の向上（より多くの人や企業がエコアクションを認知することで、社員の取組に対する意識が上がり、会社としても企業価値が高まる）
- ・ エコアクションを取得したことの評価や入札等によるメリットを高める（さらなる普及のため）
- ・ 市が行う事業として、取り組みやすく、また PR 効果が大きいイベント（打ち水等）の実施（効果を定量的に評価して示すことも重要）

3.5. 現状と課題を踏まえた本計画の方向性

(1) 本計画検討にあたっての課題・考慮すべき事項

ここでは、本市を取り巻く環境の現状、2次計画の進捗、アンケート及びヒアリング結果を踏まえた課題を整理します。

環境現状 環境の現状に基づく事項 計画進捗 2次計画の進捗に基づく事項 アン・ヒア アンケート・ヒアリングに基づく事項

【自然環境、歴史的及び文化的環境資源】

区分	課題や考慮すべき事項	出所
自然環境	みどりを保全するためには、土地所有者や近隣住民等の理解を得て地域全体で協力する取組が重要です。農地については、今後、持続可能な農業経営を進めることで農地の保全を進め、地域の財産として農業者と市民が相互に理解し守っていく仕組みが必要です。	環境現状
	多様な生物の生育・生息の場を保全するために、グリーンインフラの保全や活用、生物多様性の現状の把握や市民への意識啓発等を進めるとともに、外来生物についての情報共有や適切な対処が必要です。	環境現状
	本市の環境を保全するために市が力を入れるべき取組として、緑地の保全・再生が求められています。	アン・ヒア
歴史的 文化的 環境資源	歴史的及び文化的環境資源は、先人たちの生活を知る資料であり、人と自然との関わりの観点から重要な資源であるため、地域、市が協力して守り、次世代に引き継いでいく必要があります。	環境現状
全般	生物多様性保全の取組をはじめ、市域の自然、歴史等の保全に向けた取組を推進する必要があります。	計画進捗

【資源の有効活用、ごみの削減】

区分	課題や考慮すべき事項	出所
資源の有効活用、ごみの削減	ごみを埋め立てている処分場のスペースに限りがあるため、西東京市で生活する一人ひとりが4Rに取り組み、さらなるごみの発生抑制と資源化を推進して処分場の延命化を図る必要があります。	環境現状 計画進捗
	国は、3Rのうちリサイクルと比べて一般的に資源の減失やその過程から発生する廃棄物等の量が少ないリデュース及びリユースを優先的に進めるべきとしている点、また、市民1人ひとりの協力で進められる点を踏まえ、本市ではリフューズ及びリデュース、リユースを一層取り組む必要があります。	環境現状
	本市の環境を保全するために市が力を入れるべき取組として、不用品の再利用・資源回収等による資源化が求められています。	アン・ヒア

【安全・安心で快適な生活環境】

区分	課題や考慮すべき事項	出所
大気環境等	自動車の利用や事業活動による大気環境の悪化を抑制する必要があります。エコドライブや事業者による自主的な取組を推進することが必要です。ただし、PM _{2.5} 等の大気環境は広域的な問題であることから、国や東京都、近隣自治体等との連携が必要です。	環境現状
河川の水質	河川の水質調査や市民への啓発活動の継続実施が必要です。市民団体等との協働により、河川の清掃や多様な生物の生育・生息地の形成に向けた取組を進めていくことが課題となっています。	環境現状
	国や東京都、上流及び下流の近隣自治体等と連携した取組も必要です。	環境現状
	市内の水辺への親しみやすさや河川・水路等の水のきれいさについて、市民の満足度が低くなっており、改善が必要です。	アン・ヒア
	本市の環境を保全するために市が力を入れるべき取組として、水辺の保全・活用が求められています。	アン・ヒア
交通環境とまちの美化	高齢化が進むなかで、誰もが市内を安全に移動できる交通環境の整備を進める必要があります。	環境現状
	バス交通の利便性の向上や歩行者・自転車空間の整備の推進により、低炭素な交通環境の実現を目指す必要があります。	環境現状
	本市の環境を保全するために市が力を入れるべき取組として、安全・安心な交通環境の確保が求められています。	アン・ヒア
	今後も、市民への啓発活動や市内の美化活動の継続的な実施が必要な一方、地域における企業や自治会、商店会、市民ボランティア等の協力が必要です。	環境現状
	受動喫煙について、健康増進法改正の動向や2020年の東京都受動喫煙防止条例の完全施行を踏まえ、関係機関との連携が必要です。	環境現状

【地球温暖化対策の推進】

区分	課題や考慮すべき事項	出所
市域における地球温暖化対策	温室効果ガス排出量は増加しており、特に増加傾向にある民生家庭部門や民生業務部門において一層の排出削減対策を推進していくことが求められています。	環境現状
	台風の大型化や局地的集中豪雨をはじめ、地球温暖化が起因すると考えられる様々な影響が日本各地で多発する中、温暖化への適応策について検討する必要があります。	環境現状
	今後、低炭素化を図る上で市が進めるべき施策としては、省エネルギー型設備や再生可能エネルギー設備について、市民への導入支援や庁舎や学校への導入が求められています。	アン・ヒア
事務事業における地球温暖化対策	事業所としての西東京市からの温室効果ガスの排出量については、東日本大震災の影響もあり、増加傾向にあります。	環境現状
	庁舎や施設の設備更新時に省エネルギー機器を導入することにより、温室効果ガスの削減を目指す必要があります。	環境現状
	市内の環境マネジメントシステム認証取得事業者数は、数値指標の目標に届かない見込みです。また、認証取得済み事業者から十分なメリットが得られていないとの意見もあることから、取得支援及び取得後のフォローアップが必要です。	計画進捗 アン・ヒア

【環境意識の醸成・協働の仕組み】

区分	課題や考慮すべき事項	出所
環境意識の醸成	家庭や職場での小さな行動の積み重ねが、環境の負荷を軽減につながることを知る必要があります。	環境現状
	2012(平成 24)年と 2018(平成 30)年における市民の環境保全活動の取組状況を比べると、多くの活動で実施率が下がっており、市民の環境保全活動への関心を高める必要があります。	アン・ヒア
協働の仕組み	今後、市民・事業者・市が協働でみどりの育成や省エネルギー等の環境保全活動を推進し、拡大していく必要があります。また、その取組の中で環境分野に関わる人たちが活躍できる場をつくり、活用することも必要です。	環境現状
	市民・事業者・市の協働体制の構築に向けた仕組みづくりを進める必要があります。	計画進捗
	市民団体について、活動支援（情報発信、連携体制構築、市とのイベント共同実施、各種手続きの簡略化）を通じて、活動しやすい環境づくりに努める必要があります。	アン・ヒア

(2) 本計画見直しの方向性

ここでは、近年における西東京市の環境を取り巻く変化や前述した計画の課題・考慮すべき事項を踏まえ、2次計画からの見直しの方向性を整理します。

●西東京市の環境を取り巻く変化

- ・ 地球温暖化問題への対応（気候変動と関連すると思われる事象の発生、パリ協定の締結）
- ・ 生物多様性の危機への対応（日本の動植物の約3割が絶滅の危機）
- ・ 資源や食料需給ひっ迫への対応（食べられるにも関わらず廃棄される食品の大量発生）
- ・ 持続可能な開発に向けた取組の推進（持続可能な開発目標 SDGs の国連採択）

●主な西東京市の環境課題や配慮すべき事項

《自然環境、歴史的及び文化的環境資源》

- ・ 農地、緑地等自然環境の保全
- ・ 生物多様性についての情報発信・現状把握・保全、グリーンインフラの保全・活用
- ・ 外来生物対策 等

《資源の有効活用、ごみの削減》

- ・ 継続的な4R（3Rに加え Refuse = 断る・受け取らない）の推進 等

《安全・安心で快適な生活環境》

- ・ 河川や水路の維持管理等を通じた良好な水辺環境の創出
- ・ 安全・安心な交通環境の整備
- ・ 受動喫煙の防止など、市民の健康増進 等

《地球温暖化対策の推進》

- ・ 民生家庭部門・業務部門におけるさらなる温室効果ガス排出の抑制
- ・ 地球温暖化への適応の検討
- ・ 環境マネジメントシステム推進支援 等

《環境意識の醸成・協働の仕組み》

- ・ 市民・事業者・市民団体・市が協働して環境保全に取り組む体制の構築
- ・ 市民団体の活動支援の推進 等

2次計画からの主な見直しの方向性

- 自然・歴史：生物多様性の保全についての取組の強化
- 地球温暖化：地域推進計画の包含による地球温暖化対策の推進
- 環境意識・協働：市民・事業者・市民団体の活動の支援策、支援体制のさらなる充実
- 生活環境：水辺環境の保全の取組強化、環境保全を通じた健康増進の取組推進
- 持続可能な開発：SDGsと環境基本計画とのつながりの明確化、SDGsの普及促進

2次計画の施策の体系をベースとして、基本方針、基本施策、施策、重点プロジェクトに反映

第4章 計画のめざすところ

4.1. 基本理念

本計画の基本理念は、西東京市環境基本条例第3条の基本理念と共有します。

基 本 理 念

環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。

地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

地 球 環 境 ・ 地 域 環 境

保 全

回 復

創 造

良 好 な 環 境 を 将 来 の 世 代 に 引 き 継 ぐ

4.2. 環境の将来像と実現に向けた5つの基本方針

本市において、環境保全の取組を進めていく上で目標とする環境の将来像を「自然とのふれあいを皆で大切に育む すごしやすい安全なまち 西東京」と設定するとともに、これを実現するため、環境の現状と課題を踏まえた5つの基本方針に基づいて環境保全の取組を進めます。

環境の将来像

「自然とのふれあいを皆で大切に育む すごしやすい安全なまち 西東京」

市民・事業者・市が西東京市の環境保全に向けて取り組む

- 基本方針 1 温室効果ガス排出量の削減・エネルギー消費量の削減を進めます
(西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編)
- 基本方針 2 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・創出・活用を進めます
- 基本方針 3 ごみの削減、資源の有効利用を進めます
- 基本方針 4 安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます
- 基本方針 5 持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます

基本方針 1 温室効果ガス排出量の削減・エネルギー消費量の削減を進めます

2010(平成 22)年に策定した温暖化対策地域計画を改定し、新たな目標を設定した上で「西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編」として、本計画に包含します。

温室効果ガスの排出量及びエネルギー消費量の削減に向け、公共施設において省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入利用、二酸化炭素吸収源としてのみどりの保全や再生等を率先して行います。

また、市民や事業者の自主的な取組を後押しし、市民・事業者・市が一体となった取組を進め、低炭素社会の実現を目指します。

一方、避けることが困難であると予想される地球温暖化による様々な影響への適応について、検討を行います。

基本方針 2 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の

保全・創出・活用を進めます

みどりの保全・創出・活用を進めるとともに、生命に満ちあふれた自然環境を育てるために、生物多様性の保全に取り組み、自然とふれあうことができ、みどりあふれる西東京市を目指します。

河川については、水環境の向上を目指し、水にふれあい、水辺の動植物の息吹を感じることができるよう、東京都や近隣自治体等と連携していきます。

また、国史跡下野谷遺跡をはじめとした市内の文化財の保存・活用を進めるとともに、社寺等の歴史的及び文化的環境資源として守られてきた貴重な自然環境も将来世代へ引き継いでいくよう努めます。

基本方針 3 ごみの削減、資源の有効利用を進めます

循環型社会をさらに推進するために、市民の意識づくりや、ごみの発生抑制、再使用、再生使用を推進します。

また、ごみの発生抑制や資源化の取組に一定の成果を挙げている事業者、環境に配慮している事業者の支援や柳泉園組合におけるごみの効率的な共同処理等を進めます。

市民・事業者・市が一体となっておごみの削減と資源化を推進し、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指します。

基本方針 4 安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます

安全・安心で、快適な生活環境とするために、大気や河川等のモニタリング、交通環境の充実、市内美化の推進等を継続して実施します。

また、道路の段差解消等バリアフリー化や電線類地中化を進めるとともに、マイカーに過度に頼らず移動しやすい低炭素な交通環境の実現等、子どもから高齢者まですべての世代に配慮されたまちを目指します。

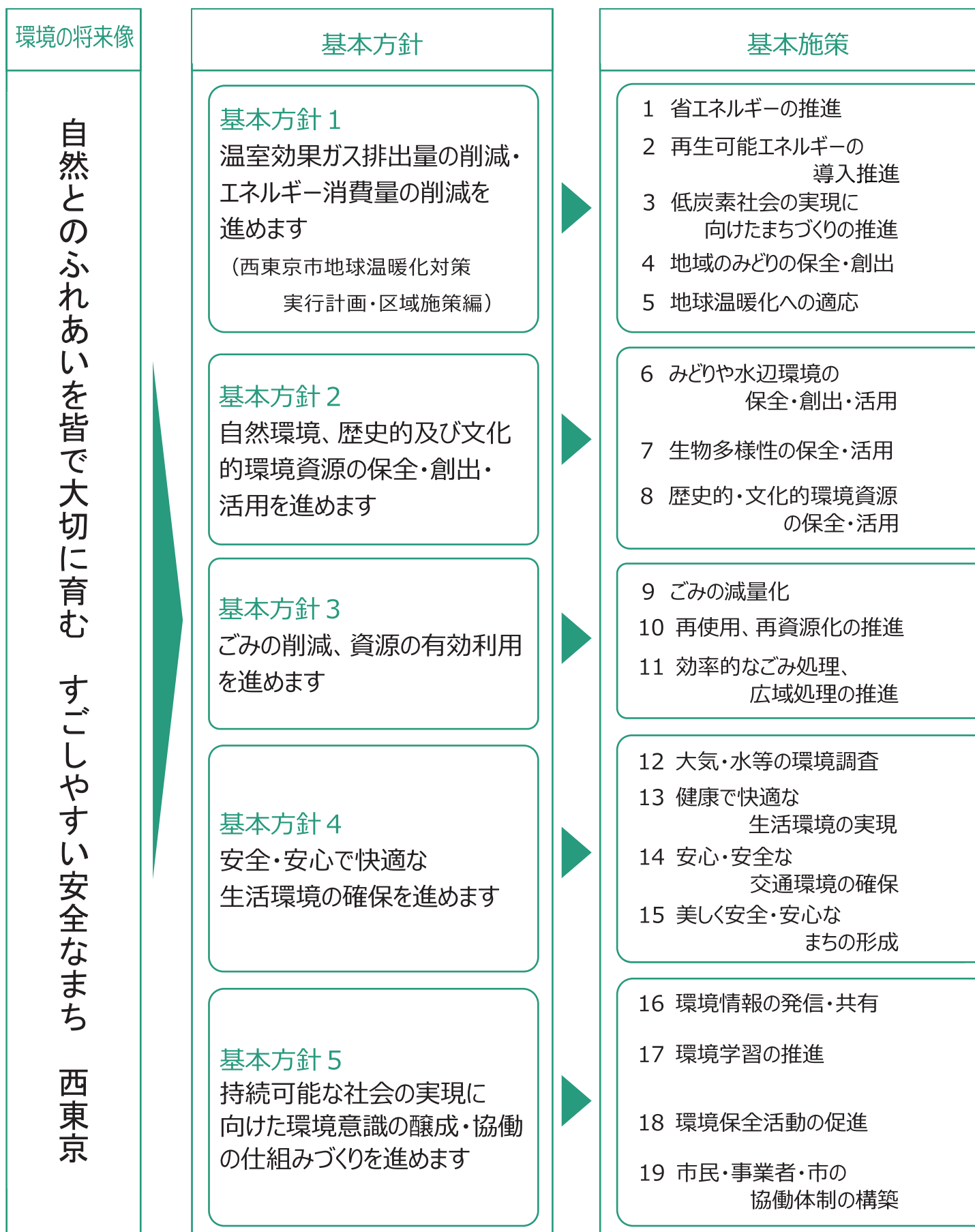
基本方針 5 持続可能な社会の実現に向けた

環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます

環境の将来像を実現するために、市民・事業者・市のすべての人々の環境に対する意識の向上と自発的な環境保全活動への参加が重要となることから、環境に関する情報を発信し、市民や事業者が環境保全活動に参加しやすい環境を提供していきます。

また、次世代を担う子どもたちに環境教育・環境学習の場を提供するとともに、SDGsの概念の普及・啓発を行い、持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成を進めます。

4.3. 環境の将来像実現に向けた施策の体系



施 策

- ①省エネルギーに関する情報の発信 ②省エネルギーに関する取組の促進
- ①再生可能エネルギーに関する情報の発信 ②再生可能エネルギーに関する取組の促進
- ①地域での取組の推進 ②エネルギーの見える化の推進 ③公共交通利用の促進
- ④次世代自動車の普及促進
- ①地域のみどりの保全・創出
- ①地球温暖化への適応

- ①みどりの保全・創出 ②公園、緑地の活用 ③農地の保全
- ④水辺環境の保全・創出 ⑤水循環の確保 ⑥みどりや水辺とのふれあいの確保
- ①生物多様性の現状把握 ②生物多様性の保全・活用
- ③生物多様性に関する情報の発信 ④外来種対策の推進
- ①歴史的・文化的環境資源の保全 ②歴史的・文化的環境資源の活用

- ①ごみ減量の取組の推進 ②市民・事業者・市の協働によるごみ減量の推進
- ①再使用の推進 ②再資源化の推進
- ①効率的なごみ処理のための情報収集、情報発信 ②効率的なごみ収集の推進
- ③広域処理の推進

- ①大気・水等の環境に関する調査・研究の推進 ②大気・水等の環境に関する情報の公表
- ①大気・水等の環境の改善 ②ヒートアイランド現象への対策
- ①道路交通の円滑化 ②公共交通システムの充実 ③歩行者・自転車の利用環境の整備
- ①美しい景観の形成 ②市内美化の推進 ③誰もが利用しやすいまちづくり

- ①環境情報の発信 ②環境情報の共有
- ①子どもたちに対する環境教育・環境学習の充実 ②市民に対する環境教育・環境学習の充実
- ③事業者に対する環境教育・環境学習の充実
- ①環境保全活動への参加機会の創出 ②環境保全活動への支援
- ③環境保全活動を担う人材等の育成 ④環境保全活動等を担う人材の活用
- ①市民・事業者・市の協働の仕組みづくり ②広域的な連携の推進

4.4. SDGs と本計画との関わり

SDGs の構造は、開発に向けた意欲目標である 17 のゴール（目標）、測定可能な行動目標であり具体的で詳細な 169 のターゲットで構成されています。また、多種多様な関係主体の連携・協力促進や、環境、経済、社会の三側面統合の概念が示されており、本計画と方向性や概念が一致しているものも含まれています。

 1 貧困をなくそう	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 2 飢餓をゼロに	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 3 すべての人に健康と福祉を	3. すべての人に保健と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 4 質の高い教育をみんなに	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 6 安全な水とトイレを世界中に	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 8 働きがいも経済成長も	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	 10 人や国の不平等をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	 12 つくる責任 つかう責任	12. つくる責任つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 13 気候変動に具体的な対策を	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	 14 海の豊かさを守ろう	14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
 15 陸の豊かさを守ろう	15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	 16 平和と公正をすべての人に	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

図 SDGs の 17 ゴールと概要

出典：国連広報センター

『地方創生に向けた自治体 SDGs 推進のあり方』コンセプト取りまとめ（2017(平成29)年 11 月 自治体 SDGs 推進のための有識者検討会）の中で、自治体が SDGs に取り組むことは、短期的にみた生活サービスの向上や居住の利便性の向上だけでなく、中長期的な視点から持続可能なまちづくりを進めていくこととなり、住民の生活環境向上につながると示されています。

SDGs の推進には市だけでなく、市民や事業者等の広範で多様な主体の参画が不可欠です。このため、本計画では、基本方針等と SDGs との関連性を示し、SDGs の概念の理解促進や様々な業種における事業活動への率先的な関わりを促すことで、SDGs の目標達成への貢献を目指します。

表 自治体が SDGs に取り組むことのメリット及び自治体の役割

メリット	● 住民の QOL（Quality of Life）の向上 ● 自治体固有の背景を踏まえた独自性のあるまちづくりの推進 ● 経済、社会、環境政策の統合による相乗効果の創出 ● ステークホルダーとの連携とパートナーシップの深化 ● SDGs 達成への取組を通じた、自律的好循環の創出
役 割	● 国との調整 ● 多様なステークホルダー間の連携の支援 ● 成功事例を実現するためのノウハウの発信 ● 市民の交流や地域経済活動の拠点となる場の創出 ● 意欲的かつ革新的なアイデアを創出する拠点づくりの牽引役 ● 地域の取組を国内外へ発信

資料：「地方創生に向けた自治体 SDGs 推進のあり方」コンセプト取りまとめ

本計画に基づく取組は、SDGs で示されている 17 のゴールの解決に貢献するものでもあり、各種環境施策の効果は、17 のゴールのうちの 1 つに直接貢献するものもあれば、間接的に複数のゴールへ広範囲に貢献するものもあります。

このため、SDGs で示されている 17 のゴールの中で、特に環境と関連の深いゴールとして、次の 11 のゴールと本計画の理念及び環境の将来像を実現するための基本方針とを関連付け、次ページに整理します。

なお、他のゴールについても、本計画と全く関わりがないものではなく、取組の方法や施策の着眼点によっては、解決への貢献が可能であると考えます。

基本方針	SDGs のゴールと本計画からみた達成への貢献可能な内容	
基本方針 1 温室効果ガス排出量の削減・エネルギー消費量の削減を進めます		再生可能エネルギーの普及を図るとともに、省エネルギー機器の導入を推進します。
		災害に強いまちづくりを進め、温暖化への適応を図ります。
		- 再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の推進を通じて温室効果ガスの排出を抑制します。 - 災害に強いまちづくりを進め、温暖化への適応を図ります。
基本方針 2 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・創出・活用を進めます		農地の保全を通じて農産物の生産量の増加に貢献するとともに、環境にやさしい農業の普及を通じて環境負荷を低減します。
		- 河川や用水、水路の適正な管理、水源かん養機能を持つ農地の緑地や保全を通じて良好な水循環を確保します。 - 河川や農地、樹林等水に関連する生物多様性を確保します。
		緑地や公園の保全・整備を行い、市民が憩える公共スペースを提供します。
		河川や用水、水路の適正な管理、河川の水質汚濁等の防止を通じて、海洋汚染の抑制に貢献します。
		- 市街地におけるみどりである緑地や農地の保全を通じて、生態系の保全を図ります。 - 生物多様性についての情報発信や希少種の保護、外来種の駆除を通じて、生物多様性を保全します。
基本方針 3 ごみの削減、資源の有効利用を進めます		廃棄物の適正処理を行うとともに、市内美化を推進します。
		- ごみの発生防止、削減、再使用・再生利用により、ごみの排出を抑制します。 - 製造から販売、消費に至る全ての段階における食品廃棄物の削減を推進します。

基本方針 4 安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます	 3 すべての人に健康と福祉を	- 大気・水・土壌の汚染を防止するとともに、有害化学物質の適正管理の呼びかけ等による、健康被害を抑制します。 - 歩車道分離や歩道の拡大による歩行者・自転車利用環境の整備を進め、道路交通事故を抑制します。
	 6 安全な水とトイレを世界中に	- 河川や用水、水路の適正な管理、水源かん養機能を持つ農地の緑地や保全を通じて良好な水循環を確保します。 - 下水道事業を通じて河川の水質汚濁や有害物質による河川水質の汚染等を防止します。
	 11 住み続けられるまちづくりを	- バリアフリーに対応した公共交通機関の充実を図ります。 - 緑地や公園の保全・整備を行い、市民が憩える公共スペースを提供します。 - 災害に強いまちづくりを進め、温暖化への適応を図ります。
	 15 陸の豊かさも守ろう	市街地におけるみどりである緑地や農地の保全を通じて、生態系の保全を図ります。
基本方針 5 持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます	 4 質の高い教育をみんなに	学校教育や市民・事業者への環境学習の機会を通じて持続可能な開発を実現するために必要な知識等を身に着けます。
	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	市民・事業者・各種団体・市が協働し、環境保全活動を推進します。

第5章 将来像を実現するための取組

ここでは、将来像を実現するための具体的な取組について、基本方針ごとに示します。それぞれの基本方針には、環境像の実現に向けた進捗状況を定量的に評価するための指標及び目標を設定するとともに、市が進める施策（市の取組）、市民・事業者が環境配慮のために率先して進めるべき取組（市民の取組、事業者の取組）を示しています。

ただし、基本方針1については、西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編としての内容を併せ持っていることから、上記の構成とは異なっています。

基本方針1 温室効果ガス排出量の削減・エネルギー消費量の削減を進めます
（西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編）

基本方針2 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・創出・活用を進めます

基本方針3 ごみの削減、資源の有効利用を進めます

基本方針4 安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます

基本方針5 持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます

基本方針1の構成

■排出係数と削減目標について

本市の温室効果ガス排出量とエネルギー消費量について、目標年度（2030年度）における将来推計値と削減目標値について、概要を説明しています。

■指標及び目標

基本方針の進捗状況を把握・評価するための指標。温室効果ガス排出量とエネルギー消費量について、基準値と削減目標値を示しています。

なお、この削減目標値は、地球温暖化対策推進計画（区域施策編）の目標値として位置付けています。

■基本施策

○施策（市の取組）

市が進めるべき具体的な取組について示しています。

○市民の取組、事業者の取組

基本施策に基づいて市民及び事業者が進めるべき環境配慮の取組を示しています。

基本方針2～5の構成

■指標及び目標

基本方針の進捗状況を把握・評価するための指標。現状（2017(平成29)年度と目標（2023年度）年度における値を示しています。

■基本施策

○施策（市の取組）

市が進めるべき具体的な取組について示しています。

○市民の取組、事業者の取組

基本施策に基づいて市民及び事業者が進めるべき環境配慮の取組を示しています。

基本方針 1 温室効果ガス排出量の削減・エネルギー消費量の削減を進めます (西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編)

排出係数と削減目標について

○電気の二酸化炭素排出係数

電気の二酸化炭素排出係数とは、1kWhの電気を発電する際に必要な燃料（石油等）を燃焼させたことで発生する二酸化炭素の量を意味することが一般的であり、単位は $\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ で表します。

1990(平成 2)年以降の東京電力による電気の二酸化炭素排出係数の推移を右図に示します。2003(平成 15)年度は、東京電力の検査・点検等の不正問題に起因する原子力発電所の稼働率低下、2007(平成 19)年度は、新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の停止、2011(平成 23)年度以降、東日本大震災以降の原子力発電所の停止により、火力発電への依存度が高くなったため、排出係数が上昇しています。

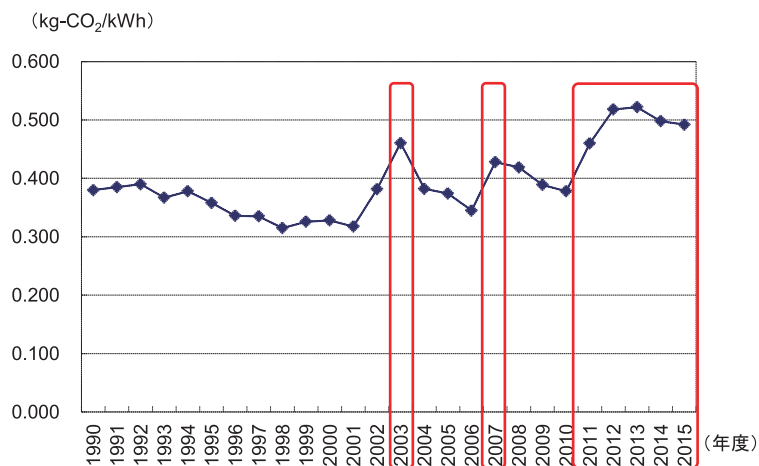


図 二酸化炭素排出係数の推移

資料：環境保全課作成

○温室効果ガス排出量とエネルギー消費量

第3章で示したとおり、エネルギー消費量が減少しているにもかかわらず温室効果ガス排出量が増加しているのは、電気の二酸化炭素排出係数の変動により、エネルギー使用量に対する温室効果ガス排出量が増加しているためです。例えば、エネルギー1TJから発生する温室効果ガスの排出量を算定すると、2000(平成 12)年度は 0.074 千 $\text{t-CO}_2/\text{TJ}$ に対し、2015(平成 27)年度では 0.101 千 $\text{t-CO}_2/\text{TJ}$ と約 1.36 倍となっています。

表 エネルギー1TJから発生する温室効果ガスの排出量の変化

区 分	2000 年度	2005 年度	2010 年度	2015 年度
温室効果ガス排出量…A (千 t-CO_2)	514	573	521	545
エネルギー消費量…B (TJ)	6,979	7,122	6,252	5,421
エネルギー1TJから発生する 温室効果ガスの排出量…A/B (千 $\text{t-CO}_2/\text{TJ}$)	0.074	0.080	0.083	0.101

資料：環境保全課作成

○温室効果ガス排出量の将来予測

温暖化対策地域計画における 2020 年度（目標年度）の温室効果ガス排出量は、542.9 千 t-CO₂と推計され 2000(平成 12)年度（基準年度）比で 5.7%増加する見込みです。また、2030 年度は、516.9 千 t-CO₂と推計され 2000(平成 12)年度比で 0.7%増加する見込みです。

2015(平成 27)年度以降は、緩やかに温室効果ガスの排出量は減少する見込みであり、産業部門や運輸部門は大きく減少していくと予測されます。産業部門は、農業や建設業、製造業における経済活動の縮小、運輸部門は自動車保有台数の減少や低公害車の普及が主な要因です。

一方、民生家庭部門は今後も人口や世帯が増加すると推計され、それに伴い温室効果ガスの排出量も増加することが予測されます。また、民生業務部門は事業所の延床面積の増加に伴い 2020 年度までは増加することが見込まれます。二酸化炭素以外のその他 6 ガス（メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）は、2015(平成 27)年度以降減少する見込みですが、2000(平成 12)年度比では大きく増加しています。

表 温室効果ガス排出量の将来予測

排出量単位：千t-CO₂

		2000年度 (実績)	2005年度 (実績)		2010年度 (実績)		2015年度 (実績)		2020年度 (推計)		2030年度 (推計)	
		排出量	排出量	2000 年度比	排出量	2000 年度比	排出量	2000 年度比	推計値	2000 年度比	推計値	2000 年度比
二 酸 化 炭 素	民生家庭部門	200.9	248.2	23.5%	246.0	22.5%	254.8	26.9%	267.9	33.3%	267.4	33.1%
	民生業務部門	113.0	117.6	4.1%	114.5	1.4%	135.7	20.1%	137.9	22.1%	125.6	11.2%
	産業部門	57.2	67.9	18.6%	47.5	-17.1%	33.2	-41.9%	30.1	-47.5%	21.2	-62.9%
	運輸部門	119.3	106.7	-10.5%	75.3	-36.8%	69.0	-42.1%	67.3	-43.6%	65.5	-45.1%
	廃棄物部門	11.5	21.3	86.0%	17.0	48.3%	16.7	45.6%	17.2	49.7%	16.0	39.8%
	その他 6 ガス	11.8	11.5	-1.8%	20.6	75.6%	35.5	202.3%	22.7	93.3%	21.2	80.0%
温室効果ガス排出量		513.5	573.3	11.6%	521.0	1.4%	545.0	6.1%	542.9	5.7%	516.9	0.7%

資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト

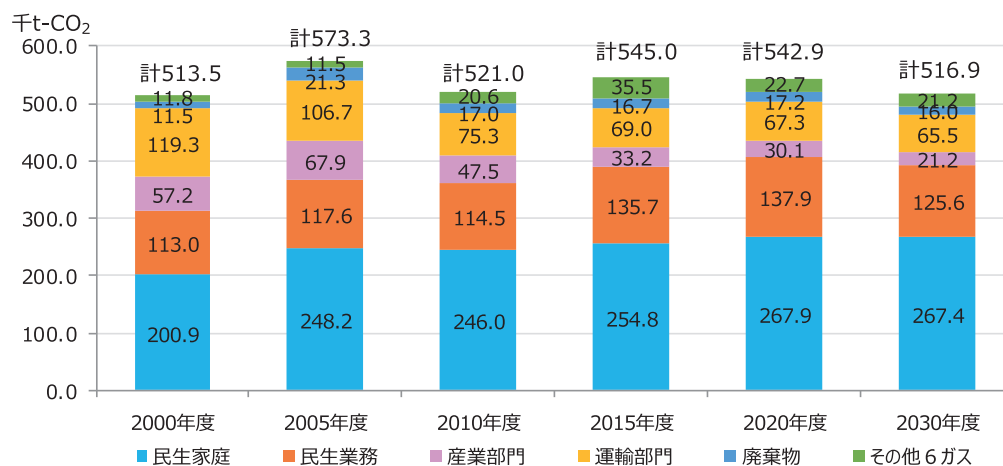


図 温室効果ガス排出量の将来予測

資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト

○エネルギー消費量の将来予測

2020年度のエネルギー消費量は、5,527TJと推計され2000(平成12)年度比で20.8%減少する見込みです。また、2030年度は、5,286TJと推計され2000(平成12)年度比で24.3%減少する見込みです。民生家庭部門は、今後も世帯数の増加が予測され、それに伴い2020年度以降もエネルギー消費量は3,000TJ程度で推移すると見込まれます。民生業務部門は、緩やかな減少傾向が続くと見込まれます。

産業部門と運輸部門のエネルギー消費量は、温室効果ガス排出量と同様に2000(平成12)年度比で大きく減少することが見込まれます。

表 エネルギー消費量の将来予測

消費量単位：TJ

	2000年度 (実績)	2005年度 (実績)		2010年度 (実績)		2015年度 (実績)		2020年度 (推計)		2030年度 (推計)	
	排出量	排出量	2000 年度比	排出量	2000 年度比	排出量	2000 年度比	排出量	2000 年度比	排出量	2000 年度比
民生家庭部門	2,937	3,312	12.8%	3,240	10.3%	2,867	-2.4%	3,014	2.6%	3,009	2.4%
民生業務部門	1,452	1,386	-4.5%	1,330	-8.4%	1,257	-13.4%	1,277	-12.0%	1,163	-19.9%
産業部門	841	877	4.3%	604	-28.1%	362	-56.9%	327	-61.1%	233	-72.3%
運輸部門	1,750	1,546	-11.6%	1,078	-38.4%	935	-46.6%	909	-48.0%	882	-49.6%
エネルギー消費量	6,979	7,122	2.0%	6,252	-10.4%	5,421	-22.3%	5,527	-20.8%	5,286	-24.3%

資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト

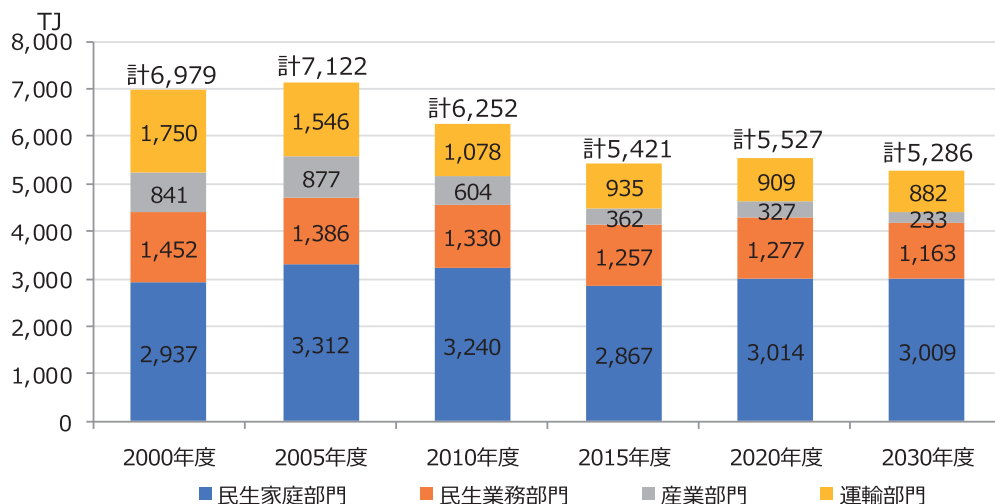


図 エネルギー消費量の将来予測

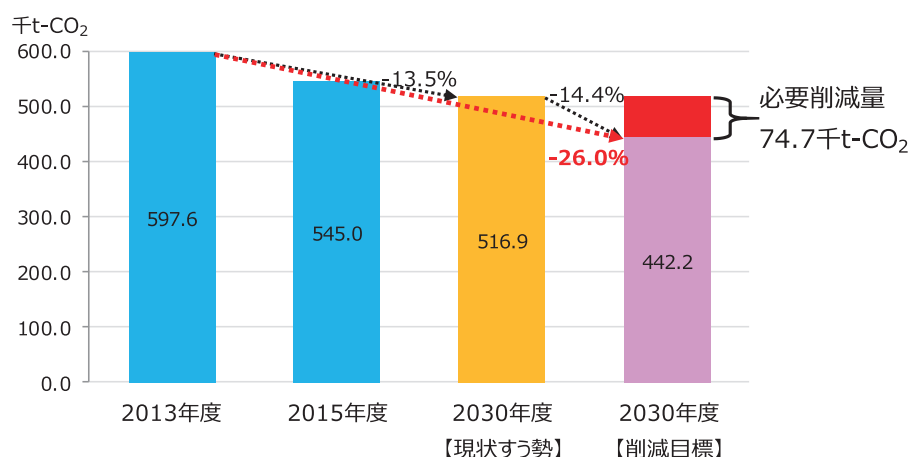
資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト

○温室効果ガス排出量の削減目標（国の目標に準拠）

≪目標≫2030 年度に 2013(平成 25)年度比 26.0%減

パリ協定に基づく国の温室効果ガス削減目標を想定したケースです。

西東京市の 2030 年度の現状すう勢値（対策を行わなかった場合）は 516.9 千 t-CO₂ であり、2013(平成 25)年度（基準年度）比で-13.5%と推計されます。よって、2030 年度の目標値 442.2 千 t-CO₂ を達成するためには、現状すう勢値から 74.7 千 t-CO₂ を削減する必要があります。

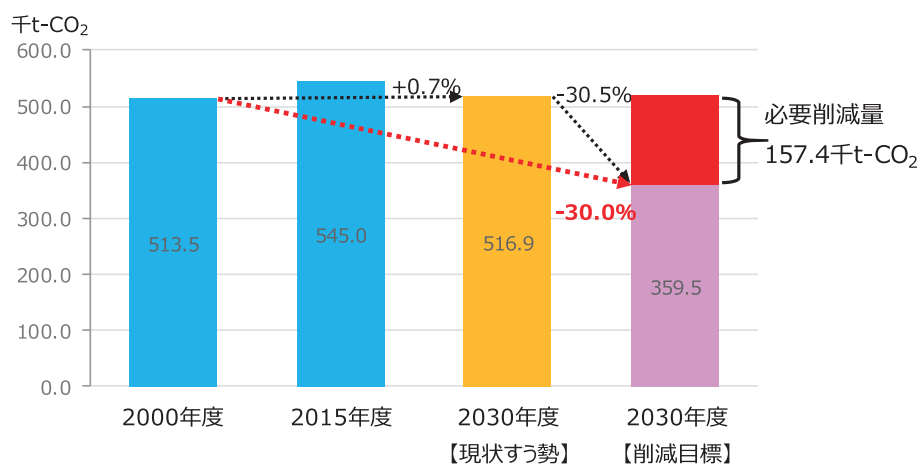


○温室効果ガス排出量の削減目標（東京都の目標に準拠）

≪目標≫2030 年度に 2000(平成 12)年度比 30.0%減

東京都環境基本計画に基づく東京都の温室効果ガス削減目標を想定したケースです。

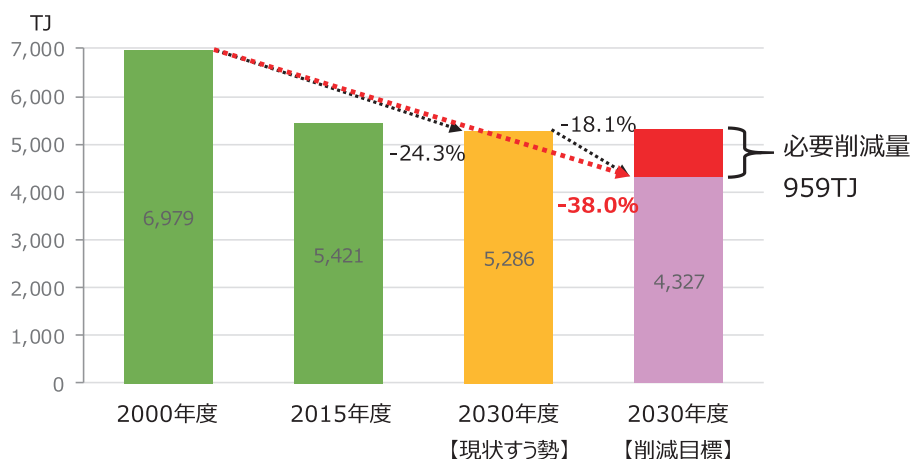
西東京市の 2030 年度の現状すう勢値は 516.9 千 t-CO₂ であり、2000(平成 12)年度（基準年度）比で+0.7%と推計されます。よって、2030 年度の目標値 359.5 千 t-CO₂ を達成するためには、現状すう勢値から 157.4 千 t-CO₂ を削減する必要があります。



○エネルギー消費量の削減目標（東京都の目標に準拠）

「目標」2030 年度に 2000(平成 12)年度比 38.0%減

東京都環境基本計画に基づく東京都のエネルギー消費量の削減目標を想定したケースです。西東京市の 2030 年度の現状すう勢値は 5,286TJ であり、2000(平成 12)年度（基準年度）比で-24.3%と推計されます。よって、2030 年度の目標値 4,327TJ を達成するためには、現状すう勢値から 959TJ を削減する必要があります。



○指標及び目標

以上のように、国及び東京都が異なった目標を掲げている点から、西東京市としては、温室効果ガス排出量については2つの目標を掲げます。また、温室効果ガスの排出量は、排出係数の影響を受けることから、エネルギー消費量についても目標に掲げます。

■指標及び目標

環境指標		各基準年度値	目標値 (2030 年度)
1-1	温室効果ガス排出量（国準拠）	597.6 千 t-CO ₂ (2013 年度)	442.2 千 t-CO ₂
1-2	温室効果ガス排出量（都準拠）	513.5 千 t-CO ₂ (2000 年度)	359.5 千 t-CO ₂
1-3	エネルギー消費量（都準拠）	6,979TJ (2000 年度)	4,327TJ

基本施策 1 省エネルギーの推進

公共施設における省エネルギー性能に優れた機器の導入や省エネルギー行動の徹底、市民及び事業者への省エネルギー行動やクールチョイス等に関する情報の発信を推進します。

施策（市の取組）

施策① 省エネルギーに関する情報の発信

- 家庭でできる省エネルギーの方法等を発信します。
- 事業所における省エネルギー活動の実施を啓発します。
- クールチョイス※運動を普及啓発します。

施策② 省エネルギーに関する取組の促進

- 公共施設の新設、改修時において、省エネルギー機器の導入を進めます。
- 公共施設におけるエネルギー使用量の見える化を検討します。
- 家庭等のLED照明の導入・整備を促進し、温室効果ガス排出削減に努めます。
- 家庭等の省エネルギー機器の設置を支援します。

※クールチョイス：51 ページのコラム参照

市民の取組

■ 省エネルギーに関する取組を進めるために

- 家庭でできる省エネルギーの取組を進めます。
- 電気製品の購入の際は、省エネルギー機器の選択を検討します。
- 二重サッシ、断熱材等の導入、遮熱塗料の利用等により住宅の省エネルギー化を検討します。
- 住宅の新築や建て替えの際には、「ZEH（ゼッチ：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」や「スマートハウス」を検討します。

事業者の取組

■ 省エネルギーに関する取組を進めるために

- 事業者としてできる省エネルギーの取組を進めます。
- 省エネルギー診断の検討や設備更新の際に省エネルギー機器の選択を検討します。
- 二重サッシ、断熱材等の導入、遮熱塗料の利用等により事業所の省エネルギー化を検討します。
- 事業所の新築や建て替えの際には、「ZEB（ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」を検討します。

基本施策2 再生可能エネルギーの導入推進

太陽光発電や太陽熱利用設備、小型風力発電の利用等、本市の特性に配慮した再生可能エネルギーの導入を推進します。

施策（市の取組）

施策① 再生可能エネルギーに関する情報の発信

- 市民や事業者に対して導入補助や導入による効果等に関する情報を提供します。
- 再生可能エネルギー由来の二酸化炭素排出係数が低い電力の活用・情報発信を行います。

施策② 再生可能エネルギーに関する取組の促進

- 公共施設における太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー機器の導入等を進めます。



公共施設の太陽光発電

市民の取組

■再生可能エネルギーに関する取組の促進

- 太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー機器の導入を検討します。
- 二酸化炭素排出係数が低い電力への切り替えを検討します。

事業者の取組

■再生可能エネルギーに関する取組の促進

- 太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー機器の導入を検討します。
- 二酸化炭素排出係数が低い電力への切り替えを検討します。

コラム

省エネ型製品への買い替えで家計にもやさしく

ご家庭でできる省エネとして、「スイッチをこまめに切る」「冷暖房を適温にする」等、行動や工夫による取組がありますが、家電製品を買い換えることにより、二酸化炭素の排出量が削減できるだけでなく、年間の電気代が下がる例があります。資源エネルギー庁等の比較結果では、10年前の製品から最新の省エネ機器に買い換えると、エアコンでは年間約4,700円、冷蔵庫では年間約5,700円の電気代が削減可能とされています。また、家電製品以外でも、60W相当の白熱電球1個を電球型LEDランプに交換すると、年間約2,400円の電気代が削減可能とされています。

基本施策3 低炭素社会の実現に向けたまちづくりの推進

普段のライフサイクルの中で、極力、二酸化炭素の排出量を少なくするとともに、エネルギーの使用量を控えるなど、低炭素社会を意識したまちづくりを推進します。

施策（市の取組）

施策① 地域での取組の推進

- 太陽光発電や雨水の循環利用、地上部や屋上・壁面の緑化、環境に配慮した環境共生住宅等の普及啓発を図ります。
- 市内産農産物や国内産農産物の選択・利用を普及啓発し、食物の輸送に係るエネルギー消費の削減を図ります。
- 近隣自治体等と連携して地球温暖化対策を推進します。

施策② エネルギーの見える化の推進

- エネルギーや二酸化炭素排出量の見える化を検討します。

施策③ 公共交通利用の促進

- 公共交通機関の充実、自転車の利用環境向上により、移動手段を自動車から公共交通機関や自転車へ転換することを促進します。

施策④ 次世代自動車の普及促進

- 東京都と連携し、次世代自動車であるゼロエミッション・ビークルの普及を促進します。

市民の取組

■ 日常生活からの温室効果ガスの排出を抑制するために

- 太陽光発電や雨水の循環利用、地上部や屋上・壁面の緑化、環境に配慮した環境共生住宅の建築等を検討します。
- ごみの減量、再使用、資源化を心がけます。
- 市内産農産物や国内産農産物を選択・利用します。
- エネルギーの使用量を把握し、エネルギー使用量の削減に努めます。

■ 自動車からの温室効果ガスの排出を抑制するために

- 自動車の利用を控え、自転車、バス、鉄道等の利用を心がけます。
- カーシェアリング等の利用を心がけます。
- 自動車の買い替えの際は、次世代自動車を検討します。

事業者の取組

■事業活動からの温室効果ガスの排出を抑制するために

- 太陽光発電や雨水の循環利用、地上部や屋上・壁面の緑化、環境に配慮した環境共生住宅の建築等を検討します。
- ごみの減量、再使用、資源化を心がけます。
- 市内産農産物や国内産農産物を選択・利用します。
- 事業所内のエネルギーの使用量を把握し、エネルギー使用量の削減に努めます。

■自動車からの温室効果ガスの排出を抑制するために

- 自動車の利用を控え、自転車、バス、鉄道等の利用を心がけます。
- カーシェアリング等の利用を心がけます。
- 自動車の買い替えの際は、次世代自動車の選択を検討します。

コラム

クールチョイス (COOL CHOICE)

クールチョイスとは、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013(平成25)年度比で26%削減するという国の目標達成のために、省エネ、低炭素型の製品、サービス、行動等地球温暖化対策へのあらゆる「賢い選択」を促すもので、環境省が進めている運動です。

例えば、エコカーや省エネ家電を買う、エコな住宅を建てるという「選択」、公共交通機関の利用や、クールビズ・ウォームビズの実践というライフスタイルの「選択」等、産業界・労働界・NPO・国・自治体等が連携して、広く賛同を呼びかけており、2018(平成30)年11月30日時点の個人賛同者は600万人以上となっています。

ホームページアドレス <https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>

基本施策4 地域のみどりの保全・創出

二酸化炭素の吸収源となる樹林地や農地等のみどりの保全・創出を推進します。

施策（市の取組）

施策① 地域のみどりの保全・創出

- 二酸化炭素の吸収源となる樹林地・樹木、農地等のみどりを保全します。
- 道路の新規整備、改修等の際、街路樹等を取り入れ、適正な管理を行います。
- 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づいた緑地の保全・創出の指導を行います。

市民の取組

■ 二酸化炭素吸収源となるみどりを守り、増やすために

- 所有している樹林地・樹木の保全に協力します。
- 樹林地・樹木、農地等を保全する活動に協力・参加します。

事業者の取組

■ 二酸化炭素吸収源となるみどりを守り、増やすために

- 所有している樹林地・樹木の保全に協力します。
- 開発を行う際は、樹林地・樹木、農地等の市内のみどりの保全に配慮します。
- 樹林地・樹木、農地等を保全する活動に協力・参加します。

コラム

下保谷特別緑地保全地区（旧高橋家屋敷林）

下保谷四丁目特別緑地保全地区は西武池袋線保谷駅北口より400mに位置し、都市化が進展する駅周辺に残されている旧高橋家の屋敷林です。面積約1.1ha、ケヤキ・シラカシ・スギ等が植生し、豊かなみどりに包まれた良好な住環境を形成しています。

2012(平成24)年に特別緑地保全地区として都市計画決定し、2013(平成25)年度からの5ヶ年で用地の取得を行い、2017(平成29)年11月に11,133.93㎡を取得完了しました。

今後は、貴重な緑、屋敷林として保全・活用していくこととしており、一般公開も含め検討を行います。

基本施策5 地球温暖化への適応

近年、日本各地で多発する異常気象がもたらす災害等、地球温暖化がもたらす被害の防止に努めます。

施策（市の取組）

施策① 地球温暖化への適応

- 異常気象に適応するため、雨水幹線の整備等を進めます。
- 省エネルギーの取組や緑のカーテンづくり等ヒートアイランド対策を促進します。
- 公共施設での屋上・壁面の緑化等に努めます。

市民の取組

■ 地球温暖化に適応するために

- 市が進める災害に強いまちづくりに協力します。
- 防災に関する情報を収集し、活用します。
- 雨水を活用した打ち水や緑のカーテンづくり等ヒートアイランド対策に取り組みます。
- 屋上緑化や敷地内緑化等に努めます。

事業者の取組

■ 地球温暖化に適応するために

- 浸水被害を最小限にとどめる家づくり等の技術を開発・研究します。
- 市が進める災害に強いまちづくりに協力します。
- 防災に関する情報を収集し、従業員に周知します。
- 関連する法律や条例等を守り、地球温暖化対策に努めます。
- 屋上緑化や敷地内緑化等に努めます。



公共施設のグリーンカーテン（エコプラザ西東京）

地球温暖化と自然災害

気象庁がまとめた 2018(平成 30)年の災害をもたらした主な気象事例は、

- ・ 1 月下旬 関東甲信越や東北太平洋側の平野部で大雪 日本海側を中心に暴風雪
- ・ 2 月上旬 北陸地方の平野部を中心に日本海側で大雪
- ・ 6 月下旬 西日本を中心に全国的に広範囲で記録的豪雨(平成 30 年 7 月豪雨)
- ・ 9 月上旬 西日本から北日本にかけて暴風。四国や近畿地方で顕著な高潮(台風 21 号)
- ・ 9 月下旬 西南諸島、西日本、東日本の太平洋側を中心に暴風 紀伊半島などで顕著な高潮(台風 24 号)

などが挙げられます。

地球温暖化により台風や豪雨被害が増えることは、理解しやすいと思いますが、温暖化によって豪雪が増えるという研究事例もあります。温暖化により大気中の水蒸気が増え、大陸からの冷たい風によって日本海で雲が発達しやすくなるのが原因と指摘されています。

地球温暖化と異常気象については、まだ解明されていない部分も多くありますが、このように今後も「10 年に一度」や「想定外」の気象事例に直面する可能性は高いと考えられていることから、私たちは災害対策を含めた「地球温暖化への適応」を進めていく必要があります。



北陸地方における豪雪の状況

出典：国土交通省ホームページ



西日本における豪雨災害の状況

出典：国土交通省 中国地方整備局ホームページ

基本方針 2 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の 保全・創出・活用を進めます

■ 指標及び目標

	環境指標	現状(2017 年度)	目標(2023 年度)
2-1	公園・緑地の面積	250,967 ㎡	255,132 ㎡
2-2	公園ボランティア数	740 人	890 人
2-3	郷土資料室の来館者数	2,472 人	3,000 人

基本施策 6 みどりや水辺環境の保全・創出・活用

市内に残されている樹林地をはじめ、街路樹や公共施設等の緑地の適正な維持管理を行うとともに、農地の保全、持続可能な農業の振興を通じて良好なみどりを維持します。また、河川周辺の美化や地下水のかん養を通じた水循環の確保に取り組みます。

施 策（市の取組）

施策① みどりの保全・創出

- 樹林地の保全・創出のための取組を支援します。
- 消滅のおそれのある樹林地の保全のための方策を検討します。
- 道路の新規整備、改修等の際、街路樹等を取り入れ、適正な管理を行います。
- 公共施設においては、敷地内の緑化、屋上緑化・壁面緑化等を推進します。
- 緑地や農地等自然環境が持つ多面的な機能※をグリーンインフラとして活用します。
- 生垣設置等の取組を支援します。
- 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づいた緑地の保全・創出の指導を行います。
- 市民や事業者とともにみどりの保全を進めるための機会を設けます。

施策② 公園、緑地の活用

- 公園等の公共用地にある花壇の計画・植え付け・管理等の市民の活動を推進します。
- 市民との協働による公園や緑地等の維持・管理を行うため、人材育成を進めます。

※生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等（出典 国土形成計画）

施策③ 農地の保全

- 環境にやさしい農業の普及を図るための支援を行います。
- 持続可能な農業経営に向けた取組を進めます。
- 市民が農業とふれあい、都市農業への理解を深めるための機会を提供します。



市内の農地

施策④ 水辺環境の保全・創出

- 河川周辺のごみのポイ捨て防止に関する普及啓発や美化活動を支援します。

施策⑤ 水循環の確保

- 家庭での雨水の地下浸透量を増加させるための取組を支援します。
- 道路や公共施設において、地下浸透を増加させるための取組を進めます。
- 農地や緑地の保全を通じて雨水の地下浸透の維持に努めます。
- 公共施設での雨水利用方法について検討します。

施策⑥ みどりや水辺とのふれあいの確保

- 歩いて楽しめる魅力ある空間づくりを進めます。
- 市民がみどりに親しむ機会の提供を検討します。

市民の取組**■緑地、水辺の保全・創出・活用のために**

- 樹林地の所有者は、樹林地の保全を心がけ、樹林地の管理を適切に行います。
- 緑地や樹林地の管理活動や公園等の管理を行うボランティア活動に参加します。
- 河川の美化活動に参加します。
- 庭に植栽をするなどの身近なみどりを育てていきます。

■農地の保全のために

- 市内産農産物の消費拡大につながる取組に協力します。
- 農業経営に係る理解を深めます。
- 農作業のボランティア活動等に参加します。

■水循環の健全化のために

- 水道水の無駄のない利用を心がけます。
- 風呂の残り湯の活用等、水の再利用を心がけます。
- 雨水の地下浸透量を増加させるための取組を行います。

■みどりや水辺とのふれあいの確保のために

- 公園や散歩道を憩いの場として活用します。
- 自然とふれあう活動に参加します。
- 自然環境の現状に関する調査に参加・協力します。

事業者の取組

■緑地、水辺の保全・創出のために

- 宅地開発等を行う際には、緑地を十分に確保します。
- 緑地、水辺の保全・創出に協力します。
- 緑化や樹林地の管理活動等に協力します。
- 河川の美化活動に参加・協力します。

■農地の保全のために

- 環境に配慮した農業を行います。
- 後継者の育成を図ります。

■水循環の健全化のために

- 水道水の無駄のない利用を心がけます。
- 雨水貯留浸透施設の設置を検討します。

■みどりや水辺とのふれあいの確保のために

- 事業所内において、植栽や生物の生息・生育環境に配慮します。
- 体験型農園の開設等により、農地の活用を図ります。
- 事業所内の緑地を市民へ開放することを検討します。



コラム

農地の保全に向けた取組

市内の生産緑地が減少するなかで、生産緑地の保全に向けた検討を行うため、西東京市都市計画審議会は、2017(平成 29)年度に専門部会を設置しました。専門部会では、都市農地と融合した新しいライフスタイルの提案や、住宅と緑地が混在する都市空間のあり方などについて検討し、「都市農地の保全に関する提言」を2018(平成 30)年度に都市計画審議会へ提出しました。

また、この取組の一環として、2017(平成 29)・2018(平成 30)年度には、東京大学とトリノ工科大学（イタリア）の大学院生によるワークショップや現地視察を西東京市内で行い、みどりと水に囲まれたエコなまちづくりについて展示会やミニシンポジウムを開催しました。



2018(平成 30)年度に開催した展示会やミニシンポジウムの様子

基本施策 7 生物多様性の保全・活用

市内の生物多様性の現状把握や保全に向けた対策に努めるとともに、市民・事業者の意識の啓発、地域の生態系に影響を与える恐れがある外来種の駆除等に取り組みます。

施 策（市の取組）

施策① 生物多様性の現状把握

- 市内の生物多様性の現状を把握するための調査について検討します。

施策② 生物多様性の保全・活用

- 生物の育成・生息環境の保全に配慮した公園の維持管理を行います。
- 街路樹として、武蔵野在来種の樹種（郷土樹種）の活用等を検討します。
- 野生生物の生息基盤にも着目し、緑地がつながりを持って保存されるよう保全対策を実施します。

施策③ 生物多様性に関する情報の発信

- 市民・事業所に対して、生物多様性に関する意識啓発を行います。

施策④ 外来種対策の推進

- 外来種に関する情報の発信、栽培や飼育の際の留意点等の周知を行います。
- 生態系に被害を及ぼす恐れがある外来種は、市民・事業者との協働のもと、優先度を考え防除に取り組みます。

市民の取組

■ 多様な生物を守るために

- 自然環境の現状に関する調査に協力します。
- 生物の生育・生息環境の保全に配慮します。
- 野生生物の生育・生息地の保全活動に協力します。
- 生き物を飼育する場合は、適正な飼育を行います。
- 外来種の防除活動に協力します。

■ 生物多様性の持続可能な利用のために

- 緑地の保全に協力します。
- みどりや市内産農産物等の地域の恵みを持続的に利用するための取組に協力します。

事業者の取組

■多様な生物を守るために

- 野生生物の生育・生息環境に配慮した事業を行います。
- 野生生物の生育・生息地の保全活動に協力します。
- 事業所内の植木等の管理を適切に行います。
- 外来種の防除活動に協力します。

■生物多様性の持続可能な利用のために

- 市が行う「地産地消」に係る取組等の地域資源のPRに協力します。
- みどりや市内産農産物等の地域の恵みを持続的に利用するための取組に協力します。

コラム

外来生物とその対策

その地域にもともといなかったのに、人為的要因で地域に持ち込まれた生きものを「外来生物」と言い、そのうち特に生態系や人への被害があると国が指定しているものを「特定外来生物」と言います。

市内のいこいの森公園では、北米原産の外来植物の「ワルナスビ」が生息しています。ワルナスビは、葉や幹にとげがあり、株を引き抜いても地中に1 cm余りの根が残っていれば再び繁殖してくるほど再生力が強く、駆除するのが難しい外来生物です。

いこいの森公園では市民と公園管理者が協働で抜き取り駆除を行い、絶滅危惧種のカタクリの保全に努めていますが、継続した取組が必要です。

また、市内では、ハクビシン、アライグマなどの外来生物によって、畑や庭の果樹を荒らすなどの被害が報告されるため、その対策として捕獲機の貸出を行っています。



【ワルナスビ】ナスに似た花が咲き、茎や葉には鋭いとげがある

出典：環境省ホームページ

基本施策8 歴史的・文化的環境資源の保全・活用

市内に残されている社寺や遺跡等の文化財について、次の世代に伝えるために保存するとともに、地域の歴史を学ぶための資料として活用します。

施策（市の取組）

施策① 歴史的・文化的環境資源の保全

- 市内の自然の中で歴史を刻み続けてきた社寺や遺跡等の文化財の保存や復元に努めます。
- 郷土に関する民具・農具等の文化財資料の収集・整理、公開に努めます。
- 文化財とその周辺の自然環境等を一体的に捉えて、みどりの保全に努めます。

施策② 歴史的・文化的環境資源の活用

- 市内の自然の中で歴史を刻み続けてきた社寺・遺跡等の文化財や武蔵野の面影を残す雑木林・屋敷林に親しむ機会を提供します。

市民の取組

■歴史的・文化的環境資源を守るために

- 郷土の歴史に興味を持ち、文化財を守っていくことを心がけます。
- 所有している歴史的・文化的資源の保全に努めます。
- 郷土の歴史を学び、文化に親しみます。

事業者の取組

■歴史的・文化的環境資源を守るために

- 文化財の保存に協力します。
- 所有している歴史的・文化的資源の保全に努めます。



下野谷遺跡公園



東伏見稲荷神社

基本方針3 ごみの削減、資源の有効利用を進めます

■指標及び目標

環境指標	現状(2017年度)	目標(2023年度)
2-1 家庭ごみ原単位	360 g/人・日	347 g/人・日
2-2 ごみ排出量	33,453 t/年	31,053 t/年
2-3 資源化率	33.2%	37.1%

基本施策9 ごみの減量化

一般廃棄物の排出量を削減するため、家庭や事業所から排出されるごみの減量化に向けた啓発や生ごみの再資源化に取り組みます。

施策（市の取組）

施策① ごみ減量の取組の推進

- 家庭から排出されるごみの減量のための取組を周知します。
- ごみ排出量、処理費、市民意識等の変化を分析・検証します。

施策② 市民・事業者・市の協働によるごみ減量の推進

- 事業系一般廃棄物の削減に向けて、事業者への減量化・資源化等についての指導を行うとともに、処理手数料の見直しについて、柳泉園組合と清瀬市、東久留米市と連携して検討します。
- 製造・流通・消費の各段階における、食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）の削減に、市民・事業者・市が協働して取り組みます。
- 市民・事業所・市の協働による廃棄物減量のための取組を拡充します。

市民の取組

■ごみ減量を進めるために

- 必要なものを必要な分だけ購入します。
- エコバッグの持参を心がけます。
- 家具類の買い替えの際はリユース品の購入を検討します。
- ごみの減量を考えた暮らし方を心がけます。
- 食品ロスの削減に取り組みます。

事業者の取組

■ごみ減量を進めるために

- 過剰包装の廃止、ごみ減量に貢献するような商品の製造や販売方法の実践を図ります。
- 消費者に対してごみ減量を促す取組を検討します。
- 長く使える商品の製造、販売に努めます。
- 家電製品等の耐久消費材の修理サービス等を検討します。
- 製造・販売段階における食品ロスの削減に取り組みます。

コラム

市役所のフードロス対策

フードロス（食品ロス）とは、売れ残りや食べ残し、期限切れ食品等、本来は食べられたはずの食品が廃棄されることを言います。その量は年間約 632 万トンとも言われ、日本人一人あたりお茶碗一杯分の食べ物が捨てられている計算となります。

本市では、フードロス対策の一環として、2017(平成 29)年度は、賞味期限の近い災害備蓄食料のアルファ化米 21,850 食分を学校給食や市民団体主催の防災訓練等に積極的に活用し、廃棄処分量を減らす取組を行っています。

基本施策 10 再使用、再資源化の推進

資源の消費を抑制するため、不用品の融通や使い捨て製品の使用をできるだけ抑制するとともに、廃棄するものについてもできるだけ再資源化を推進します。

施策（市の取組）

施策① 再使用の推進

- 不用品の交換やフリーマーケットの取組等を推進します。
- マイカップ、マイ箸、マイ容器の利用を促進します。
- イベント等におけるリユース食器の利用を普及啓発します。

施策② 再資源化の推進

- 市民団体や自治会、集合住宅等による資源物の集団回収活動を継続して実施します。
- 焼却灰のエコセメント化事業を推進します。
- 分別品目等の検討を行います。
- 使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。）の再資源化を進めます。



焼却灰エコセメント化事業による
コンクリート製ベンチ「エコタロー」

市民の取組

■ 製品の再利用を進めるために

- リサイクルショップの活用やフリーマーケットへの出品等を検討します。
- 中古品やリサイクル製品の利用等により製品の再利用を心がけます。

■ 資源化を進めるために

- ごみの分別に努めます。
- 市民団体や自治会、集合住宅単位等での資源物集団回収に協力します。
- 資源化が可能な製品の購入等に努めます。

事業者の取組

■ 資源化を進めるために

- ごみの分別に努めます。
- 廃棄物は可能な限り再資源化を進めます。
- グリーン購入に協力します。

基本施策 11 効率的なごみ処理、広域処理の推進

効率的なごみ処理を進めるため、市民への意識啓発によるごみ排出ルール of 徹底や効率的なごみ収集体制への見直し、広域的な取組の推進を図ります。

施 策（市の取組）

施策① 効率的なごみ処理のための情報収集、情報発信

- ごみ排出ルールの徹底に向けて、市民への啓発を行います。
- ごみの発生抑制や再資源化を促進する方法について調査・検討します。
- ごみ減量の重要性や減量のための方法等に関する講演会を行います。
- ごみ減量に関する事業者の意識啓発に取り組みます。

施策② 効率的なごみ収集の推進

- 収集・運搬車両の台数の見直しや車両の新規導入時の低公害車の利用等を推進します。

施策③ 広域処理の推進

- 広域的に実施する取組を関係機関等と協力して進めます。

市民の取組

■ 効率的なごみ処理のために

- ごみ処理について関心を持ち、理解を深めます。
- ごみの分別・排出は、市のルールにより適切に行います。
- 生ごみ堆肥化機器の設置等により生ごみや剪定枝等の減量化に配慮します。

事業者の取組

■ 効率的なごみ処理のために

- ごみの分別・排出・処理を適切に行います。
- 産業廃棄物は最終処分されるまで管理します。
- 生ごみや剪定枝等の堆肥化処理等の環境に配慮した取組を進めます。

基本方針 4 安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます

■ 指標及び目標

環境指標		現状(2017 年度)	目標(2023 年度)
3-1	大気環境基準の達成状況	二酸化窒素…3/3	二酸化窒素…3/3
		浮遊粒子状物質…3/3	浮遊粒子状物質…3/3
		光化学オキシダント…0/1	光化学オキシダント…1/1
		(達成地点／測定地点)	(達成地点／測定地点)
3-2	河川の水質の環境基準の達成状況	BOD…0.8 (mg/L) (石神井川溜淵橋)	環境基準以下を維持 (BOD…3mg/L 以下)
3-3	自動車騒音の環境基準の達成状況	昼間…98%	昼間…100%
		夜間…96%	夜間…100%

基本施策 12 大気・水等の環境調査

良好な大気・水環境を維持するため、継続的なモニタリングを行うとともに、調査結果を公表して市民との情報共有を行います。

施 策（市の取組）

施策① 大気・水等の環境に関する調査・研究の推進

- 大気や水、騒音、土壌等の現状を継続的にモニタリングします。
- 国や東京都等で行われているPM_{2.5}等の環境調査の情報を収集し、公表します。
- 環境の状況に応じて国や東京都と連携して被害防止に向けた対応を行います。
- 市民との協働を進めるため、市民ボランティア NPO 等と連携した環境調査等を行います。

施策② 大気・水等の環境に関する情報の公表

- 市が行っている環境測定の結果を市のホームページや広報等で公表します。

市民の取組

■ 大気・水等の環境に関する状況を把握するために

- 大気や水、土壌等の調査に協力します。
- 調査結果を市に提供する等の環境に関する情報の共有に協力します。

事業者の取組

- 大気・水等の環境に関する状況を把握するために
 - 工場等のばい煙や汚水等の適正処理について、自主的に検査を行います。
 - 事業活動における公害対策や環境負荷の状況等の情報の共有に協力します。

コラム

東京都による大気汚染モニタリングシステム

東京都は、都内 82 ヶ所に大気汚染の状況を測定する装置を設置し、24 時間連続して測定しています。このうち、西東京市内には、住宅地等の一般的な地域の汚染状況を把握するために設置した測定局（一般大気測定局）が田無町※と下保谷の 2 ヶ所に、主要道路沿道や交差点などの汚染状況を把握するために設置した測定局（自動車排出ガス測定局）が柳沢の 1 ヶ所に設置されています。

測定局では、微小粒子状物質、窒素酸化物などの他、風向、風速、気温なども測定しており、1 時間ごとの測定値は、速報値として東京都環境局のホームページで紹介しています。

ホームページアドレス：

<http://www.taiki.kankyo.metro.tokyo.jp/taikikankyo/realtime/index.html>



柳沢の自動車排出ガス測定局

※田無町の測定局については、2019(平成 31)年に南町に移設予定

基本施策 13 健康で快適な生活環境の実現

健康で快適な生活環境を実現するため、大気や水質、土壌の汚染防止に努めるとともに、ヒートアイランド現象対策に取り組みます。

施 策（市の取組）

施策① 大気・水等の環境の改善

- 自動車利用の抑制、低公害車の普及を促進します。
- 公共下水道への接続について、市民や事業者に呼びかけます。
- 公害問題が発生した際には、関係機関との協力等により解決を図ります。
- ディーゼル車規制や土壌汚染対策等の環境汚染対策を推進します。
- 雨水流出抑制指導や雨水浸透施設設置に対する助成事業を推進します。

施策② ヒートアイランド現象への対策

- 緑地や農地の保全、公共施設の屋上緑化、学校での緑のカーテンの設置等を通じて、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。
- ヒートアイランド現象の発生状況について、関係機関の測定データや研究成果等を収集します。

市民の取組

■大気・水等の環境の改善のために

- アイドリングストップや低公害車の利用等に努めます。
- 公共交通機関の利用を心がけます。
- 殺虫剤、除草剤の過剰使用等を控えます。
- 廃油等を排水口から流さないようにします。
- 騒音等で近隣に迷惑をかけるような行動を慎みます。

■ヒートアイランド現象の改善のために

- 家庭でできる省エネルギーの取組を進めます。
- 自宅の植栽、緑のカーテンの設置等のみどりを増やす取組に参加します。
- 市内の緑地の保全活動に協力・参加します。

事業者の取組

■大気・水等の環境の改善のために

- 環境に配慮した運転マナーの徹底、低公害車の導入等に努めます。
- 業務における自動車利用を控えます。
- 工場や事業場からのばい煙や汚水の処理を適切に行い、公害の発生防止に努めます。
- 事業活動や建設工事等では、騒音・振動対策を十分に行います。
- 化学物質の使用、排出、廃棄等については、環境に負荷を与えないように努めます。
- 有害物質等が土壤に浸透しないような対策を行います。

■ヒートアイランド現象の改善のために

- 事業活動において、省エネルギーに協力します。
- 事業所の敷地内の緑化、緑のカーテンの設置等を検討します。
- 市内の緑地の保全活動に協力・参加します。

コラム

農のアカデミー事業

本市では、市民が農業にふれ、農業を理解するための体験の場として「農のアカデミー事業」を実施しています。2017(平成 29)年度は、95 回実施、延べ 2,275 人の方が参加されました。

また、「親子で野菜づくりにチャレンジ」では、大根とカブの作付及び収穫の体験を 2 回実施し、述ベ 74 人の親子の方々に市内の農業・農産物について学ぶ機会を提供しています。



農のアカデミー事業の様子

基本施策 14 安全・安心な交通環境の確保

道路交通の円滑化やコミュニティバス等の公共交通システムの充実、歩行者・自転車の利用環境整備等を通じて、安全・安心な交通環境の確保に取り組みます。

施策（市の取組）

施策① 道路交通の円滑化

- 都市計画道路を中心として、幹線道路の整備を進めます。
- 車や歩行者がスムーズに通行できるよう、鉄道の連続立体交差化を関係行政機関に要請します。
- 幹線道路の交差点等の交通渋滞の多発する地点では、関係機関と連携し、有効な対策を検討します。



市内の立体交差

施策② 公共交通システムの充実

- コミュニティバス(はなバス)は経路や便数等の検証を踏まえ、適切な運行を行います。
- 公共交通機関の利用を増やすよう、市民や事業者働きかけます。

施策③ 歩行者・自転車の利用環境の整備

- 歩車道の分離や踏切道拡幅、歩道の拡幅化等の調査・研究及び計画的な整備を進めます。
- 歩きやすく、自転車を利用しやすい環境の整備を行います。
- ゆとりある歩道や植栽帯の確保等の環境配慮を東京都や近隣自治体等と連携しながら進めます。
- ユニバーサルデザインの観点からの整備や歩車道の段差解消、電線類の地中化を関係機関と連携しながら進めます。
- 危険箇所の局所改修や、カーブミラー等の道路安全施設の整備を充実します。

市民の取組

■ 安全・安心な交通環境の確保のために

- 交通ルールを守ります。
- 徒歩や自転車、バス、電車等公共交通機関の利用を心がけます。

事業者の取組

■ 安全・安心な交通環境の確保のために

- 交通ルールを守ります。
- 徒歩や自転車、バス、電車等公共交通機関の利用を心がけます。

基本施策 15 美しく安全・安心なまちの形成

美しい景観の形成やまちの美化活動、バリアフリー化等誰もが活動しやすい環境の整備を進めることで、安全・安心なまちづくりに取り組みます。

施 策（市の取組）

施策① 美しい景観の形成

- 屋外広告物、看板について、周囲景観と調和するよう適正な許可を行います。
- 屋敷林や水辺等の自然的景観や社寺等の歴史的景観の保全を図ります。

施策② 市内美化の推進

- 市民の美化活動を支援します。
- ポイ捨てや路上喫煙防止対策のPR活動に取り組み、まちの美化を推進します。
- 市民や事業者に対してごみ排出ルールに関する周知を徹底します。

施策③ 誰もが利用しやすいまちづくり

- バリアフリーな空間整備やユニバーサルデザインの導入を進めます。
- 都市基盤の計画的な更新や長寿命化対策について検討します。

市民の取組

■ 美しいまちを守るために

- ごみの廃棄ルールを守ります。
- ペットのふんを持ち帰ります。
- 地域の美化活動に参加します。

■ 美しいまちをつくるために

- 庭やベランダの緑化、ブロック塀の生垣化を検討します。

事業者の取組

■ 美しいまちを守るために

- ごみは適切に処理します。
- 屋外広告物や看板は規則に従い、まちなみに配慮した設置に努めます。
- 過度な夜間照明を控えます。
- 事業所周辺等の美化活動を行います。
- 事業所を建設する際には、周囲の景観と調和に配慮します。

■ 美しいまちをつくるために

- 事業所の緑化により、みどり豊かなまちの形成に貢献します。

基本方針 5 持続可能な社会の実現に向けた

環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます

■ 指標及び目標

	環境指標	現状(2017 年度)	目標(2023 年度)
5-1	環境学習事業数	142 事業	140 事業を維持
5-2	環境学習講座への参加者数	1,501 人	1,500 人を維持
5-3	地域での環境保全活動に参加した ことのある市民の割合	9%※	10%

※ 西東京市第 2 次環境基本計画後期計画策定に伴う市民意識調査結果より(平成 30 年 8 月実施)

基本施策 16 環境情報の発信・共有

市が主体となって、イベントや講座等を通じて市民に環境関連情報を発信するとともに、事例公表等を通じて市民等が持つ情報の共有に取り組みます。また、森林環境譲与税の活用方法について検討を行い、その活用結果を公表します。

施 策（市の取組）

施策① 環境情報の発信

- 市を取り巻く環境の状況や森林環境譲与税の用途を公表します。
- 国や東京都の支援等の情報を提供します。
- 環境情報を幅広く市民に提供するイベントや講座を開催します。
- 環境教育・環境学習の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、エコプラザ西東京の充実を図ります。

施策② 環境情報の共有

- 市民からの情報を受信し双方向の情報共有を目指します。
- 地域の環境教育・環境学習、環境保全活動の事例を公表します。
- 環境情報の集約や市民活動の拠点づくりに努めます。

コ ラ ム

森林環境譲与税

森林環境譲与税は、2019(平成 31)年度より国から区市町村に配分される税金です。森林整備などのために使われる譲与金で、森林が少ない本市については、森林整備を支えるとともに森林や林業への理解促進につながる木材利用などの取組を進め、その用途（何に使ったか）については、公表を行っていきます。

市民の取組

■ 環境に関する情報を活用するために

- 環境の状況に関心を持ちます。
- 環境情報を収集します。
- 環境に関するイベントや学習の場に参加します。
- 環境保全活動を発表し、活動の拡大を目指します。

事業者の取組

■ 環境に関する情報を活用するために

- 環境イベントや環境学習に協力します。
- 事業の環境情報や環境保全活動を公表します。
- 他事業者や市民と環境情報を共有します。

コラム

みどりの散策マップ

本市では、多くの方が自然や文化財に親しみ、地域の良さの再発見やまちの魅力を感じながら、みどりの普及・啓発を図ることを目的に「みどりの散策マップ」を作成し、無料配布しています。

市民団体との協働のもと、「里山」「寺社めぐり」「屋敷林」など、それぞれ特色のある14のコースを設定し、コースの概要や見どころを紹介しています。

また、各コースの距離、目安となる歩数や時間、消費カロリーの他、安全で効果的に歩くためのポイントも掲載し、ウォーキングマップとしても活用できることから、本市が推進している「健康応援都市」の取組にも貢献しています。



みどりの散策マップ

基本施策 17 環境学習の推進

子どもや市民、事業者を対象として、様々な取組を通じて環境教育・環境学習の機会の充実を図るとともに、持続可能な開発の実現に向けた啓発を行います。

施 策（市の取組）

施策① 子どもたちに対する環境教育・環境学習の充実

- 環境教育・環境学習の内容や教材の充実に努めます。
- 教育機関との連携を図りながら、学校教育における環境に関する取組を充実します。
- 持続可能な開発の実現に向けた取組の必要性や具体的な取組について学ぶ機会を設け、子どもたちの意識啓発に努めます。

施策② 市民に対する環境教育・環境学習の充実

- 環境にやさしい行動の実践を促す環境教育・環境学習の機会の創出に努めます。
- 環境教育・環境学習の内容の充実に努めます。
- 持続可能な開発の実現に向けた取組の必要性や具体的な取組について学ぶ機会を設け、市民の意識啓発に努めます。

施策③ 事業者に対する環境教育・環境学習の充実

- 環境保全に役立つ情報を提供します。
- 持続可能な開発の実現に向けた取組の必要性や具体的な取組について情報提供し、事業者の啓発に努めます。

市民の取組

■環境保全に関する知識を得るために

- 身近な環境に興味を持ち、できることから環境保全活動に取り組みます。
- 環境に関する市民講座やイベント等に参加します。
- 身近な自然環境を環境教育・環境学習の場として活用します。
- 持続可能な開発の実現について学び、実現に向けて取り組みます。

事業者の取組

■環境保全に関する知識を得るために

- 環境保全の取組を環境教育・環境学習の場で伝えます。
- 従業員に対する環境教育を実施します。
- 持続可能な開発の実現に向けて、事業活動を通じて取り組みます。

西東京市の環境学習

本市では、市民が環境について学ぶ機会を提供するため、環境学習講座を実施しております。

2017(平成 29)年度は、エコプラザ西東京主催事業として、33 講座(40 回)実施し、延べ 1,500 人以上の方が参加しています。屋外での自然観察会、野鳥観察会、山仕事体験や、多目的室を利用した新聞バッグ、手すきはがき、スノードームなどのエコ工作など、小学生から大人まで、幅広く参加できる講座を企画しています。

また、本市では、環境の基本的な事項や本市の環境の特徴などについてわかりやすくまとめた「西東京市の環境」を作成しており、小学 4 年生の副読本として配布を行い、学校での環境教育等に活用されています。



西東京市の環境

基本施策 18 環境保全活動の促進

環境保全活動を促進するため、市民の意識啓発に取り組むとともに、環境保全団体の活動に対する支援や人材育成・活用を進めます。

施 策（市の取組）

施策① 環境保全活動への参加機会の創出

- 環境保全活動への市民参加意識を高める啓発を進めます。
- 子どもから大人までが参加可能な環境保全活動の機会の充実を目指します。

施策② 環境保全活動への支援

- 市民団体による環境保全活動の実態を把握し、その活動を支援します。

施策③ 環境保全活動を担う人材等の育成

- 市民への環境学習や環境保全活動に関する人材の育成に取り組みます。

施策④ 環境保全活動等を担う人材の活用

- 環境に関する専門家や、環境教育・環境学習の指導ができる市民や団体等の情報を整理し、その活用を図ります。
- 環境保全に関する活動状況を周知します。
- 環境分野に関する人材が活躍できる場の充実を図ります。

市民の取組

■ 環境保全活動への参加を増やすために

- ボランティアに参加する等の環境保全活動に協力します。

■ 環境保全活動を担う人材となるために

- 環境保全に関する市民活動や環境教育・環境学習に参加します。

事業者の取組

■ 環境保全活動を支援するために

- 地域の環境保全活動に協力・参加します。
- 環境保全に貢献する事業等の実施を検討します。

■ 環境保全活動を担う人材の育成のために

- 従業員に環境保全活動への参加を呼びかけます。

基本施策 19 市民・事業者・市の協働体制の構築

市民・事業者・市の協働体制を推進するとともに、国や東京都等との広域的な連携に取り組めます。

施策（市の取組）

施策① 市民・事業者・市の協働の仕組みづくり

- 市民・事業者・市の協働事業等を検討します。
- 環境保全に関する市民・事業者・市の情報交換の場として、環境学習・情報ネットワークの整備を検討します。

施策② 広域的な連携の推進

- 広域的に対応すべき課題について、国・東京都及び関連自治体と連携して取り組めます。
- 広域的な自治体の連携を深めるため、環境自治体会議等への参加を検討します。

市民の取組

■ 市民・事業者・市の協働での環境保全活動を進めるために

- 環境保全のための取組に協力します。
- 事業者や市とともに、環境保全活動に取り組めます。
- 環境保全団体は、活動を進めていく上で、団体相互や事業者、市等との連携を図ります。

事業者の取組

■ 市民・事業者・市の協働での環境保全活動を進めるために

- 環境保全のための取組に協力します。
- 市民や市とともに、環境保全活動に取り組めます。
- 事業者同士のつながりを構築し、環境情報の交換等を行います。

コラム

西原自然公園の樹木更新

市内の西原自然公園では、樹木の再生を目的に更新作業を行い、主林木であるクヌギやコナラの成長等を促すため、2000(平成12)年から市民団体と協働で植生管理を行っています。当初は「安全な公園にすること」を主眼としてスタートした更新作業ですが、今では、江戸時代から昭和初期までの先人たちが、生活のために雑木林を薪や炭として利用していたことなどから、西原自然公園を「地域文化のフィールドミュージアム」と位置付け、保全・管理を行っています。

第6章 重点プロジェクト

6.1. 重点プロジェクトの位置づけ

環境の将来像を実現するため、第5章で示した5つの基本方針に基づいた施策を進めますが、この中で、短期的・集中的に取り組を進めるものを重点プロジェクトとして位置づけます。重点プロジェクトは、2次計画までの間に進められてきた環境関連の各種取組や地域における資源（人的・組織・地域の特性）等をベースとし、取組のさらなる拡大を目指すものです。また、市内の環境保全に率先して取り組んでいる各種団体の多くが人材不足、高齢化等の課題に直面している現状を踏まえ、これらの団体の育成・支援にも取り組みます。

なお、重点プロジェクトは、本計画の目標年度までの概ね5年以内に一定の成果をあげることを目指します。

6.2. 重点プロジェクト設定の視点

本計画における重点プロジェクトは、団体ヒアリングの内容等を踏まえ「環境課題への対応」「活動主体の育成・支援」の2つの分野について取り組むこととし、それぞれについて以下に示す視点で重点取組を設定します。

【環境課題への対応】

みんなで取り組む

市民・事業者・団体・市の各主体が参画し、協働で進めることができる取組



シードを活用する

既にある程度進められている事項、地域にある資源をいかした事項など、シード（種）を活用した取組



笑顔につなげる

取組を通じて地域の活性化に貢献できる取組、参加者の健康に貢献できる取組



【活動主体の支援・育成】

情報発信

活動団体の情報発信につながる取組



人的支援

活動団体の人的支援につながる取組



6.3. 重点プロジェクト

1) 環境課題への対応

① 温暖化対策 みんなで見える化



グリーンカーテン、打ち水、環境家計簿や家庭の電力を再生可能エネルギー由来の電力に切り替えるなど、市民レベルで取り組むことができる温暖化対策活動について、定性的な評価だけでなく、効果が目に見える形で数値化に取り組み、その結果を市民に情報発信することで、足元から進める活動の普及を図ります。

② 河川清掃で コベネフィット※



団体や市民、東京都との協働で、石神井川に繁茂するオオブタクサなどの植物の駆除、ごみの除去などを行い、河川環境の改善を図るとともに、台風や局地的豪雨等による増水時の水の流れの確保を通じて、温暖化への適応に貢献します。

※コベネフィット（co-benefit）：一つの活動が複数の目的達成につながる。co は共同、benefit は利益の意味

③ マイバッグで お買い物



近年、レジ袋の利用が、石油資源の消費や焼却による温室効果ガスの発生などの面だけでなく、プラスチックごみによる海洋汚染、マイクロプラスチックによる人体への影響等の面でも問題視されています。このため、買い物時にはエコバッグを持参するなど、小売店等で買い物用として提供されるレジ袋の使用抑制に取り組みます。

④ みんなで 外来種駆除



市内に生息するワルナスビをはじめとした外来種について、市民、団体、事業者と協働して駆除を行うとともに、外来種による影響等について学ぶ場を設けることで、市民の生物多様性についての関心などを高めます。

また、駆除活動を通じて参加者が屋外で体を動かす機会を提供します。

⑤ まちなかの 自然に学ぶ



比較的多く市街地に残されている本市の自然環境を活用して、自然観察会などを開催し、地域の子供たちが地域の環境について学ぶ機会を提供し、地域についての関心を高めます。

また、以前は栽培されており、現在は見られなくなったムラサキソウなど、地域を代表する花卉の栽培と活用を通じて、地域のシンボル・ブランド化に取り組みます。

2) 活動主体の支援・育成

① 面的情報発信



広報西東京や市のホームページ、SNS 等を通じて、団体についての紹介や団体が主催するイベント活動などについて広く情報発信することで、市民が団体について認識し、活動に関心を持ち、取組に参加するきっかけづくりを行います。

② 点的情報発信



市内で活動する市民団体の中には、活動を行いたくても人手不足のために十分な取組ができない団体もあります。このため、団体の活動内容やイベントについて関心を持ちそうな市内外の大学など教育機関、地域住民を対象に、積極的な情報提供を行うなど、活動への参加を呼びかけます。

③ 環境づくり



エコプラザ西東京登録団体については、各団体が主催するイベントについて、エコプラザ西東京をはじめとした公共施設を開催場所として提供するとともに、市内施設の利用手続きの簡素化を図るなど、施設を利用しやすい環境づくりを行います。また、市が団体と共同実施することが可能なイベントについては共同開催とし、その旨をアピールすることで市民が安心して参加できる環境づくりを行います。

コラム

かつて身近な植物だったムラサキソウ

ムラサキソウ（正式名称：ムラサキ）とは、ムラサキ科の植物の一種で、古くから紫色の染料として使用されており、武蔵野で自生していたことから、江戸時代末期まで盛んに栽培されていました。明治時代以降は、合成染料の登場により、商用的価値を失ったことで栽培されなくなり、現在では環境省によって絶滅の恐れのある種に指定されるほど希少な植物となっています。

本市では、東伏見小学校の校章にムラサキソウがモチーフとして使われているほか、田無第一中学校の校歌にムラサキソウという言葉が入っているなど、かつては地域を代表する身近な植物でした。



市立東伏見小学校の校章

第7章 計画の推進体制・進行管理

7.1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・市の各主体が当事者意識を持ち、目標の達成に向けて取り組んでいくことが重要であることから、各主体がその役割に応じた取組を進め、三者が連携・協働することで効果的かつ着実に計画を推進していきます。

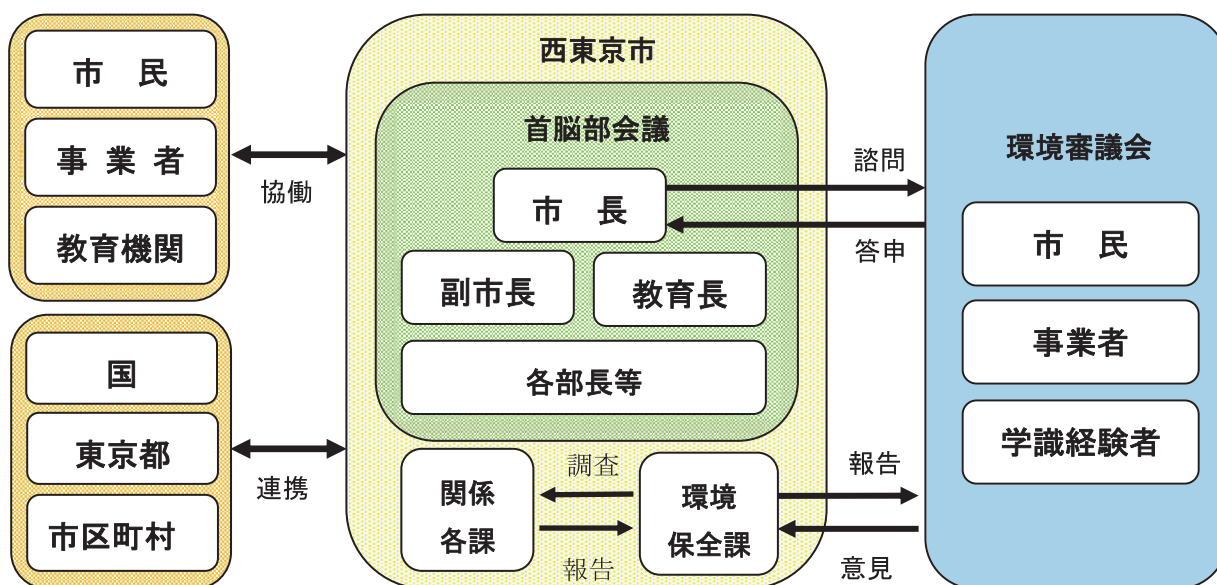
環境問題の中には本市だけで対応ができないものもあるため、必要に応じて東京都や近隣自治体と連携した取組を進めるとともに、本計画の推進と進行管理については、次の組織を中心に行います。

【環境審議会】

- 西東京市環境基本条例に基づく市長の附属機関で、市民・事業者・学識経験者により構成されます。
- 環境基本計画の策定及び変更や市の環境施策の進捗状況について、市長からの諮問に応じ、調査・審議を行い答申します。
- 本計画の施策及び重点プロジェクトの実施状況について、環境保全課からの報告を受け、意見を述べます。

【庁内組織】

- 本計画の施策及び重点プロジェクトを関係各課において推進します。
- 本計画の進捗状況について、環境保全課が調査・点検を行い、環境審議会に対し報告を行います。
- 環境審議会からの答申及び意見について、市長主宰のもと副市長、教育長、部長等で構成される首脳部会議において協議、報告を行います。



7.2. 進行管理の手法

(1) PDCA サイクルによる進行管理

本計画の施策を着実に進めるためには、進捗状況の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて見直す適切な進行管理が重要です。

計画の進行管理は、「計画（Plan）」「実行（Do）」「点検・評価（Check）」「見直し（Act）」のPDCAサイクルを基本として、取組の実効性を確保します。

■計画（Plan）

本計画は、2次計画の策定から5年が経過したことから中間見直しを行い、後期計画として策定したものです。5年後を目途に全面的な見直しを行い、第3次西東京市環境基本計画の策定を目指します。

■実行（Do）

本計画に基づき、各主体が具体的な取組を実行します。

■点検・評価（Check）

毎年、重点プロジェクト及び主な計画関連事業の進捗状況や環境指標の最新数値を把握し、計画の達成状況を評価します。

■見直し（Act）

評価結果に基づき、施策や取組内容を見直し、次年度以降へ反映させていきます。

(2) 指標・目標の活用

本計画に基づく取組状況や環境指標に対する目標の達成状況を把握します。また、その結果をもとに点検・評価を行い、将来像の実現に向けた取組に反映させていきます。

(3) 進捗状況の把握や点検・評価及び公表

「西東京市環境年次報告書（環境白書）環境活動レポート」により西東京市の環境の状況や施策・事業の取組状況、今後の取組方針等の点検・評価結果を公表します。



資料編

資料 1	用語集	84
資料 2	計画に関連する主な事務事業	88
資料 3	西東京市環境審議会委員	91
資料 4	計画策定の経過	92
資料 5	市民アンケート調査用紙	93
資料 6	環境関連市民団体・民間事業者ヒアリングの結果概要	103
資料 7	西東京市環境基本条例	105
資料 8	諮問・答申	110

資料1 用語集

【数字・アルファベット】

3 R	「Reduce（リデュース：減量する）」「Reuse（リユース：再使用する）」「Recycle（リサイクル：再資源化する）」の3つの「R」の総称のこと
4 R	「Reduce（リデュース：減量する）」「Reuse（リユース：再使用する）」「Recycle（リサイクル：再資源化する）」の3R（スリーアール・サンアール）に「Refuse（リフューズ：断る・受け取らない）」を加えた4つの「R」の総称のこと。本市が進めている廃棄物の削減、資源の有効利用を進めるための取組を指す。
BOD （生物化学的酸素 要求量）	水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素の量を表す。この値が大きいほど水質の汚濁が進んでいることを意味する。
LED照明	発光ダイオード（LED）を使用した照明器具のこと。LEDを使用しているため、低消費電力で長寿命といった特徴を持つ。
PM _{2.5}	大気中に浮遊している2.5μm以下の小さな粒子のこと。従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10μm以下の粒子）よりも小さな粒子
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。Web上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのこと
ZEB （ゼブ：ネット・ ゼロ・エネルギー・ビル）	年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指したビルのこと。外皮の断熱性能等の大幅な向上、高効率な設備システムの導入によって、室内環境の質を維持しつつ大幅に省エネルギー化した上で、再生可能エネルギーを導入する。
ZEH （ゼッチ：ネッ ト・ゼロ・エネル ギー・ハウス）	年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。外皮の断熱性能等の大幅な向上、高効率な設備システムの導入によって、室内環境の質を維持しつつ大幅に省エネルギー化した上で、再生可能エネルギーを導入する。

【五十音】

ア行

一般環境大気 測定局	大気汚染防止法第22条に基づいて、環境大気の汚染状況を常時監視（24時間測定）する測定局のこと
一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、産業廃棄物以外の廃棄物を指す。主に家庭から排出される廃棄物や事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

エコセメント	ごみ処理施設でごみを燃やした後に残る焼却灰を原料として作るセメントのこと。セメントは、建築物や舗装、ベンチ等の製品に利用されている。
エコドライブ	大気汚染物質や二酸化炭素の排出削減のための環境に配慮した運転のこと。自動車停止時にエンジンを切るアイドリングストップの励行や急発進・急加速を控えることなどがあげられる。
力行	
カーシェアリング	一般に登録を行った会員間で特定の自動車を共同使用するサービスやシステムのこと
環境マネジメントシステム	企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。主なものに、ISO14001、エコアクション21等がある。
かん養	地表の水が地下に浸透し地下水となること
気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988(昭和63)年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織
空間放射線量	空間を飛び交っている放射線のこと。宇宙から降り注いでくる放射線や大地や大気からの放射線等がある。
クールチョイス	日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動等、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと
グリーンインフラ	“グリーンインフラストラクチャー”の略語のこと。土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段や補足の手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方
グリーン購入	企業や国・地方公共団体が製品やサービスを調達する際、環境負荷ができるだけ小さいものを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること
光化学オキシダント	自動車や工場・事業場等から排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物等が、太陽からの紫外線をうけ光化学反応を起こして作り出される物質の総称のこと。光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼ぶ。
サ行	
自動車排出ガス測定局	大気汚染防止法第20条及び第22条に基づいて、自動車排出ガスによる環境大気の汚染状況を常時監視する測定局のこと
遮熱塗料	太陽光熱の遮蔽に効果がある塗料のこと。太陽光線中の赤外線を反射し、塗装部表面温度の上昇を抑える効果がある。夏場の屋間の平均室温が下がるため、空調負荷を減らすことができ、省エネルギーを実現できる。

ステークホルダー	企業の経営活動に関わる利害関係者のこと。具体的には消費者(顧客)、従業員、株主、取引先、地域社会、行政機関等とされている。
スマートハウス	IT(情報技術)を使って家庭内のエネルギー消費が最適に制御された住宅のこと。具体的には、太陽光発電システムや蓄電池等のエネルギー機器、家電、住宅機器等をコントロールし、エネルギーマネジメントを行うことで、CO ₂ 排出の削減を実現する省エネ住宅のことを指す。
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念のこと。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性(遺伝的多様性、種内の多様性ともいう。)から構成される。
ゼロエミッション・ビークル (Zero Emission Vehicle)	走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)のこと
タ行	
太陽熱利用設備	太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムのこと
地産地消	地域で生産された物を地域で消費すること。新鮮な食材が手軽に入手できることや食に対する安心・安全を感じることができるという利点があり、さらに無農薬・低農薬の農産物生産による自然環境負荷の低減や、地域の農業振興による農地保全、生産物の運輸時間短縮による自動車排出ガスや化石燃料消費の低減等、環境面においても効果が期待できる。
低炭素社会	地球温暖化の要因とされる温室効果ガスのうち、二酸化炭素の排出量を低下させる産業と生活の仕組みをもつ社会のこと。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用等によって実現を目指す。
特定外来生物	外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもののの中から、外来生物法に基づいて指定される。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官等も含まれる。環境省の特定外来生物等一覧に記載されている。
ハ行	
パリ協定	京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールのこと。2015(平成27)年11月から12月にパリで開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP21)において採択され、2016(平成28)年11月に発効した。産業革命前からの気温上昇を2度より十分低く抑えることを目標としている。すべての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要がある。

ヒートアイランド現象 都市の気温が周囲に比べて高くなる現象のこと

浮遊粒子状物質 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの。工場等から排出されるばいじん、ディーゼル車の排出ガス、土壌の飛散等が主な発生源とされている。

マ行

マイクロプラスチック 微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。一次的マイクロプラスチック（マイクロサイズで製造されたプラスチック）と二次的マイクロプラスチック（大きなサイズで製造されたプラスチックが自然環境中で破砕・細分化され、マイクロサイズになったもの）に分けられる。

資料2 計画に関連する主な事務事業

基本方針1 温室効果ガスの排出量の削減・エネルギー消費量の削減を進めます		
主な事務事業名	事務事業の概要	所管部署
省エネルギー設備設置助成事業の実施	省エネ機器の新規設置または取替えを行った場合にその一部を助成し、市域で排出される温室効果ガスを削減することにより地球温暖化の防止を図る。	みどり環境部 環境保全課
公共施設での省エネルギー機器等の導入	公共施設での改修工事等において、省エネルギー機器の導入を行う。また、太陽光発電システム等再生可能エネルギーの導入を図る。	総務部 建築営繕課
街路灯のLED化事業の実施	ESCO事業を活用した街路灯のLED化により、環境負荷の低減及び光熱費等の効果的な削減を図る。	都市整備部 道路管理課
環境マネジメントシステムの運用	事業所としての西東京市において、環境マネジメントシステムの適切な運用を行い、事務事業による環境への負荷低減と良好な環境の保全を目指す。	みどり環境部 環境保全課
西東京市役所の温室効果ガス排出量の公表	「西東京市環境白書」を発行し、事業所としての西東京市役所の温室効果ガス排出量等の公表を行う。	みどり環境部 環境保全課
グリーンカーテン・屋上緑化の実施	市の公共施設において、つる性植物によるグリーンカーテン及び屋上緑化を実施し、建物の温度上昇を抑え、省エネルギーを推進する。	施設所管各課
校庭の芝生化事業の実施	小学校において校庭を芝生化し、緑豊かな潤いのある空間をつくることで児童の自然環境への関心を高める。また、校庭利用団体の協力を得て共に芝生の整備を行う。	教育部 学校運営課

基本方針2 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・再生を進めます		
主な事務事業名	事務事業の概要	所管部署
下保谷四丁目特別緑地保存・活用事業の実施	市民と協働で下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全を図るとともに、この地域の成立ち、歴史、文化等を含めた屋敷林の役割の調査や活用について検討を行う。	みどり環境部 みどり公園課
計画的な公園施設配置・機能の整備に向けた取組	公園を取り巻く状況の変化や市民ニーズの多様化を踏まえ、公園配置計画に基づき、公園緑地の整備、拡充を計画的かつ効果的に推進する。	みどり環境部 みどり公園課
保存樹木等の指定	「西東京しみどりの保護と育成に関する条例」に基づき、市内に現存する指定樹木等の所有者に対して、その維持管理の一部を助成し、民有地におけるみどりの保護と保全に努める。	みどり環境部 みどり公園課
効果的な支援による農業経営意欲の促進	都市農業の活性化に向けて、農業を営む環境の整備や消費拡大・農業収入の増加を図る取組の支援を行う。また、農業経営者の育成についての支援や、援農ボランティア制度の活用を推進する。	生活文化スポーツ部 産業振興課

生産緑地地区の指定	良好な都市環境の形成に資することを目的に、現に農業の用に供されている農地等を生産緑地地区として指定し、都市計画に定める。	都市整備部 都市計画課
下野谷遺跡を活用した魅力づくり	下野谷遺跡等の文化財を将来にわたり確実に保護するため、文化財の本質的価値を構成する要素を保存するとともに、文化財を核とした地域活性化や地域連携の取組を推進するなど、保存、活用及び整備を一体的に行う。	教育部 社会教育課
地域博物館の整備に向けた検討	文化財を活用したまちづくりを進めるため、文化財の保存・活用の拠点である郷土資料室の機能の充実・向上を進める。	教育部 社会教育課

基本方針 3 ごみの削減、資源の有効活用を進めます

主な事務事業名	事務事業の概要	所管部署
剪定枝・草・落ち葉の資源・堆肥化	家庭からの剪定枝・草・落ち葉を焼却せず、破碎・チップ化し、バイオマス発電所の燃料や家畜の飼料、肥料原料等へのリサイクルを行う。	みどり環境部 ごみ減量推進課
小型電子機器の資源化促進	2013(平成 25)年4月に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行されたことに伴い、全世帯を対象とした収集資源品目に追加した。国指定事業所が引き取り、資源化を実施する。	みどり環境部 ごみ減量推進課
古紙類の資源化促進	市民から家庭で使用しなくなった紙袋の提供と障害者自立支援に係る雇用により、新聞紙を活用した「ざつがみばっく」を作成し、両庁舎において無料配布を行う。	みどり環境部 ごみ減量推進課
ごみ分別アプリの活用	2013(平成 25)度にリリースしたごみ分別アプリを活用して、ごみの減量や排出マナーの向上を目指す。	みどり環境部 ごみ減量推進課
「りさいくる市」の開催	ごみの減量と再利用促進のため、フリーマーケットである「りさいくる市」をエコプラザ西東京等で開催する。	みどり環境部 ごみ減量推進課
食品ロスの削減に向けた取組の推進	食品ロスについての教育を推進するとともに、ごみの減量化に向けた啓発活動に取り組む。	みどり環境部 ごみ減量推進課

基本方針 4 安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます

主な事務事業名	事務事業の概要	所管部署
公害等対策事業の実施	市内において大気・水質・騒音・振動等の各種測定を行い、環境基準との適合を確認するとともに環境の変化をとらえ、市民の健康の増進を図る。	みどり環境部 環境保全課
西東京都市計画道路の整備・検討	都市計画道路を整備することにより、交通アクセスを円滑にするとともに周辺地域の活性化を図る。	都市整備部 道路建設課
良好な景観整備の推進	地域の特性を活かし、自然と都市機能の調和した良好な都市景観形成の誘導を図るため、地区計画等の検討・策定を行う。	都市整備部 都市計画課

鉄道の連続立体交差化に向けた取組	東京都が事業主体となる西武新宿線の井荻から西武柳沢駅間における連続立体交差の事業化を推進するとともに、東伏見駅周辺地区まちづくり構想に基づき、駅周辺のまちづくりの検討を行う。	都市整備部 都市計画課
市道の新設改廃事業の実施	歩行者及び通行車両の安全で円滑な通行を確保し、良好な市民生活環境となるよう市道の新設改廃工事を実施する。	都市整備部 道路建設課
はなバスの運行	既存の路線バスではカバーしきれない公共交通空白地域・不便地域の解消を目的として、バス事業者と締結し、はなバスの運行を行う。	都市整備部 都市計画課
自転車を活用したまちづくりの調査・研究	環境にやさしい自転車利用の利便性の向上と推進及び自転車専用道路整備等の調査・研究を行う。	都市整備部 道路管理課
駅周辺の自転車駐車場の整備・検討	環境への配慮や健康志向の高まりなどにより、自転車利用者が増加する中、駅周辺の自転車駐車場が不足していることから、新たな自転車駐車場の整備に向けた検討を行う。	都市整備部 道路管理課
環境美化に向けた取組の推進	道路、公園、広場等において、まちの美観を損なう行為又は第三者に危険を及ぼす可能性のある行為について、その抑制と防止を図り、清掃活動を通じたマナー向上のよびかけなどの啓発活動を実施する。	みどり環境部 ごみ減量推進課

基本方針 5 持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます

主な事務事業名	事務事業の概要	所管部署
エコプラザ西東京の活用	エコプラザ西東京を環境教育・環境学習の拠点施設と位置付け、環境情報の提供及び各種環境学習講座を実施する。	みどり環境部 環境保全課
環境講座の実施	地域の人材を活用するため地域活動に取り組み、行政との協働にも実績のある講師を招き、地域環境等について学ぶ講座を実施する。	教育部 公民館
「西東京市の環境」の作成・配付	副読本「西東京市の環境」を作成し、市内小学校4年生に配付する。また、家庭でできる省エネの取組を紹介し、取組の結果を「環境家計簿」としての見える化を促す。	みどり環境部 環境保全課
西原自然公園の植生・管理	西原自然公園において、主林木であるクヌギやコナラの成長等を促すため、市民団体である「西原自然公園を育成する会」と協働で樹林の再生を目的とする更新作業・植生管理を行う。	みどり環境部 みどり公園課
公園ボランティアの活用	市民との協働による「花いっぱい運動」の実施、自然観察会の開催等により、緑化の推進及び啓発を図る。	みどり環境部 みどり公園課
みどりの散策マップの充実・活用	市民団体と協働で作成している散策マップについて、定期的にコースの見直しを行い、市内に点在する公園、コミュニティーガーデンや寺社等のネットワーク化により、市内を歩いて楽しめる空間づくりを推進する。	みどり環境部 みどり公園課
小規模公園・緑地活用と地域管理の推進	小規模公園や緑地を、地域の庭として生活の中にささやかな豊かさや楽しみを生み出すための活動の場を実現できる空間と位置づけ、その活用について、市民協働を前提に事業実施を検討する。	みどり環境部 みどり公園課

資料3 西東京市環境審議会委員

任期:2018(平成30)年7月1日～2020年6月30日

氏 名	選出区分	備 考
ふりはた しんいち 降旗 信一	学識経験者	
やすなが えりこ 安永 円理子	学識経験者	会長
すずき かずあき 鈴木 一秋	事業者	
まつもと かずゆき 松本 和幸	事業者	副会長
うちだ たつひこ 内田 辰彦	関係行政機関	
よしご たけし 吉迫 武	関係行政機関	
いしざき たけし 石崎 武	公募市民	
たかぎ うたこ 高木 吟子	公募市民	
たまき みなこ 玉記 巳奈子	公募市民	
わたなべ つとむ 渡邊 努	公募市民	

※ 順番は選出区分ごとの五十音順

資料4 計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、西東京市環境基本条例に基づき、西東京市環境審議会において審議を行いました。

また、市民及び事業者を対象としたアンケート調査、団体へのヒアリング、市民意見募集（パブリックコメント）等を通じて、広く意見の募集に努め、計画策定の参考としました。

年 月 日	会 議 等	主な検討内容等
平成 30 年 7 月 11 日（水）	第 1 回西東京市環境審議会 諮問	● 策定スケジュールについて ● 策定の方向性について
平成 30 年 8 月 22 日（水）	第 2 回西東京市環境審議会	● 市民アンケート調査及び事業者・団体ヒアリングについて ● 計画策定の背景、計画の基本事項、市の現状と課題の検討について
平成 30 年 9 月 5 日（水）～ 9 月 30 日（日）	市民アンケート調査の実施	● 「西東京市の環境に関するアンケート」 市民 配布数 2,000 通 回収数 743 通(回答率 37.1%)
平成 30 年 9 月 27 日（木）, 9 月 28 日（金）	環境関連市民団体ヒアリング 調査	● 環境関連市民団体 8 団体
平成 30 年 10 月 4 日（木）～ 10 月 17 日（水）	民間事業者ヒアリング調査	● 民間事業者 6 事業者
平成 30 年 10 月 24 日（水）	第 3 回西東京市環境審議会	● 第 4 章について ● 温室効果ガス排出量及び削減目標について ● 市民団体アンケート及びヒアリング結果(報告)
平成 30 年 12 月 5 日（水）	第 4 回西東京市環境審議会	● 素案について
平成 30 年 12 月 19 日（水） ～平成 31 年 1 月 18 日（金）	パブリックコメントの実施	● 意見数 6 人 16 件
平成 31 年 1 月 23 日（水）	第 5 回西東京市環境審議会	● パブリックコメント結果について ● 「西東京市第 2 次環境基本計画 後期計画（案）」について
平成 31 年 1 月 28 日（月）	答申	● 「西東京市第 2 次環境基本計画 後期計画（案）」の答申

西東京市の環境に関する アンケート調査にご協力ください

今回のアンケート調査は、西東京市第2次環境基本計画後期計画策定にあたり、広く市民の皆様のご意見をいただき、反映させるために行うものです。

ご多用のところ恐れ入りますが、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

■ご記入にあたってのお願い

- ・ご回答は、原則として封筒の宛名となっている ご本人様がご記入ください。
(本人による回答が困難な場合は、家族による代筆も可能です。)

■本アンケート調査について

- ・本アンケート調査は、18歳以上の市民の中から無作為に選んだ2,000人の方に行っています。
- ・調査結果は統計的に処理を行い、西東京市第2次環境基本計画後期計画の基礎資料とするもので、個人を特定することはありません。
- ・本アンケート調査は、西東京市第2次環境基本計画後期計画の策定を行う目的以外に使用することはありません。

※ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒(※切手は不要です)に入れ、

平成30年9月18日(火)までに

ご返送くださいますようお願いいたします。



【このアンケート調査に関するお問合せ先】

西東京市
みどり環境部 環境保全課 環境保全係
〒202-0011 西東京市泉町 3-12-35
エコプラザ西東京
電話：042-438-4042(直通)
Fax：042-438-1762
E-mail：kankyou@city.nishitokyo.lg.jp

【参考 省エネ機器等についての補足説明】

※アンケートのp7を回答する際、参考にしてください。

■蓄電池・燃料電池

※1 蓄電池

蓄電池とは、太陽光発電等で発電した電力や割安な夜間電力をためて利用する電池のことです。

※2 燃料電池

燃料電池とは、ガスや灯油から取り出した水素で電気と熱を作り、熱は給湯等に利用することができます。右図は、家庭用燃料電池であるエネファームです。



出典：「株式会社 燃料電池普及促進協会」ホームページ

■省エネタイプの給湯器

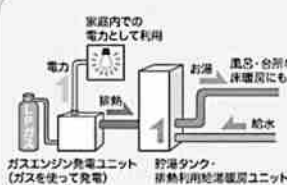
※3 ヒートポンプ給湯器



空気のお湯が沸く
エコキュート
抜群のコストパフォーマンスを実現

エコキュートは自然冷媒(CO₂)ヒートポンプの給湯器の愛称。大気中の熱を取り込んでお湯を沸かす。熱効率の高い省エネルギー機器です。かつ夜中の割安な電気を利用することで、経済性と環境性の両立を図っています。

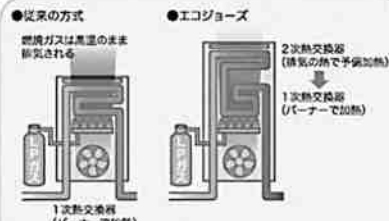
※4 ガスエンジン給湯器



発電と給湯・暖房を行う
エコウィル

ガスで発電し、排熱でお湯をつくる
ガスを燃料として電気をつくり、その時の排熱でお湯をつくって給湯や暖房を行う機器がエコウィル。ひとつのエネルギーで電気とお湯を同時につくりだし、エネルギー消費を抑える家庭用コージェネレーションシステムです。

※5 潜熱回収型ガス給湯暖房熱源機



潜熱回収型給湯器
エコジョーズ

従来型に比べ効率が15%アップ

ガスでお湯をつくる時の排熱中に捨てられる排熱ロスを抑えたのが潜熱回収型給湯器。給湯時の熱効率を従来型給湯器の約80%から約95%までアップしました。CO₂排出量は約13%少なくなります。

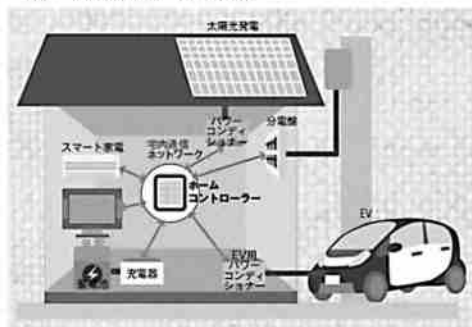
■消費エネルギー表示機器

※6 省エネナビ



省エネナビとは、現在のエネルギーの消費量を金額で知らせたり、利用者自身が決めた省エネ目標を超えると知らせたりして、家庭の省エネ・節電を手助けする設備のことです。

※7 HEMS (ヘムス)



HEMS (ヘムス)とは、電気等の消費状況を使用量や金額で表示したり、家電機器を自動制御したりして、家庭の省エネ・節電を手助けする設備のことです。

出典：「家庭の省エネ百科」(資源エネルギー庁)

※8 複層ガラスサッシ・二重窓

窓枠に断熱素材を使用したり、ガラスを二重にしたりすることで、窓の断熱性能を高め、空調機器の省エネ化に貢献します。

1. あなたご自身のことについておたずねします。

(1) あなたの性別はどちらですか。

(1つに○)

- | | |
|--------|--------|
| 1. 男 性 | 2. 女 性 |
|--------|--------|

(2) あなたはどの年齢層に該当しますか。

(1つに○)

- | | | | |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 1. 18歳～20歳代 | 2. 30歳代 | 3. 40歳代 | 4. 50歳代 |
| 5. 60歳代 | 6. 70歳代 | 7. 80歳代以上 | |

(3) あなたはどの職業に該当しますか。

(1つに○)

- | | | |
|--------------------|-----------------|-------|
| 1. 自営業・事業主・農林業・商工業 | 2. 会社員・公務員・団体職員 | |
| 3. パート・アルバイト | 4. 専業主婦・主夫 | 5. 学生 |
| 6. 無職 | 7. その他 () | |

(4) あなたはどの地域にお住まいですか。

(1つに○)

- | | | | | |
|---------|---------|-----------|------------|--------|
| 1. 田無町 | 2. 南町 | 3. 西原町 | 4. 緑町 | 5. 谷戸町 |
| 6. 北原町 | 7. 向台町 | 8. 芝久保町 | 9. 新町 | 10. 柳沢 |
| 11. 東伏見 | 12. 保谷町 | 13. 富士町 | 14. 中町 | 15. 東町 |
| 16. 泉町 | 17. 住吉町 | 18. ひばりが丘 | 19. ひばりが丘北 | |
| 20. 栄町 | 21. 北町 | 22. 下保谷 | | |

(5) あなたの居住年数は次のどれにあたりますか。(旧田無市と旧保谷市も含めて)(1つに○)

- | | | |
|---------------|---------------|--------------|
| 1. 3年未満 | 2. 3年以上5年未満 | 3. 5年以上10年未満 |
| 4. 10年以上20年未満 | 5. 20年以上30年未満 | 5. 30年以上 |

(6) あなたの世帯構成は次のどれにあたりますか。

(1つに○)

- | | | |
|----------------|------------|-------------|
| 1. 単 身(ひとり暮らし) | 2. 夫婦のみ | 3. 親・子(二世帯) |
| 4. 親・子・孫(三世帯) | 5. その他 () | |

2. 身近な地域の環境についておたずねします。

あなたがお住まいの（p.1（4）でご回答いただいた）地域の環境は、概ねどのように
 思いますか。また、その満足度はどれくらいですか。「意識・感想」及び「満足度」それ
 ぞれについて、あなたのお考えに最も近いものをそれぞれ1つ選び、○をつけてくださ
 い。
 （それぞれ1つに○）

項 目	意識・感想					満足度				
	そう 思う	やや そう 思う	どちら ともい えない	やや そう 思わ ない	そう 思わ ない	満 足	やや 満 足	どちら ともい えない	やや 不 満	不 満
①空気がきれい	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
②静かだ	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
③清潔・きれい	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
④河川・水路等の水がきれい	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
⑤水や水辺と親しみやすい	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
⑥街路樹、屋敷林、生け垣、公園 緑地等の緑が豊か	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
⑦農地や土と親しみやすい	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
⑧野鳥、昆虫、魚等の生きものと 親しみやすい	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
⑨公共の広場、公園が充実してい る	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
⑩自然の眺めやまちなみが美し い	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
⑪武蔵野の景観（かつての「武蔵 野」の面影を伝える雑木林※1 等）が残されている	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
⑫災害（交通災害含む）、水害から の安全性が高い	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
⑬環境の状況や施策に関する市 からの情報提供がある	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1

※1：種々雑多の樹木が混じって生えた林のこと。

3. あなたの日ごろの行動についておたずねします。

環境保全のため、あなたが日常生活の中で取り組んでいることは何ですか。それぞれの行動欄について、あてはまるものを1～5の中から1つ選び、○をつけてください。

(それぞれ1つに○)

行 動	常に 取り組ん でいる	時々 取り組ん でいる	今後 取り組み たい	取り組む つもりは ない	該当 しない
① 冷暖房の設定温度や運転時間に配慮する	5	4	3	2	1
② 夏の日差しをさえぎるための緑のカーテンやすだれを設置している	5	4	3	2	1
③ 家族が同じ部屋で団らんし、冷暖房や照明の利用時間を削減する	5	4	3	2	1
④ 月々の電気の使用量の把握や変動に注意する	5	4	3	2	1
⑤ 家電を購入する際、省エネ型の家電を購入する	5	4	3	2	1
⑥ 歯磨きや洗い物の際に節水する	5	4	3	2	1
⑦ 風呂の残り水を洗濯に使用する	5	4	3	2	1
⑧ 油や食べ残しを排水口に流さない	5	4	3	2	1
⑨ 石けんを使い、合成洗剤を使用しない	5	4	3	2	1
⑩ マイバッグを持参し、レジ袋をできるだけもらわない	5	4	3	2	1
⑪ 自動車やバイクの不要なアイドリング、空ふかしをしない	5	4	3	2	1
⑫ 近所に出かけるときは、自転車や徒歩で移動する	5	4	3	2	1
⑬ 市のルールに従って「ごみの分別」を行う	5	4	3	2	1
⑭ 市や地域が行っている資源回収に参加する	5	4	3	2	1
⑮ 生ごみ処理機や堆肥化容器等を使って、生ごみを減量化する	5	4	3	2	1
⑯ 電化製品や家電等を長期的に使用する	5	4	3	2	1
⑰ リサイクル商品や詰替え商品等、環境負荷が少ない商品を購入する	5	4	3	2	1
⑱ 食材は必要な分だけ購入する	5	4	3	2	1
⑲ 旬の野菜を購入する（旬の野菜は栽培に多くのエネルギーを使わないため）	5	4	3	2	1
⑳ 調理時に無駄が出ないに食材を利用する	5	4	3	2	1
㉑ 地元で採れた農作物等を購入する	5	4	3	2	1
㉒ 家で植物を栽培する	5	4	3	2	1
㉓ 余暇で自然とふれあう	5	4	3	2	1

4. 西東京市での環境保全の取組について

(1) 西東京市の環境を保全するために、今後、市が力を入れるべき取組は何だと思われますか。あなたが特に重要であると思う取組の番号を選んで、○をつけてください。

(いくつでも○)

【自然環境、歴史的・文化的資源の保全・再生について】

1. 公園、農地等の緑地や河川等の水辺を保全・再生、活用する
2. 生物多様性の現状を把握し、保全・再生に取り組む
3. 社寺や遺跡等の文化財の保全や復元、これらの地域資源と親しむ機会を提供する

【資源の有効活用、ごみの削減について】

4. 不用品については、フリーマーケット、リサイクルショップの活用等による再利用、資源回収等による資源化を進める
5. 家庭や事業所から排出されるごみの削減を進める
6. ごみ排出ルールの徹底について市民へ啓発する等、効率的なごみ処理を進める

【安心・安全な生活環境の確保について】

7. 大気や水、騒音、土壌等についての継続的な調査と、その結果についての情報を公開する
8. 大気や水を守るため、保全に向けた市民や事業者への呼びかけや汚染対策を実施する
9. 幹線道路の整備や公共交通の充実、歩道や自転車専用道路の整備を行い、安全・安心な交通環境を確保する
10. 良好なまちなみ景観の保全、ポイ捨てや路上喫煙防止等、市内美化を実施する
11. 環境学習・環境教育の推進、環境保全活動の支援を実施する

【地球温暖化対策について】

12. 家庭や事業所の省エネルギー化についての啓発、公共施設の省エネルギー化を進める
13. 再生可能エネルギーについての情報提供や導入支援を実施する
14. 緑化の推進や公共交通手段の充実、市内農産物の消費推進等、エネルギー消費を抑制した、低炭素なまちづくりを進める
15. 地球温暖化の進行に伴って増加する水害等の災害対策、壁面や屋上緑化等の暑熱対策を進める

【環境意識、協働の仕組みづくりについて】

16. 市内の環境の現状や様々な環境問題についての情報を発信する
17. 学校における環境教育をはじめ、市民、事業者に対する環境教育を充実させる
18. 市民や市民団体等による環境保全活動への参加や支援を実施する
19. 環境保全について、市民・事業者・行政が協働して取り組む

【上記以外で、西東京市の環境を守るために市が力を入れるべき取組があれば下にご記入ください】

()

- (2) 西東京市は、平成 23 年に「健康都市宣言」を行い、こころやからだの「健康」はもとより、地域やまち全体の健康を共に考え、支え合うまち「健康応援都市」を目指しています。あなたは、環境保全につながる健康維持の取組として、西東京市が特にどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。あなたの考えに最も近いもの 1 つに○を付けてください。

(1 つに○)

1. 断熱性が高く、省エネ性能に優れた家の普及（安心快適な住環境）
2. 徒歩や自転車での移動がしやすいまちづくり（日常的な運動）
3. 体操講座等を集まって（クールシェア・ウォームシェア※1）運動する機会づくり（日常的な運動）
4. 市内農作物の地産地消（輸送エネルギーの削減）の推進（食の安心安全）
5. その他（ ）

※1：クールシェア・ウォームシェアとは、一人ひとりが個別にエアコンを使うのではなく、涼しい場所や温かい場所に集まり、みんなでシェア（共有）することで、省エネに貢献すること。

- (3) 市内で行われている環境保全活動※2に参加したことはありますか。また、今後参加したいと思いますか。あてはまるもの 1 つに○を付けてください。

(1 つに○)

※2：地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境保全を目的とした活動のこと。

（例：環境フェスティバル（ごみ拾い散策等）、自然観察会、環境美化キャンペーン等）

- | | |
|-----------------|------------|
| 1. 参加したことがある | 2. 今後参加したい |
| 3. 今後も参加する予定がない | 4. わからない |

- (4) 2015 年 9 月に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、この中で持続可能な開発目標（SDGs）※3が示されています。

あなたは、この SDGs について知っていましたか。

※3：SDGs（Sustainable Development Goals）

とは、2016 年から 2030 年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）な目標です。

国はこの SDGs の達成に向けて取り組んでおり、自治体においても取組の推進が求められています。



SDGs のロゴ 出典：国際連合広報センター(2018)

(1 つに○)

1. よく知っている（17 の目標があることなど知っている）
2. 目にしたことがある・聞いたことがある（SDGs という言葉を聞いたことがある程度）
3. 知らない

5. 「地球温暖化対策」に対するあなたのお考えについておたずねします。

- (1) 「地球温暖化対策」としては、省エネルギー化によるエネルギー消費の抑制や再生可能エネルギーの導入、廃棄物の発生抑制や緑化等、様々な手法があります。あなたは、「地球温暖化対策」の具体的な内容を知っていますか。あてはまるもの1つに○を付けてください。

(1つに○)

- | | |
|------------|--------------|
| 1. よく知っている | 2. ある程度知っている |
| 3. あまり知らない | 4. 知らない |

- (2) 「地球温暖化対策」にあなたが個人的に取り組むことについて、どうお考えですか。あてはまるもの1つに○を付けてください。

(1つに○)

- | |
|--|
| 1. 取り組むことは必要であり、日常生活が今より不自由になっても取り組みたい |
| 2. 取り組むことは必要だが、日常生活が今より不自由にならない範囲で取り組みたい |
| 3. 取り組むことは必要だが、できれば取り組みたくない |
| 4. 取り組むつもりはない |
| 5. その他 () |

- (3) 前問で3又は4を選んだ方におたずねします。

あなたが「地球温暖化対策」の取組に消極的な理由はどれですか。

あてはまるものを3つ以内で選び、○をつけてください。

(3つ以内に○)

- | | |
|--|--|
| 1. 省エネルギー型の設備購入等、費用がかかるから | |
| 2. エコ行動は手間や時間がかかるから | |
| 3. 地球温暖化が進んでも、環境に大した影響はないと思うから | |
| 4. 地球温暖化対策に自分ひとりが取り組んでも、効果が少ないと思うから | |
| 5. 地球温暖化対策には、個人ではなく国や事業者が取り組めば効果があると思うから | |
| 6. 地球温暖化対策よりも、別に優先すべき環境問題があると思うから | |
| 7. その他 () | |

- (4) 「地球温暖化対策」の取組を進めるために、あなたは、どのような体制で取り組むべきだと思いますか。あてはまるもの1つに○を付けてください。

(1つに○)

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 市民（住民・住民団体等）が中心となって取り組むべきである |
| 2. 事業者（工場・オフィス・お店等）が中心となって取り組むべきである |
| 3. 市（行政）が中心となって取り組むべきである |
| 4. 市民・事業者・市が協力して取り組むべきである |
| 5. その他 () |

6. あなたのお住まいについておたずねします。

- (1) 国は、2020年に住宅を新築する際、省エネ基準への適合を義務化します。そこで、あなたの現在のご自宅について、環境に配慮した省エネルギー住宅（住宅の構造や設備等の断熱化・気密化・省エネ化を図った住宅）へ対応させることをどうお考えですか。あてはまるもの1つに○を付けてください。（1つに○）

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1. すでに対応している | 2. 一部対応している |
| 3. 今後対応させる予定である | 4. リフォーム等の機会があれば対応したい |
| 5. 対応させるつもりはない | 6. 該当しない（賃貸等） |

- (2) あなたのご自宅について、今後、次のような環境に配慮した設備を導入する予定はありますか。それぞれの設備について、ご自宅の状況に最もあてはまるものを1～5から1つ選び、○をつけてください。（それぞれ1つに○）

設 備	すでに導入している	今後導入する予定である	予定はないが補助があれば導入してみたい	導入するつもりはない	該当しない（賃貸等）
① 太陽光発電システム（ソーラーパネル）	1	2	3	4	5
② 蓄電池※1	1	2	3	4	5
③ 燃料電池※2（エネファーム）	1	2	3	4	5
④ ヒートポンプ給湯器※3（エコキュート等）	1	2	3	4	5
⑤ ガスエンジン給湯器※4（エコウィル等）	1	2	3	4	5
⑥ 潜熱回収型ガス給湯器※5（エコジョーズ等）	1	2	3	4	5
⑦ 太陽熱温水器	1	2	3	4	5
⑧ ペレットストーブ・薪ストーブ	1	2	3	4	5
⑨ 消費エネルギー表示機器（省エネナビ※6、HEMS（ヘムス）※7等）	1	2	3	4	5
⑩ LED照明	1	2	3	4	5
⑪ 複層ガラスサッシ、二重窓※8	1	2	3	4	5
⑫ 雨水タンク、雨水浸透枳	1	2	3	4	5
⑬ ハイブリッド自動車	1	2	3	4	5
⑭ 電気自動車	1	2	3	4	5

※各設備の説明は同封のアンケート依頼文の裏面をご確認ください。

7. エネルギーに関するあなたのお考えについておたずねします。

(1) エネルギーに関する取組を進める中で、今後、最も重要だと考えるもの1つに○をつけてください。(1つに○)

1. 需要に対して、エネルギー不足にならない仕組みづくり(エネルギーの安定供給の必要性)
2. 再生可能エネルギー等の活用(環境への負荷が少ないエネルギーの必要性)
3. エネルギーを大量消費する社会の見直し(省エネルギーの必要性)
4. その他()

(2) 低炭素社会^{※1}・循環型社会^{※2}を構築する取組として、今後、市がエネルギーの効率的利用・省エネルギー化を進める上で、特に重要だと思う取組はどれですか。重要だと思うものを3つ以内で選び、○をつけてください。(3つ以内に○)

1. 庁舎や公共施設における、積極的な省エネルギー設備や再生可能エネルギー^{※3}設備の導入
2. 工場や事業所等の事業活動における省エネルギー化に向けた取組の強化
3. ライフスタイルの省エネルギー化に向けた取組の強化
4. 工場や事業所、住宅等建物の高断熱化・省エネルギー化に向けた取組の強化
5. 省エネルギー型の設備や再生可能エネルギー導入に向けた補助・助成等の充実
6. 省エネルギー型の家電製品や設備、エコ行動等に関する情報の発信
7. 環境教育等において、エネルギーについて学ぶ機会の充実
8. その他()

※1: 低炭素社会とは、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素等の排出を低く抑えた社会のこと。

※2: 循環型社会とは、廃棄物の発生を抑制し、再使用やリサイクルを行うことで廃棄量を少なくし、資源として循環利用する社会のこと。

※3: 再生可能エネルギーとは、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス等、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと

8. その他

地球環境や西東京市の環境の現状等についてあなたが感じていること、また地球温暖化対策の取組や制度等、アイデアや市へのご要望等がありましたら、ご自由にお書きください。

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

資料6 環境関連市民団体・民間事業者ヒアリングの結果概要

【目 的】

市内の環境関連市民団体及び民間事業者における活動内容及び活動における課題等を把握し、後期計画の重点取組の検討等に際して参考とする。

【市民団体】

1. ヒアリング実施期間

平成30年9月27日（木） ～ 平成30年9月28日（金）

2. ヒアリング実施方法

エコプラザ西東京の登録団体に対して行った事前アンケートにて、ヒアリング調査への対応の可否を確認し、対応可能と回答した団体に対して、個別に聞き取り調査を実施しました。

3. ヒアリング対象団体

ヒアリングは下表に示す8団体に対して実施しました。

No.	団体名	分野
1	ごみ資源化資源市民会議	資源有効利用・ごみ減量
2	きぼう工房リユース推進会	資源有効利用・ごみ減量
3	西東京地域猫の会	生活環境、資源有効利用・ごみ削減
4	翠正会	資源循環、生活環境
5	西東京の自然を見つめる会	自然環境
6	はちどりの会	自然環境
7	西東京花の会	景観、資源有効利用・ごみ減量
8	レッジョ教育を広める会@キオッチョラ@	教育、資源有効利用・ごみ減量

4. ヒアリング結果概要

【団体の活動を進める上での主な課題等】

- ・ 会員の高齢化、若い世代の新規会員の入会者の不足
- ・ 会員数の不足に伴う活動内容の制限
- ・ 活動内容についての情報発信（ターゲットへの効果的な情報発信方法が確立できていない）

【団体から基本計画での取組への提案事項等】

- ・ 活動内容についての情報発信の支援体制づくり（広報誌、SNS等）
- ・ 市とタイアップして取り組んでいることがアピールできる仕組みづくり（団体だけの活動では市民の協力を得ることが難しいため）
- ・ 団体と一般市民、学校等との連携の支援の体制づくり（コネクションづくりの支援、イベント情報の発信等、市民がイベントに参加しやすい環境づくり等）
- ・ 市の各種事務手続きの簡素化（補助や施設利用手続き等）

【民間事業者】

1. ヒアリング実施期間

平成 30 年 10 月 4 日（木） ～ 平成 30 年 10 月 17 日（水）

2. ヒアリング実施方法

西東京市内に本社もしくは事務所を持つ事業者のうち、商工会を通じてヒアリングに対応可能と回答した事業者を対象として、個別に聞き取り調査を実施しました。

3. ヒアリング対象団体

ヒアリングは下表に示す 6 事業者に対して実施しました。

業 種	事業者数
建設業	4
通信業	1
不動産業	1

4. ヒアリング結果概要

【事業活動において環境配慮を進める上での主な課題等】

- 売り上げと CO₂ 排出量が比例しているため、事業活動が拡大している際の排出量削減が困難
- エコアクション 21 に基づいて取り組んでいるが、経年でマンネリ化するため、新たな目標設定を行うなどの対策が必要
- 下請けで工事を行う立場では、仕様に従う必要があるため、自社の判断で環境に配慮した製品を用いることが困難

【事業者から基本計画での取組への提案事項等】

- エコアクション 21 を取得したメリットが感じられる仕組みづくり（市の入札参加資格において優遇されれば、取得事業者が増えるのではないかな）
- エコアクション 21 の社会的認知度の向上（より多くの人や企業がエコアクション 21 を認知することで、エコアクション 21 を取得済みの企業の意識が上がり、会社としても企業価値が高まると考えられるため）
- 環境配慮行動を広げる手法として、打ち水等の取り組みやすく、PR 効果が大きいイベントを実施するのが効果的（やって終わりではなく、取組効果を定量化した方が良い）
- 市内の事業者とのマッチングの機会等の増加（現在の人数規模（20 名程度）では市の入札に参加することが困難、事務所は西東京市にあるが、市や市内事業者とのつながりが無い。）

資料 7 西東京市環境基本条例

平成14年 3月29日条例第 8 号
改正 平成18年 3月31日条例第12号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境基本計画等（第 7 条—第 9 条）

第 3 章 市が講ずる環境施策等

第 1 節 環境測定等の体制の整備（第10条）

第 2 節 環境管理等の実施（第11条・第12条）

第 3 節 環境学習の推進等（第13条・第14条）

第 4 節 市民等の活動の支援（第15条）

第 5 節 報告書等（第16条）

第 4 章 地球環境の保全等（第17条）

第 5 章 環境審議会等（第18条・第19条）

第 6 章 雑則（第20条・第21条）

附則

西東京市は、田無市と保谷市の合併により、今世紀最初に誕生したまちです。

市内には、はるか旧石器時代に始まる人々の暮らしの跡も散見され、農地、屋敷林、雑木林などに特徴づけられる自然や数多くの社寺等の歴史的、文化的遺産は、風情ある武蔵野の景観を創り上げています。

しかし、西東京市でも近年さまざまな環境問題に直面するようになり、先人から引き継いできたこのような豊かな恵みにも影響を及ぼしています。社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化は、大気汚染、水質汚濁、騒音、自然破壊、廃棄物の増加といった日常生活に身近なものから、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨の降下等の地球規模のものに至るまで、多種多様で相互に関連する環境問題群をもたらす結果となりました。

いうまでもなく、私たちは、健康で安心して暮らすことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、市民相互の理解と信頼関係の醸成をとおして、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務を有しています。

今、私たちは、日々の暮らしや生産活動が環境に負荷を与えている現実を謙虚に自覚し、物質的豊かさや利便性を追求する大量生産、大量消費、大量廃棄の仕組みに依存した資源消費型社会から、有限な資源を賢明に活用する資源循環型社会への転換を図らなければなりません。さらに、人間もまた生態系の一員であることを深く肝に銘じ、自然との共生を指向する環境保全型のまちを築き上げていくとともに、私たちの暮らしと世界の人々の暮らしが、地球環境に相互に影響しあっていることを認識し、地球規模の環境問題を解決するために積極的に協力していく必要があります。

私たちは、このような認識のもと、市民、事業者及び市が協働することによって、人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷の少ない市民社会を創造していくために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、西東京市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の真に豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の健康や動植物の生息・生育状況に被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。
- 5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害が発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。

2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。

3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。

4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、西東京市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 目標及び基本方針

(2) 施策の大綱

(3) 環境配慮指針

(4) その他環境の保全等を推進するために必要な基本的事項

3 市長は、環境基本計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ第18条に規定する西東京市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第8条 市長は、環境基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第3章 市が講ずる環境施策等

第1節 環境測定等の体制の整備

(環境の測定及び監視)

第10条 市長は、環境の状況を的確に把握するため、環境の測定及び監視の体制を整備し、環境の保全等に関する施策の推進に努めるものとする。

第2節 環境管理等の実施

(環境管理及び環境監査)

第11条 市長は、市の行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査に必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査を実施するよう指導その他必要な措置を講ずることができる。

（環境保全のための事前調査及び配慮）

第12条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業を行う者が環境に及ぼす影響を事前に調査し、環境を保全するため適正な配慮がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

第3節 環境学習の推進等

（環境学習の推進等）

第13条 市は、市民が環境の保全等に関し理解を深めるため、生涯に渡るさまざまな学習の場において、環境に関する学習が継続的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の目的を達成するため、環境に関する市民指導者等の人材の養成及び教材等の開発を推進し、それらが有効に活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境情報の収集及び提供）

第14条 市は、地域の環境から地球環境に至る環境情報の収集に努めるとともに、その情報を市民及び事業者提供するため必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体との交流並びに研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全等に必要な科学的知見の集積に努めるものとする。

第4節 市民等の活動の支援

第15条 市長は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間団体が行う自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずることができる。

第5節 報告書等

第16条 市長は、毎年、環境の状況その他環境の保全等に関する施策について報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、これを公表するとともに、年次報告書に対する市民の意見を聴くため必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項に定める年次報告書及び市民の意見について、第18条に規定する西東京市環境審議会に報告し、その提言に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境の保全等

（地球環境の保全等のための協力）

第17条 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体並びに関係機関等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に必要な施策及び広域的な取組を必要とする施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 事業者及び市民は、自らの事業活動及び日常生活が地球環境にも影響を及ぼすことを認識し、地球環境の保全に積極的に努めるものとする。

第5章 環境審議会等

（環境審議会）

第18条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として西東京市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
 - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 市の環境施策の進捗状況の検証に関すること。
 - (3) その他環境施策に関する基本的事項
 - 3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
 - 4 審議会は、第2項第1号に規定する事項の調査審議に際しては、より多くの市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。
 - 5 審議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。
 - (1) 公募市民 4人以内
 - (2) 事業者 2人以内
 - (3) 学識経験者 2人以内
 - (4) 関係行政機関の職員 2人以内
 - 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 審議会に、特別の事項を専門に調査するため、臨時の委員を置くことができる。臨時の委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。
 - 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(環境保全活動等推進員)
- 第19条 市長は、環境の保全等に関する活動及び環境に関する学習活動の推進を図るため、環境保全活動等推進員（以下「推進員」という。）を置く。
- 2 推進員は、10人以内とし、環境の保全等に関する活動及び環境に関する学習活動に関心と意欲を有する公募市民、事業者及び教育関係者の中から市長が依頼するものとする。
 - 3 推進員の活動等について必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 雑則

(指導、勧告等)

第20条 市長は、環境の保全等を推進するため、特に必要があると認めるときは、関係者に対し、説明若しくは報告を求め、又は必要な指導若しくは勧告を行うことができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第12号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

資料8 計画の諮問・答申

30 西み環第 228 号

平成 30 年 7 月 11 日

西東京市環境審議会会長 様

西東京市長 丸 山 浩 一

「西東京市第2次環境基本計画」後期計画の策定について（諮問）

西東京市環境基本条例（平成 14 年西東京市条例第 8 号）第 18 条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会に諮問します。

記

【諮問事項】

西東京市地球温暖化対策地域推進計画を包含した西東京市第2次環境基本計画後期計画（平成 31 年度から平成 35 年度まで）の策定について

【諮問理由】

現行の西東京市第2次環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）については、平成 26 年度から 5 年が経過した時点で中間見直しを行うとしていることから、平成 30 年度において環境基本計画の見直しを行い、平成 31 年度から平成 35 年度までの後期計画を策定する必要があります。

また、西東京市地球温暖化対策地域推進計画（以下「地域推進計画」という。）については、平成 22 年度から平成 32 年度までの期間となっていますが、環境基本計画の見直しに合わせ、地域推進計画についても見直しを行うとともに、環境基本計画後期計画に包含することが望ましいと考えます。

以上のことにより、貴審議会において調査審議のうえ、答申いただくことを求めます。



30 西 審 環 第 7 号

平成 31 年 1 月 28 日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

西東京市環境審議会

会長 安 永 円理子

西東京市環境基本計画後期計画の策定について（答申）

平成 30 年 7 月 11 日付 30 西み環第 228 号にて諮問のありました西東京市環境基本計画後期計画の策定について、別添「西東京市第 2 次環境基本計画後期計画（案）」のとおり答申いたします。

本答申を取りまとめるにあたり、当審議会は、平成 30 年 7 月 11 日から平成 31 年 1 月 23 日まで、計 5 回の審議会を開催し、西東京市地球温暖化対策地域推進計画の包含等、多面的な視点から積極的な審議を重ねてまいりました。

また、平成 30 年 9 月に実施した「市民意識調査（アンケート）」、平成 30 年 9 月から 10 月に実施した「環境登録団体、市内事業所（ヒアリング調査）」及び平成 30 年 12 月から 1 月に実施したパブリックコメントでの意見等を参考にいたしました。

これらの審議の経緯を十分にご配慮いただき、西東京市第 2 次環境基本計画後期計画の策定に際しては、本答申が最大限に尊重されるよう要望いたします。

西東京市第2次環境基本計画 後期計画

発行：平成31年3月

編集：西東京市 みどり環境部 環境保全課

〒202-0011 東京都西東京市泉町3-12-35 エコプラザ西東京

TEL 042-438-4042 FAX 042-438-1762

メールアドレス：kankyou@city.nishitokyo.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

西東京市第2次環境基本計画 後期計画



西東京市

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用



本書は地球環境にやさしい再生紙と植物油インキを使用しています。本書はメディアユニバーサルデザイン(MUD)の考え方を取り入れています。